令和3年度

大分市包括外部監查報告書

「固定資産税の課税に関する事務の執行について」

令和4年3月

大分市包括外部監査人

公認会計士 栗林 栄太

令和3年度 大分市包括外部監査報告書

「固定資産税の課税に関する事務の執行について」

令和4年3月 大分市包括外部監査人 公認会計士 栗林 栄太

目次

第1部	外部監査の概要	1
第1.	外部監査の種類	1
第2.	選定した特定の事件(テーマ)	1
第3.	監査対象年度	1
第4.	監査対象部局	1
第5.	監査実施期間	1
第6.	特定の事件として選定した理由	1
第7.	監査の着眼点	2
第8.	監査対象となる固定資産税の抽出基準	2
第9.	主な監査手続	4
第10	O. 監査従事者の資格及び氏名	5
第1	1. 利害関係	5
第2部	大分市の固定資産税の概要	7
第1.	固定資産税制度について	7
1	固定資産税の概要	7

2.	固定資産税の仕組みと計算方法	. 8
3.	固定資産と固定資産税の基本原則	10
4.	固定資産税の財政構造	11
5.	市町村の固定資産税が抱える課題	11
第2.	大分市の状況	12
1.	人口・世帯状況、年齢3区分別人口比率(高齢化率、年少人口割合)の推移	12
2.	市税に関する状況	13
3.	固定資産税に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4.	固定資産税に関する見直しの取り組み、対応状況	22
5.	中核市との税収等の比較	23
6.	市税に関する組織の状況	24
7.	税の管理に関するシステムについて	30
第3部	監査対象とした固定資産税と監査手続	32
第1	監査を行うに当たっての基本的な事項	32
1.	監査手続の概要	32

第2	納税者の管理と納税通知書の発送に関する監査手続と結論	33
(1)	固定資産税事務について	33
第3 章	税額更正に関する監査手続と結論	50
(1)	固定資産税の更正、賦課替え、返還金について	50
第4 :	土地・家屋の財産評価に関する監査手続と結論	61
(1)	土地の評価方法、評価額、実地調査について	61
(2)	家屋の評価方法、評価額、実地調査について	90
第5 1	賞却資産税に関する監査手続と結論	114
(1)	償却資産の登録、評価方法、評価額について	114
第6 』	収納に関する監査手続と結論	151
(1)	固定資産税の収納について	151
第7 泊	帯納整理に関する監査手続と結論	174
(1)	固定資産税の滞納整理事務について	174
第8)	減免に関する監査手続と結論	198
(1)	固定資産税の減免の申請手続きについて	198

第4部	全体に共通する監査結果及び意見(総合意見)	209
第1.	固定資産税の課税に関する事務の執行について	209
1.	I T化の促進について	209
2.	業務マニュアルの整備	210
3.	償却資産税に関する課税の強化	210
4.	死亡者課税に関する賦課替え事務の強化	211
5.	滞納している税金の時効成立について	212
6.	固定資産税の減免の条件の厳格化	212
第2.	今後の行政の事務手続きにおける内部牽制制度の確立について	213
参考		214

第1部 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件 (テーマ)

固定資産税の課税に関する事務の執行について

第3. 監査対象年度

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)。ただし、必要に応じて 過年度まで遡及するとともに、令和3年度の一部についても監査対象とした。

第4. 監查対象部局

財務部 資産税課、納税課

第5. 監査実施期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

第6. 特定の事件として選定した理由

本市における固定資産税収入は、令和3年度当初予算において約360億円が計上され、 市税収入の約47%を占めており、市の財政運営において重要な財源となっている。

また、全国的に、固定資産税に係る課税誤りの事例が多く見受けられ、こうした事案は 市民に対する信頼を大きく損なうことにつながるため、課税事務の適切な執行が強く求 められているところである。

以上のことから、市税の大幅な減少や感染症対策など厳しい財政運営を強いられる今後の状況を踏まえ、安定した基幹収入の確保は極めて重要な課題であり、固定資産税に関する事務が正確かつ効率的に執行されているかを検証するために監査を実施する意義は大きいものと考えられるため、令和3年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

第7. 監査の着眼点

監査を行うに当たり、以下の基本的な着眼点を持って監査要点、監査手続を決定している。

- ・固定資産税の各種事務は関連法令に従い、公平かつ適切に実施されているか。
- ・固定資産の評価方法、評価額は適切であるか。
- ・固定資産の実情の把握(実地調査等)は適切に行われているか。
- ・固定資産税の賦課は公平かつ適切に行われているか。
- ・固定資産税の収納及び滞納整理事務は適切に行われているか。
- ・固定資産税の減免手続きは適切に行われているか。
- ・固定資産及び固定資産税の登録事務手続きは適切に行われているか。
- ・固定資産及び固定資産税に関する根拠資料の保管は適切に行われているか。
- ・担当部局内の職務分掌は効果的かつ効率的に行われているか。

第8. 監査対象となる固定資産税の抽出基準

固定資産と固定資産税の概要を把握した上で、下記の視点に基づき監査対象を抽出している。

納税者の管理と納税通知書の発送

納税者の管理と納税通知書の発送に関する事務手続きにおいて、通常の発送における誤りなどは生じにくいため、住所不明などによる返戻、返戻後の居所調査の結果の再発送、あるいは公示送達などの、異例な発送手続きを中心に抽出している。

・税額の更正手続き

一度決定した税額を変更する際には様々な原因があり、滅失家屋への課税、土地の住 宅認定の誤り、固定資産の所有者の死亡などが主な原因である。これらについては、原 因ごとに様々な理由が存在するため、更正の原因ごとに抽出を行っている。

・土地・家屋の財産評価

土地・家屋に関する財産評価において、一般的な土地・家屋の評価では誤りなどは生じにくいため、住宅用地特例の対象となる土地・家屋、用途変更があった土地・家屋、登記地目と課税地目が異なる土地などの、異例な土地・家屋の評価を中心に抽出している。

償却資産税の申告の確認

固定資産税において、償却資産のみが申告制を採用しており、無申告の場合の督促、 申告内容の確認と修正、賦課、税額計算と幅広い確認が必要となる。従って、通常の事 務手続きに加え、非課税となる所有者や物件、免税点未満の納税義務者、納税者の死亡 や廃業などの、異例な償却資産と償却資産税の手続きを中心に抽出している。

なお、固定資産税(償却資産)を便宜上、償却資産税と呼ぶこととする。

・収納事務の手続き

収納に関する事務手続きにおいて、通常の収納手続きにおける誤りなどは生じにくいため、振替口座の新規登録や廃止、二重納付、還付手続きなどの、異例な収納手続きを中心に抽出している。

・滞納整理の手続き

滞納整理に関する手続きにおいて、督促状等の発送や財産調査などのように一連の事務手続きとして実施されるものと、滞納処分(財産の差押え、財産の換価等)とその執行停止や不能欠損処分などのように滞納者ごとに様々な事情が想定されるものとに分けられる。従って、一連の事務手続きについては無作為に、滞納者ごとに様々な事情が想定される手続きは異例な手続きを中心に抽出している。

・減免の手続き

減免に関する手続きにおいて、対象者ごとに様々な事情が想定されるため、土地、家屋、償却資産の全ての固定資産に渡り、広く抽出を行っている。その際には、一度減免対象となると継続しやすい傾向があるため、新規案件と継続案件とに分けて抽出を行っている。

第9. 主な監査手続

・事務の概要把握

担当部署への質問、関係書類・帳票等の閲覧、証票等の突合せ、必要に応じて運用現場の視察等を実施し、その実態の検討を行った。

・ 合規性の検討

関係法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかを検討するため、事務 の流れと規則について説明を受け、関連文書の閲覧、必要に応じて運用現場の視察を行っ た。

また、検討対象として抽出したサンプルについて担当部署に質問を行い、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合、必要に応じて運用現場の視察を行った。

正確性の検討

固定資産税の事務の正確性が確保されているかどうかを検討するため、市が構築している正確性を確保するための仕組みについて説明を受けた。

その上で、検討対象として抽出したサンプルについて担当部署に質問を行い、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合、必要に応じて運用現場の視察を行った。

・有効性及び効率性の検討

有効性かつ効率的に、事務が行われているかを検討するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当部署に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合、必要に応じて運用現場の視察を行った。

有効性及び効率性の観点から、固定資産税の事務に関する部署が一定の方針の下で事務を行っているかを確認するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当部署に質問を行い、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合、必要に応じて運用現場の視察を行った。

・公平性の検討

固定資産税の事務が、法規に準拠し、公平に行われているかを検討するため、検討対象 として抽出したサンプルについて担当部署に質問し、関係書類の閲覧及び証票書類との 照合、必要に応じて運用現場の視察を行った。

公平性の観点から、固定資産税の事務に関する部署が一定の方針の下で事務を行っているかを確認するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当部署に質問し、関係書類の閲覧及び証票書類との照合、必要に応じて運用現場の視察を行った。

課税の公平性を図る上で、課税客体の捕捉が重要であり、限られた人員の中、効果の高

い課税捕捉のための取組みを行っているか、その取り組み状況について担当部署に質問を行い、関係書類の閲覧及び証票書類との照合、必要に応じて運用現場の視察を行った。

第10. 監査従事者の資格及び氏名

区分			資格	氏名			
包括	外部監	査 人	公認会計士・税理士	栗	林	栄	太
補	助	者	公認会計士・税理士	後	藤	大	輔
補	助	者	公認会計士・税理士	田	北	万	世
補	助	者		西	本	山	海
補	助	者		西	本 真	真 由	美
補	助	者		Щ	本	優	子

第11. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

・「外部監査の結果」と「意見」

「外部監査の結果」

地方自治法第252条の37第5項に規定する外部監査の結果である。

監査上の判定基準としては、違法(法令、条例、規則等の違反)又は不当(違法でないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、又は適当でないこと)なもの。

「意見」

地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定する監査の結果に添えて提出する意見である。

監査上の判定基準としては、違法又は不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出 事項として記載することが適当を判断したもの。

• 端数処理

報告書の数値は、金額、比率について、表示単位未満の端数を四捨五入して記載してい

る。従って、報告書内の数値の合計等が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用 しているため、端数処理が不明確な場合もある。

報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

ただし、大分市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

第2部 大分市の固定資産税の概要

第1. 固定資産税制度について

1. 固定資産税の概要

固定資産税は、シャウプ勧告を契機として行われた昭和 25 年の地方税制度の根本的改革に伴い創設された。

固定資産(土地、家屋及び償却資産)の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に 存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税す る財産税となっている。

応益原則とは、市町村の道路整備、上下水道の敷設、学校等の教育施設の充実などにより、固定資産の価値は増大する。他方、固定資産が存在することにより、清掃事業、し尿処理、消防事務、公害対策などの事務や公共施設の必要性が増すようになる。

このような関係から固定資産税は使途を特定せず、一般経費に充てられる普通税に最も適していると言われている。

また、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、所有者の人的要素 (所得の多少、扶養家族の有無、身体的・年齢的条件)に関係なく、その有する価値の固 定資産であれば、単位当たりは同じ額の税額が求められるため、税源の偏りが小さく市町 村税としてふさわしい基幹税目となっている。

日本全体においては、2019 (令和元) 年度では、8,716 万人 (土地:4,106 万人、家屋:4,153 万人、償却資産:457 万人) が固定資産税を納税している。

また、日本全体における 2019 (令和元) 年度の固定資産税の税収は 9 兆 1,988 億円であり、2019 (令和元) 年度の税収 (103 兆 3,866 億円) の約 9%にあたる。

(出典:「国税・地方税の税収内訳(2019(令和元)年度決算額)」)

1.	課税客体	土地、家屋及び償却資産
2.	課税主体	全市町村(東京都 23 区内は東京都が課税)
		土地、家屋又は償却資産の所有者
3.	納税義務者	(土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者
		等を固定資産課税台帳に登録し課税)
4.	課税標準	価格(適正な時価)
5.	税率	標準税率:1.4%
6.	免税点	土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円
7.	賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日

2. 固定資産税の仕組みと計算方法

(1) 固定資産を評価(固定資産の評価方法)

固定資産税の課税標準額(税額の計算の基礎となるもの。(2)を参照)の基になる固定資産の「価格(評価額)」は、適正な時価(評価時の正常な取引価格)とされている。市町村の長が、総務大臣が定めた基準(以下、「固定資産評価基準」)に基づいて、一つ一つの固定資産を評価(土地や家屋の固定資産は、3年に一度評価が見直される。)し、「価格」の決定がされる。評価方法は土地や家屋ごとに異なり、それぞれの評価方法は次のとおりである。

区分	評価方法
1. 土地	宅地や農地の地目別(地目とは、それぞれの土地をその用途によって分類
	したもの。例えば、田や畑、宅地。)に売買実例価格等を基礎として、評価
	額を計算。宅地については地価公示価格等の7割を目途に評価額を計算。
	再建築価格(評価対象となる家屋と同一のものを、評価時点において、そ
0 学民	の場所に新築するとした場合に必要となる建築費)に経年減点補正率等
2. 家屋	(家屋の建築後の年数の経過に応じて、生じる減価を基礎として定めた
	率)に乗じて、評価額を計算。

(2) 評価額を基に課税標準額を決定(価格の決定の仕方)

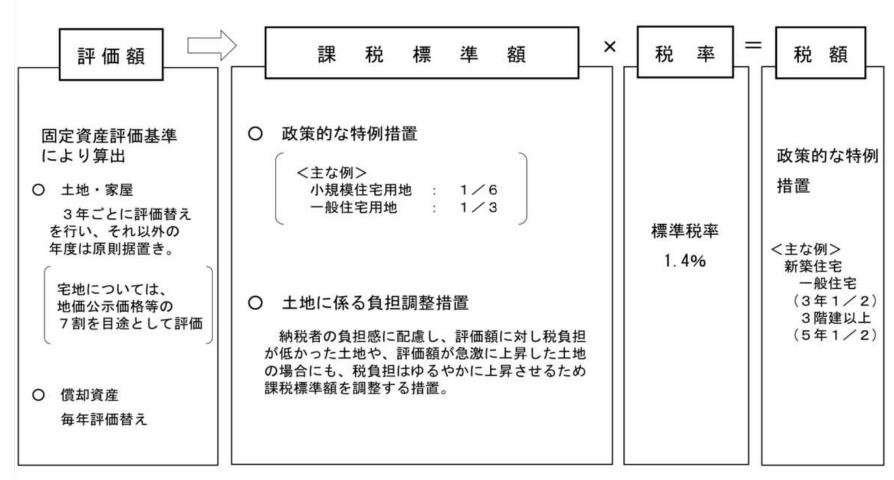
(1) で算定された評価に基づき、賦課期日(1月1日)の資産価格を決定し、これが課税標準額になる。また、納税者の負担感に配慮し、評価額に対して低い場合や評価額が急激に上昇した場合でも税負担をゆるやかに上昇させるよう負担調整措置という仕組みが講じられている。なお、場合により特例措置(課税標準額を減少させる措置)が適用されることがある。

(3) 課税標準額×税率 (1.4%) =税額(税額の決定の仕方)

(2) で決められた課税標準額に対し、税率(原則1.4%)を掛けた額が税額となる。 しかし、市町村は必要に応じて、1.4%と異なる税率を条例で定めることができる。また、場合により減額措置(税額を減少させる措置)が適用されることがある。

(4) 納税通知書の送付

課税標準額、税率、税額、納期、それぞれの納期における納付額、納付場所などが記載された「納税通知書」が市町村から納税義務者に対して送付される。納期は市町村の条例により定められ、原則、年に4回の納期に分けて納税することになり、納税者が希望すれば、一度に全額を支払うこともできる。



(総務省ホームページより)

3. 固定資産と固定資産税の基本原則

(1) 所有者課税の原則(地方税法第343条の1)

固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者である。

但し、質権が設定されている土地や 100 年をより長い存続期間の定めのある地上権 が設定されている土地については、その質権者又は地上権者が納税義務者となる。

(2) 台帳課税の原則(地方税法第343条の2)

固定資産税の課税にあたり台帳課税の原則がとられているのは、課税上あくまでも 真実の所有者を追求して納税義務者を決定するとなると、課税事業者側が複雑多岐な 民事上の権利関係に介入して真実の所有者を判定することとなり、この困難を避ける ためである。

但し、台帳課税の原則の例外も認められており、所有者として登記又は登録されている個人(又は法人)が賦課期日前に死亡(又は消滅)している場合などは、原則を貫くと存在しない者に課税することとなってしまう(死亡者課税)。そこで、このような課税上の不合理を是正するため、賦課期日現在における現に所有している者(相続人)をもって納税義務者とすることが規定されている。

(3) 賦課期日(地方税法第359条)

固定資産税の賦課期日は1月1日である。従って、賦課期日現在において所有者として登記簿に登録されている者が当該年度の固定資産税の納税義務を負うことになる。 従って、売買等により実質の所有権が移転している場合でも、賦課期日現在の登記簿の 所有権移転登記がなされていないと旧所有者に固定資産税が課される。

(4) 固定資産税の賦課処分(地方税法第364条の1)

固定資産税は課税庁が一方的に租税債権の内容を具体的に確定させる処分(賦課処分)を行い、納税通知書を納税者に交付することにより税を徴収する(普通徴収)。

(5) 固定資産税の非課税(地方税法第348条)

固定資産税には非課税扱いとなる制度が定められている。

所有者の公的な性格にかんがみて非課税(人的非課税:国並びに都道府県、市町村等が所有する固定資産)となる場合と、固定資産の性格又は用途による非課税(物的非課税:例えば、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等がその本来の用に供する目的で所有、あるいは無償で借り受けたもの)。

(6) 固定資産税の減免(地方税法第367条)

地方公共団体が法令及び条例の定めるところにより、課税権を行使した後、納税者の

申請によって、その税額の全部または一部を免除するものである。この点から、前述の 課税権を行使することが出来ない、もしくは行使しない非課税とは異なる。

4. 固定資産税の財政構造

固定資産税は普通税と定められており、税収の使途が定められていない税である。従って、道路や学校、公園、公共施設等の整備のほか、医療・年金・介護・福祉などの社会福祉関係を含めた行政サービス全般に使われている。

5. 市町村の固定資産税が抱える課題

全国の市町村が抱える固定資産税に係る課題として、所有者不明土地等に係る問題が 存在している。

所有者不明土地や空家等が全国的に増加しており、公共事業の推進(公共工事の用地取得、災害が発生した土地の修復など)、生活環境面(管理が行き届いていない空き家の影響で、防災、衛生、景観など)において様々な課題が生じている。

所有者不明土地の実態として、全国の所有者不明率は 20.3%、土地面積では約 410 万 ha に相当しており、九州の総面積 368 万 ha を超えている。このまま対策が進まなければ、2040 年には 720 万 ha に増えると予想されている。

また、空き家数は848万9千戸と過去最多となり、全国の住宅の13.6%を占めている。 これらの所有者不明土地等では、所有者特定ができずに課税の公平性に問題が生じる だけでなく、固定資産税の減収にもつながっている。

今後も続く高齢化社会において相続機会が増加する中で、所有者不明土地等の増加が 見込まれており、所有者情報の円滑な把握は固定資産管理と課税に多くの課題をもたら している。

第2. 大分市の状況

1. 人口・世帯状況、年齢3区分別人口比率(高齢化率、年少人口割合)の推移大分市の人口と世帯数、年齢別3区分人口の推移は、下図のとおりである。

人口は、2000年以降増加傾向にあるものの、近年、人口の伸びは鈍化し、2020年には 初めての人口減に転じている。

世帯数は、2000年以降継続して増加しており、人口の減少を考慮すると、核家族化が進んでいると見られる。

年齢別に人口を見てみると、15歳未満人口は継続して減少傾向、15~64歳人口はいったん増加したものの減少に転じている。一方、65歳以上人口はかなりの勢いで増加し続けており、その結果、年少人口は減少傾向、高齢化率は上昇傾向にあると言える。

	総人口	世帯数	年齢	別3区分人口	(人)	年少人口の	高齢化率
	(人)	(世帯)	15 歳未満	15~64 歳	65 歳以上	割合 (%)	(%)
2000 (H12) 年	437, 786	169, 696	71, 131	304, 423	62, 232	16. 25	14. 22
2005 (H17) 年	465, 215	188, 324	69, 789	315, 122	80, 304	15. 00	17. 26
2010 (H22) 年	474, 794	203, 553	69, 114	310, 381	95, 299	14. 56	20. 07
2015 (H27) 年	478, 931	214, 795	68, 047	295, 097	115, 787	14. 21	24. 18
2020 (R2) 年	478, 295	225, 329	65, 096	282, 693	130, 506	13. 61	27. 29
2021 (R3) 年	477, 564	226, 685	64, 223	280, 737	132, 604	13. 45	27. 77

※各年9月末日時点、大分市「住民基本台帳」

2. 市税に関する状況

市の歳入における税収の状況と、その中で重要な位置を占める固定資産税収入について以下、市の状況を掲載する(いずれも、令和3年度市税概要より抜粋)。

(1) 市税納税義務者数 (現年調整分・決算時)

市税納税義務者数 (現年調整分・決算時)

(単位:人)

人 税目	年度	H28	H29	H30	R1	R2
市	民 税	237, 236	239, 566	242, 154	245, 574	248, 749
	(個人)	223, 309	225, 353	228, 123	231, 215	234, 309
	普 通 徴 収	76, 864 (387)	75, 428 (435)	77, 083 (377)	76, 441 (365)	76, 503 (317)
	特別徴収	146, 445	149, 925	151,040	154, 774	157, 806
	(法人)	13, 927	14, 213	14, 031	14, 359	14, 440
固	定資産税	155, 771 (345)	157, 240 (344)	158, 504 (445)	159, 882 (316)	161, 087 (509)
	土地・家屋	151, 120 (150)	151, 938 (160)	152, 726 (121)	154, 027 (48)	155, 005 (97)
	償 却 資 産	4, 639 (195)	5, 292 (184)	5, 768 (324)	5, 845 (268)	6, 071 (412)
	交 付 金納 付 金	12	10	10	10	11
軽 (5	自動車税景境性能割)	1	=	here.	634 (—)	2, 328 (-)
軽 (自動車税種別割)	184, 378 (13)	184, 227 (8)	184, 721 (18)	185, 721 (1)	185, 967 (14)
市	たばこ税	8 (-)	7 (-)	8 (-)	9	10 (-)
特別	別土地保有税	0	0	0	0	0 ()
入	湯税	218, 846	248, 245	314, 666	306, 571	150, 155
事	業 所 税	748	740 (2)	733 (2)	731 (4)	736 (2)
都	市計画税	129, 956 (102)	130, 757 (95)	131, 660 (78)	132, 799 (32)	133, 753 (76)
	合 計	926, 943	960, 782	1, 032, 446	1, 031, 921	882, 785

※ () 内は過年度課税分を再計

(2) 市税年度別決算状況

市税年度別決算状況

年度	R2										
税目	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率	前年度は			
市民税	(千円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(%)	(%)			
	30, 431, 617	30, 735, 830, 846	30, 466, 854, 053	18, 127, 864	291, 847, 174	40, 998, 245	99.1	97. 1			
個人市民税	25, 043, 398	25, 295, 049, 075	25, 064, 970, 180	17, 160, 063	215, 863, 177	2, 944, 345	20.000	200000000000000000000000000000000000000			
現年課税分 潜納繰越分	24, 963, 495 79, 903	25, 087, 527, 731	24, 985, 063, 346	930, 272	104, 435, 349	2, 901, 236	99. 6 38. 5	101. 7 92. 8			
法人市民税	10/4,909,700	207, 521, 344	79, 906, 834	16, 229, 791	111, 427, 828	43, 109 38, 053, 900	99.3	80.3			
現年課税分	5, 388, 219 5, 384, 317	5, 440, 781, 771 5, 408, 343, 600	5, 401, 883, 873 5, 397, 981, 007	967, 801 151, 600	75, 983, 997 48, 264, 893	38, 053, 900	99.8	80.3			
港納線越分	3, 902	32, 438, 171	3, 902, 866	816, 201	27, 719, 104	38, 053, 900	12.0	46.1			
固定資産税	35, 865, 624	36, 606, 364, 779	35, 925, 157, 872	9, 406, 460	673, 335, 654	1, 535, 207	98. 1	100.3			
現年課税分	35, 673, 864	36, 288, 062, 033	35, 733, 399, 122	2, 089, 113	554, 069, 460	1, 495, 662	98.5	100.3			
港納綠越分	41, 163	167, 705, 546	41, 161, 550	7, 317, 347	119, 266, 194	39, 545	24.5	128.3			
交納付金	150, 597	150, 597, 200	150, 597, 200	0	119, 200, 194	33, 348	100.0	99.0			
軽自動車税	1, 382, 821	1, 404, 127, 868	1, 387, 756, 062	2, 096, 638	14, 425, 118	149, 950	98. 8	105. 5			
(種別割) 現年課税分	1, 377, 678	1, 388, 439, 100	1, 382, 613, 278	31,800	5, 943, 972	149, 950	99.6	105. 6			
港納線越分	5, 143	15, 688, 768	5, 142, 784	2, 064, 838	8, 481, 146	143,550	32.8	97.4			
市たばこ税	3, 115, 517	3, 115, 517, 488	3, 115, 473, 439	0	50, 040	5, 991	100.0	95. 5			
現年課税分	3, 115, 517	3, 115, 517, 488	3, 115, 473, 439	0	50,040	5, 991	100.0	95. 5			
港納繰越分	0	0	0	0	0	0	_	_			
特別土地保有税	0	20, 723, 811	0	0	20, 723, 811	0	0.0	0.0			
現年課税分	0	0	0	0	0	0	_	_			
滞耕綠越分	0	20, 723, 811	0	.0	20, 723, 811	0	0.0	0.0			
入湯税	22, 523	22, 523, 250	22, 523, 250	0	0	0	100.0	49.0			
事業所税	3, 030, 393	3, 092, 183, 910	3, 046, 148, 700	0	46, 035, 210	0	98. 5	99. 2			
現年課税分	3, 030, 393	3, 092, 097, 700	3, 046, 148, 700	0	45, 949, 000	0	98.5	99. 2			
潜納綠越分	0	86, 210	0	0	86,210	0	0.0	0.0			
都市計画税	4, 714, 809	4, 834, 255, 484	4, 727, 177, 711	1, 667, 800	105, 683, 916	273, 943	97. 8	99. 9			
現年課税分	4, 707, 318	4, 803, 375, 391	4, 719, 686, 583	280, 872	83, 674, 424	266, 488	98.3	99. 9			
潜納綠越分	7, 491	30, 880, 093	7, 491, 128	1, 386, 928	22, 009, 492	7, 455	24. 3	127. 8			
습 밝	78, 563, 304	79, 831, 527, 436	78, 691, 091, 087	31, 298, 762	1, 152, 100, 923	42, 963, 336	98. 6	98.8			
現年課税分	78, 425, 702	79, 356, 483, 493	78, 553, 485, 925	3, 483, 657	842, 387, 138	42, 873, 227	99.0	98.8			
潜納繰越分	137, 602	475, 043, 943	137, 605, 162	27, 815, 105	309, 713, 785	90, 109	29.0	99.9			

[[]注] 前年度比は収入額に関する比

3. 固定資産税に関する状況

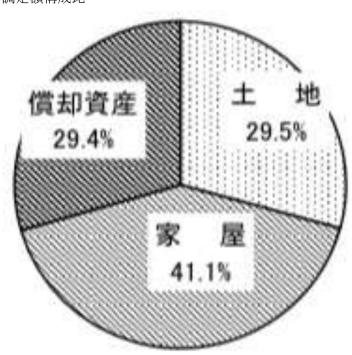
(1) 調定額の推移と調定額構成比

調定額の推移(単位:千円・%)

区分	±	対	Ė	家		緻	償 月	資 中	産	計		納税
年度	測定額	構成比	前年度比	調定額	構成比	前年度比	測定額	構成比	前年度比	測定額	前年度比	義務者数
H28	10, 499, 871	30.1	99.1	14, 109, 270	40. 5	103.5	10, 258, 512	29. 4	103. 5	34, 867, 653	102.1	155, 759
H29	10, 441, 561	29.1	99.4	14, 544, 772	40. 5	103.1	10, 892, 498	30. 4	106. 2	35, 878, 831	102.9	157, 230
H30	10, 358, 433	29. 2	99. 2	14, 319, 160	40. 3	98.4	10, 840, 408	30. 5	99.5	35, 518, 001	99. 0	158, 494
R1	10, 430, 793	29.3	100.7	14, 679, 407	41. 2	102.5	10, 524, 049	29. 5	97.1	35, 634, 249	100.3	159, 515
R2	10, 454, 311	28.8	100.2	15, 080, 681	41.6	102.7	10, 753, 070	29. 6	102. 2	36, 288, 062	101, 8	161,076
R3	10, 411, 086	29.5	99.6	14, 501, 995	41. 1	96. 2	10, 378, 077	29.4	96, 5	35, 291, 158	97. 3	160, 965

- [注] (1) 令和3年度分は当初調定分である。
 - (2) 償却資産は総務大臣配分を含む。
 - (3) 滞納繰越分を除く。

調定額構成比



(2) 土地筆数、家屋棟数、評価額及び課税標準額の推移

土地筆数、家屋棟数

(単位:筆・棟・%)

年度	土 地	前年度比	家 膙	前年度比
H28	521, 361	100. 5	193, 679	100. 1
H29	523, 202	100. 4	193, 807	100. 1
H30	526, 202	100. 6	193, 981	100. 1
R1	527, 952	100.3	193, 982	100. 0
R2	529, 833	100. 4	195, 152	100. 6
R3	532, 122	100. 4	195, 285	100. 1

[〔]注〕 非課税土地、非課税家屋を除く。

評価額及び課税標準額の推移(当初)

(単位・千円・%)

年度	項目	土 地	前年度比	家 屋	前年度比	償却資産	前年度比	21	前年度比
5555	評価額	1, 815, 387, 52	2 99.3	1, 060, 657, 784	103.5	786, 208, 379	103. 9	3, 662, 253, 685	101.5
H28	課 税 標準額	754, 367, 39	6 99.0	1, 060, 243, 785	103.5	15, 080, 681	103. 3	1, 829, 691, 862	102. 1
	評価額	1, 808, 569, 35	7 99.6	1, 091, 061, 122	102.9	826, 803, 702	105. 2	3, 726, 434, 181	101.8
H29	課 税 標準額	751, 771, 96	8 99.7	1, 088, 719, 697	102.7	776, 241, 527	5147. 3	2, 616, 733, 192	143. 0
	評価額	1, 816, 192, 11	3 100.4	1, 077, 014, 683	98.7	806, 065, 892	97. 5	3, 699, 272, 688	99. 3
H30	課 税 標準額	745, 997, 84	9 99.2	1, 074, 729, 902	98, 7	765, 161, 275	98. 6	2, 585, 889, 026	98.8
12/02	評価額	1, 818, 451, 94	9 100.1	1, 103, 860, 168	102.5	790, 213, 423	98. 0	3, 712, 525, 540	100. 4
R1	課 稅 標準額	751, 179, 11	4 100.7	1, 102, 128, 595	102.5	751, 863, 605	98. 3	2, 605, 171, 314	100. 7
	評価額	1, 818, 136, 81	1 100.0	1, 136, 662, 056	103.0	790, 037, 815	100.0	3, 744, 836, 682	100. 9
R2	課 税 標準額	751, 815, 64	1 100.1	1, 135, 079, 225	103.0	753, 353, 196	100. 2	2, 640, 248, 062	101. 3
eren e	評価額	1, 891, 363, 91	7 104.0	1, 106, 823, 395	97. 4	779, 481, 898	98. 7	3, 777, 669, 210	100.9
R3	課 税 標準額	748, 605, 89	6 99.6	1, 093, 341, 085	96. 3	743, 196, 926	98. 7	2, 585, 143, 907	97.9

[〔]注〕 免税点未満を除く。

(3) 土地に関する概要、家屋に関する概要、償却資産の概要

土地に関する概要

年度	種別区別	地積	前年度比	地 積構成比	評価額	前年度比	評価額 構成比	筆 数	平均価格	最高価格
28		m² 279, 617, 465	% 99, 9	%	千円 1, 819, 688, 289	% 99, 3	%	筆 521, 361	円/㎡ 6,508	円/㎡ 361, 421
29		279, 645, 934	100.0	=	1, 808, 569, 357	99. 4	-	523, 202	6, 467	361, 421
30		279, 711, 935	100, 0	=	1, 816, 192, 113	100. 4	-	526, 202	6, 493	391, 175
元		279, 617, 744	100.0	=	1, 818, 451, 949	100, 1	1	527, 952	6, 503	391, 175
2		279, 658, 851	100.0	-	1, 822, 385, 550	100, 2	-	529, 833	6, 516	391, 175
3	田	26, 788, 913	84, 9	9. 6	21, 770, 036	88, 1	1. 1	42, 112	(97) 813	62, 219
	畑	18, 177, 672	75. 5	6, 5	34, 340, 235	92. 1	1.8	41, 080	(33) 1,889	61, 500
	宅地	68, 034, 694	100. 9	24. 3	1, 704, 574, 510	104. 9	89. 9	295, 247	25, 054	486, 465
	鉱泉地	692	99. 4	0.0	78, 739	102. 3	0.0	202	113, 785	412, 432
	池沼	122, 325	103. 1	0, 0	2, 020	101. 1	0.0	449	17	158
	山林	124, 190, 065	106.8	44. 4	2, 937, 675	105.0	0.2	94, 577	(19) 24	434
	牧 場	41, 313	99. 7	0.0	1,078	99, 8	0.0	25	26	58
	原野	22, 380, 732	106, 1	8. 0	268, 515	106.7	0.0	23, 291	12	229
	雑種地	20, 059, 491	105. 2	7. 2	131, 713, 023	102. 2	6.9	35, 139	6, 566	264, 393
	8H	279, 795, 897	100.0	100.0	1, 895, 685, 831	104.0	100.0	532, 122	6, 775	486, 465

[[]注] (1) 非課税地を除き、免税点未満を含む。

⁽²⁾ 平均価格の()内は、市街化区域農地・山林を除いたもの。

家屋に関する概要

年度		区 分	所有者数	棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格	単位当たり価格
-	- 1	40 90	(人)	138, 724	12, 476, 643	(千円)	(円)
	木	総数 免税点未満		7, 312	314, 616	374, 550	1, 190
	游	免税点以上		131, 412	12, 162, 027	291, 373, 384	23, 958
	非	総 数		54, 955	17, 276, 408	768, 909, 850	44, 506
H28	木	免税点未満		456	10, 275	39, 449	
	遊	免税点以上		54, 499	17, 266, 133	768, 870, 401	44, 531
		総数	133, 530	193, 679	29, 753, 051	1, 060, 657, 784	35, 649
	21	免税点未満	5, 071	7, 768	324, 891	413, 999	1, 274
		免税点以上	128, 459	185, 911	29, 428, 160	1, 060, 243, 785	36, 028
	木	総数		138, 586	12, 587, 389	304, 295, 678	24, 175
	20.75	免税点未満		7, 155	308, 238	367, 102	1, 191
	遊	免税点以上		131, 431	12, 279, 151	303, 928, 576	24, 752
	非	総数		55, 221	17, 413, 492	787, 171, 798	45, 205
H29	木	免税点未満		454	10, 203	39, 252	3, 847
	造	免税点以上		54, 767	17, 403, 289	787, 132, 546	45, 229
	=55	総数	134, 558	193, 807	30, 000, 881	1, 091, 467, 476	36, 381
	31	免税点未満	4, 978	7, 609	318, 441	406, 354	1, 276
		免税点以上	129, 580	186, 198	29, 682, 440	1, 091, 061, 122	36, 758
	木	総数	10, 454, 311	138, 673	12, 698, 330	296, 295, 017	
	27000	免税点未満		7, 023	302, 323	363, 568	
	造	免税点以上		131, 650	12, 396, 007	295, 931, 449	23, 873
	非	総数		55, 308	17, 478, 341	781, 125, 246	
H30	木	免税点未満	-	475	10, 600	42,012	3, 963
	造	免税点以上	407 000	54, 833	17, 467, 741	781, 083, 234	44, 716
		総数	135, 829	193, 981	30, 176, 671	1, 077, 420, 263	35, 704
	計	免税点未満	4, 931	7, 498	312, 923	405, 580	1, 296
_	_	免税点以上	130, 898	186, 483	29, 863, 748	1, 077, 014, 683	36, 064
	木	総 数		138, 553	12, 784, 067	308, 905, 974	24, 163
	造	免税点未満	-	6, 849	294, 912	354, 194	1, 201
	-	免税点以上 数 数		131, 704 55, 429	12, 489, 155 17, 562, 534	308, 551, 780 794, 954, 194	24, 706 45, 264
R1	非木	総数 免税点未満		467	17, 562, 534	41, 328	3, 919
KI	造	完 <u>保</u> 总不適 免税点以上		54, 962	17, 551, 989	794, 912, 866	45, 289
		総 数	136, 751	193, 982	30, 346, 601	1, 103, 860, 168	36, 375
	31	免税点未満	4, 816	7, 316	305, 457	395, 522	1, 295
	0.1	免税点以上	131, 935	186, 666	30, 041, 144	1, 103, 464, 646	36, 732
_	木	裁数	151, 555	138, 476	12, 881, 049	322, 419, 975	
	715	免税点未満		6, 693	287, 604	346, 143	1, 204
	遊	免税点以上	-	131, 783	12, 593, 445	322, 073, 832	25, 575
	非	総数		56, 676	17, 741, 083	814, 642, 698	
R2	木	免税点未満		575	11, 987	54, 474	4, 544
	造	免税点以上	-	56, 101	17, 729, 096	814, 588, 224	45, 946
		総数	138, 030	195, 152	30, 622, 132	1, 137, 062, 673	37, 132
	감	免税点未満	4, 824	7, 268	299, 591	400, 617	1, 337
		免税点以上	133, 206	187, 884	30, 322, 541	1, 136, 662, 056	37, 486
	木	総数		138, 534	12, 990, 544	314, 162, 900	24, 184
	- 55	免税点未満		6, 758	311, 288	1, 197, 287	3, 846
	造	免税点以上		131, 776	12, 679, 256	312, 965, 613	24, 683
	非	総数		56, 751	17, 834, 612	811, 893, 818	45, 523
R3	木	免税点未満		1, 310	417, 585	18, 036, 036	43, 191
	造	免税点以上		55, 441	17, 417, 027	793, 857, 782	45, 579
		総数	0	195, 285	30, 825, 156	1, 126, 056, 718	36, 530
	115	免税点未満		8, 068	728, 873	19, 233, 323	26, 388
		免税点以上		187, 217	30, 096, 283	1, 106, 823, 395	36, 776

[注] 所有者数は実人数による。

新增築分家屋

年	F 7	棟	数	床 面	積	決定化	画 格
年度	区分	(棟)	うち増築分	(m²)	うち増築分	(千円)	うち増築分
	木 造	1,538	62	188, 165	2, 222	12, 940, 141	122, 495
H28	非木造	543	28	290, 302	7, 908	26, 522, 622	657, 983
	計	2, 081	90	478, 467	10, 130	39, 462, 763	780, 478
	木造	1,605	53	196, 734	1, 910	13, 477, 376	105, 468
H29	非木造	668	20	240, 602	11,652	21, 351, 603	1, 062, 698
	計	2, 273	73	437, 336	13, 562	34, 828, 979	1, 168, 166
	木造	1,636	48	200, 411	1, 590	14, 605, 529	97, 745
H30	非木造	528	22	215, 135	9, 979	19, 905, 578	959, 210
	Ħ	2, 164	70	415, 546	11, 569	34, 511, 107	1, 056, 955
	木造	1, 587	53	188, 852	1, 793	13, 800, 801	116, 102
R1	非木造	842	17	181, 321	2, 894	16, 826, 523	318, 068
	BH	2, 429	70	370, 173	4, 687	30, 627, 324	434, 170
	木 造	1,704	58	197, 800	2, 067	14, 568, 235	132, 866
R2	非木造	1, 318	17	227, 402	1,747	21, 520, 209	157, 407
	計	3, 022	75	425, 202	3, 814	36, 088, 444	290, 273
	木 造	1, 746	40	209, 144	1,077	16, 239, 489	80, 795
R3	非木造	535	3	178, 043	2, 907	17, 324, 303	254, 236
	計	2, 281	43	387, 187	3, 984	33, 563, 792	335, 031

滅失分家屋

年度	区分	棟 数	床 面 積	決定価格
度	1A. 71	(棟)	(m²)	(千円)
	木 造	1, 363	91, 763	990, 300
H28	非木造	409	84, 090	2, 002, 509
	RH	1, 772	175, 853	2, 992, 809
	木 造	1, 401	91, 946	980, 878
129	非木造	448	113, 302	3, 511, 800
	RH	1, 849	205, 248	4, 492, 678
	木 造	1, 457	96, 697	1, 067, 860
130	非木造	459	150, 550	5, 122, 621
	RH .	1, 916	247, 247	6, 190, 481
	木 造	1, 549	107, 549	1, 265, 708
R1	非木造	470	101, 010	2, 793, 450
	RH	2, 019	208, 559	4, 059, 158
	木 造	1,573	104, 814	1, 157, 693
R2	非木造	417	86, 047	2, 373, 322
	RH .	1, 990	190, 861	3, 531, 015
	木 造	1, 478	101, 546	1, 257, 541
R3	非木造	444	84, 920	2, 607, 416
	81	1,922	186, 466	3, 864, 957

償却資産の概要 (単位:千円・%)

年	種	別	分	課税標準額	構成比	前年度比
度 28	198	וית		728, 575, 894	_	103. 3
29	_			776, 241, 527	=	106, 5
30				765, 161, 275	_	98.6
R1				751, 863, 605	-	98. 3
R2				753, 353, 196	_	100. 2
	市	構 築	物	125, 452, 289	16. 9	96. 2
	長 が	機械及び装	置	427, 925, 871	57. 6	101.7
	価格	船	舟白	1, 732, 175	0.2	57. 8
	を 決	航 空	機	1, 786	0.0	63. 1
	定 し	車両及び運搬	: 具	3, 342, 138	0.4	109. 5
R3	たも	工具器具及び備	品	49, 685, 382	6. 7	94. 0
	Ø	小 計		608, 139, 641	81.8	99. 7
	法条	総務大臣配	分	129, 699, 341	17.5	94. 3
	第三関	県 知 事 配	分	5, 357, 944	0.8	96. 2
	八九係	小計		135, 057, 285	18. 2	94. 4
		合 計		743, 196, 926	100.0	98. 7

4. 固定資産税に関する見直しの取り組み、対応状況

大分市における、「大分市予算編成方針」によると、固定資産税に関する記述は特段見られないが、コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の減速による税収の減少に対する対策の記述が見られる。

二 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度の改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直し、収納率の向上などはもとより、新規財源の確保に積極的に努めること。

特に、市税をはじめとする各種使用料等の収入未済額については、「未収金徴収対策会議」を通じて部局相互の連携と協力を図り、その解消に取り組むこと。

1 市税

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、 国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意する中で、課税客体を的確に捕捉し適 正に見積るとともに、納税意識の啓発及び徴収事務の効率化を図り、過年度分を含め収 納率の向上に格段の努力を払うこと。

上記より、監査対象となっている固定資産税に関しては、収税率の向上に必要な手続きである納税義務者の捕捉と管理、納税通知書の発送、固定資産の評価と税額計算、税金の収納手続き、滞納者の管理と滞納整理手続きなどが関係している。

固定資産税に関係する業務全般が市の歳入を支える重要な業務であり、今後も効率的かつ適正な業務遂行が必須と考えられる。

5. 中核市との税収等の比較 大分市と同程度の規模に分類される中核市と大分市の状況を比較している。

(令和2年度)

38 H	(6 th 195 AB-	*446	舞人口	0	行動 Exa	80 (1 to 80)	11 81 88 BE NA	非輔引き都市計	MIS YES BY UNI DE SALEYS	人口物体		人口集中地区		WHERE TO	非工产数	00 str 90 st	cm.	801 YEV 201 O	mm:
m es		0-14歳 人日止来	A.D.15.W		(8) 975	YET THE FEE LIST THE LIST THE	*******	ON CALLING FA	100 FA		IM FIN	AD	人口俯瞰	(4/40,0,000)	1位を開発さり 説は開発	110010	#M.DE.LE.	12/22	I HM JILLIL
William	414,650	12	56.4	20.0	1,241,27	7 1.0	199.7	130.1	881.4	334	67.69	235,000	4.074	4.022	76.8	31,074,729	41.0	4.012.453	95
いわか作用	319,596	11.7	67.6	30.7	1,232.02	101	270.2		855.0	209	46.40	173,057	9.729	1.990	100.6	20,535,973	40.6	3,149,592	0.3
ALC: ALC: YET	237.040	13	50.0	28.1	078.47	46.1	261.8	-	876.6	243	31.96	146,481	4,672	1,830	00.2	15.201,217	41	1,641,558	4.4
W (1) /h	424,053	13.6	63.3	23.1	918.32	52.9	302.8		004.0	40.2	41.04	244,914	5,008	2,630	93.4	41,840,789	34.6	4.142.360	3.4
SIR (M) YES	200,265	11.2	60.2	27.6	906.07	76.9 52.3	338.5		491.7 440.8	324	64.76	250,069	4,576 5,658	2,070	97.5	19,541,325	44.7 39.7	2,136,288	4.0
E5. 872 y 15	373,871	12.4	58	29.0	834.81	99.5	142.1	13.8	819.4	448	48.87	200,000	5,232	2,043	94.0	22,479,997	38.3	3,790,528	0.7
70 AN 101	278,904	10.9	5.0	31.1	024.02	50.1	1.0.7.0	77.4	509.4	338	40.26	224.677	5,578	1,025	0.0	15,809,482	40		- 17
188.8% (T)	276,006	11.5	5.0.0	29.9	767.72	50.4	170.3		539	360	40.01	180,142	4,502	2.057	91.1	16.477,757	40.3	2,701,230	9.0
Mis No. 111	186,180	13	97.0	20.2	765.31	31.3	140.0	80.0	400.7	243	19.00	100,758	5,295	110.2	49.9	11,069,198	40.4	535,630	9.9
All LLL YES	321,606	12.9	00.4	26.3	797.2	79.0	201.4		447.6	425	78.96	240,314	5,031	1,026	94	18.648.240	34.2 36.1	2,914,972	- 11
T Mitty	259,346	11.8	0.0.0	39.3	710.1	56.6	135.0	191.6	101.7	362	40.5	176,520	4.350	1,141	88.2	14,059,194	42.1	1,428,990	4.7
illi Bil yty	253,340	0.0	94.9	39.6	677.07	47.9	99.3	- 10.130	934.7	374	47.4	229,488	5,415	1,475	95.0	12,707,807	5.00	2,412,430	7.4
200 reft reft	401,293	13.0	58.2	27.0	643.67	62.0	210.3	2.7	360.2	6.5.0	50.50	278.193	0,400	2.026	0.0.9	23.033,116	42.0	2,937,449	4.7
BLUZ PE	200,858	13.8	57.2	29.6	672.00		149.7		374.6	351	81.67	105,360	4,002	1.133	96.4	12,942,007	44.4	1,159,774	- 1
00, 50, 86, 111 50, 21, 111	008,008	13.6	58.1	27.2	547.56	84.1	131.2	94.7 25.6	162.7	1,007	74.50	177,268	6,469	1.071	103.7	37,151,658	41.0	7,124,906	
MR 20 111	281,886 534,648	13.2	69.1	29.7	534.35	110.6	197	25.6	H-50.E	1,000	36.37 93.42	390,211	4,874	3,595	94.6	43,214,009	44.2	3,286,929 7,013,246	- 17
FRILLLITT	467,837	13.3	0.0.3	28.4	518.14	96.8	239		182.4	903	59.00	200,440	4.432	3,574	91.3	31.657.948	42	0.172.173	6.9
人分用	477,393	(0.7)	0.9.0	87.1	902,39	1.1.1.9	248.1	11.6	1,89,0	950	70.46	343,760	4,660	0.910	0.3.9	35.821.157	40	4,730,872	0.0
雅.//5.10	450,592	12.8	80.6	26.7	400.4	86.5	1.07	0	245	061	63.18	387,341	6,101	9.588	110.7	31,319,854	37.8	8,376,143	7.0
大連市 高橋市	343,650	13.6	59.0	0.03	404.51	50.4	269.7	189.7	1,00,4	740 810	45.38	208,027	4,359	2,403	92.6 98.5	10,608,980 25,363,420	40.6	3,740,770	7.8
MILLIANTE .	500,707	18.7	50.4	20 27.8	429.4	70.3	144.2	100.7	127 214.0	1,187	66.71	429.024	6,253	3,126	88.7	31,297,804	44.0	2,966,807	
66: 111: 191: 191	247,098	10.0	95.2	31.0	420.00	44.7	199.1	92.0	133.0	580	31.35	162,167	4,053	1.123	91.4	11,889,189	40.0	1,913,528	0.4
AL 400 AR ALL	620,396	10.0	61.5	25.2	416.65	93.4	323.4	- 1000	 ISCON. 	1,240	71.40	385.594	5,396	4.061	96.4	36,031,379	36.7	5,352,001	5.6
長崎市	413.845	11.7	99.9	32.4	405.66	62.7	183.4	30.4	123.4	1.020	44.00	314.002	7,028	2,270	96.4 73.8	20.406,410	20.0	3,805,793	0.9
min seb yes	387,108	14.5	02.4		387.8	58.5	2023	- 7/8/3	126.4	1,000	50.21	289,249	6,761	3,848	87.6	20,129,614	00.4	5,170,908	7.0
3.5.1 PER 1771	243,864 424,993	13.2	50	27.0	381.59	40.0	110	240.3	221.7 109.8	1,122	41.04	180.878 212.897	5,481	1.073	118.4	14,738,270	40.6	2,662,740	
ART ARK YET	481.542	13.7	50.0	27.3	355.63	120.0	232.6	240.3	7.7	1,354	89.02	288,000	3.243	4,104	93.2	39.101,878	40.1	5,307,343	6.5
JS 111	220.342	10.8	94.1	30.1	352.63	35.8	110.5	92.3	114.2	024	29.72	156,083	5,252	972	0.00	12,917,332	41.5	2,120,023	0.0
MU ARE VEY	335,360	1.87.1	58.7	29.2	311.60	49.4	97.9	100.3	5.6	1.076	45.00	196,540	4,274	2.080	100.6	22,542,781	41.6	2,127,022	3.6
高利用	325,545	12.2	50.8	29.6	309	80.7	117.0	0	141	1,054	44.38	271.698	6.122	1,899	85	19,682,164	43.4		_
八戸市	226.541 356,529	11.6	57.6	30.5	276.94	58.4	155.9		01.3 09.3	741	47.65	308,006	9,275	1,812	96.1	14,756,741	48.5	3,303,189	- 41
(2) (2) (1) (2) (2) (1)	376,141	10.0	01.3	29.4	201.00	61.0	200		10.0	1,430	44.04	205,822	5,988	2,720	96.3	28,078,741	97.1 42.3	3,926,173	7.5
外報無由	304,705	14	58.9	27.1	229.90	36.4	80.3	105.3		1,385	32.4	188.031	5,796	1.946	82.4	16,456,567	39.0	2,536,804	0.7
か.戸市 甲原市	271,104	12.9	00.7	26.4	217.32	42.5	174.0			1,248	34.00	178,000	4,969	1,748	99.0	16,303,858	3.6.7	1,663,435	0.9
	187,171	11.0	58.7	29.4	812.47	31.9	46.7	14.0	110.2	909	39.24	164.038	4,772	1.039	07.0	11,546,723	30.5	1,976,185	0.0
#0.000.000	365,609	11.0	67.7	30.4	208.86	74.2	134.7			1,752	63.05	275,582	4,971	2,693	92.1	24.061.829	42	4.172.623	1.1
無単市 ハエテ市	406.109 561,622	12.0	61.4	28.6	2,03.6	80.3	123.3			2,004	94.98 92.72	286,484 517,284	0,211	2,508	103.3	28,249,462	39.1	7,038,201	- 11
10.75	420,120	12.9	01.3	20.0	1.14.74	114.0	60.1	-	-	3.714	39.99	365,667	9,144	3.450	.00.0	25,704,877	37.4	5,349,195	77
*** JE 191	384,780	1.0.1	80.1	20.8	113.82	3.0	79.8			3,381	50.82	273,842	6.421	2,532	104.0	19,913,667	20.0	2,902,939	0.7
711 AB (T)	253,456	1,8.9.	0.1	26.7	109.13	32.2	99		-	3,239	34.93	280,650	8,128	2,334	87.3	22,880.683	3.0.5	4,105,413	7.2
200, 400, 757	351.019 388.608	18.6	58.4	20.0	105.28	33.4	71.0			3,334	67.00	380,841	10,276	2,404	89	19,356,693	37.0	4,003.329	7.0
486 SR SR 751 273 265 751	403,744	10.8	07.5	24.1	100.82	92.2	74.0 40.1		2-	0.963 4.029	57.53 39.75	451,372	6.724 11,355	1,731 3,034	80.4	22,888,228 32,671,321	38.2	7,709,243	- 11
A) HB YE	043,971	12.0	63.2	23.0	85.62	55.1	30.6			7,021	50.62	597,300	10,189	5,318	74.0	36,623,010	36	7.681,140	77
飲み申	399,953	12.6	0.9.2	20.2	69.12	A1.9	23.2	0	0	0,142	40.81	391,023	0.002	1,984	91.1	21,676,005	3.0	4,640,642	0.1
meant.	608,390	18.6	64.7	22.8	61.05	04.7	2.8	-	-	0.021	54.00	565,360	10,306	4,530	7.4.0	37,656,322	0.0.7	8,802,815	- 0
MCALBOTY.	487,778	11.2	00.0	26.2	61.78	49.8	18	-	-	7,895	49.6	501,040	10,134	9,789	04.1	32.029.274	40.2	6,675,846	8.7
AR 49 YE	044.682	12.8	02.1	26.1	80.24	28.7	31.6		-	6,722	32.82	304,711	9.341	1.631	77.3	18,777,750	37.9	2.442.998	2.9
755, edy (1) 98 45 (1)	463,236 393,567	13.0	80.1	27.0	50.72	40.7 30.9	10.5	0	0	9,133 6,143	37.05	452,563 279,870	7,004	2.159	98.0	33,685,327	41.0 36.0	7,098,893	77
八川市	205,908	18.8	5.9.5	20.0	41.78	87.6	14.1	, o	0	0.374	31.17	204,024	8,406	1.022	80.7	16.462.929	41.0	3,394,734	0.0
All \$51 YEV	281,183	14.0	61.0	23.2	39.99	32.0	7.6			7.754	30.4	318.151	0.205	2,880	60.6	22,809,227	45.4	0	- 7
Military (fr	400.518	13.7	80.6	26.7	30.0	36.6	-		-	11,162	30.0	408,518	11.162	9.691	88.1	24,985,174	35.3	5,852,794	0.3
Rev (III ylly	379,078	14	0.0.1	23.6	16.08	36.1	-	-	-	10,362	30.00	374,468	10,376	3.641	76.2	26.028.104	38.1	8,710,180	8.0
観機が竹竹	231,100	11.9	6.0.7	70.0	24.7	21.0	0.3.			9,060	19.07	231,360	11,975	0.55	#3	11.283.019	39.1	7,499,624	
中核市合計	22,790,944	-	-	-	25.014.40	3.474.80	6,136.40	1,309.00	11.872.10	-	2.894.91	17,893,331	4	192,901	5.528.10	1,451,015,377	-	222,232,016	-
THE RECTOR OF THE	367,741	12.0	99.2	28.2	403.46	50.00	-	50.0	296.7	2.637.60	46.7	288,802.10	0.090.40	2,466	80.2	23,403,474	40.4	3.988.440	0.5

上記の中核市との比較により、大分市には次のような特徴がみられる。

行政区域面積が同程度(450 km²~550 km²)と比較した場合、市街化区域面積、市街化調整区域面積がともに広く、人口密度・人口集中地区の人口密度がともに低くなっている。 そのため、人の住む街並みは広く分布しており、結果として固定資産税に対する都市計画税の比率はかなり低くなっている。

人口が同程度(45万人~50万人)と比較した場合、人口の割に市街化区域面積が広いため、市街化区域人口密度が最も低い。また、人口集中地区の面積は広いものの、人口集中地区の人口密度も低いため、街並みが人口の割には広く広がっていることを示し、実地調査などに多くの時間と人員が必要になる可能性が高い。

また、人口の割に市街化調整区域面積が広く、都市計画区域外面積も広いため、固定資産税の金額に対して、都市計画税の金額はかなり少なく、同規模の平均を大きく下回っている。

6. 市税に関する組織の状況

大分市の市税に関係する関連部署の状況については以下の通りの分掌となっている。

財務部の分掌事務(大分市事務分掌条例第2条)

市の財政一般に関すること。

市有財産の総括に関すること。

市税に関すること。

財務部各課の分掌事務(大分市事務分掌規則第10条)

財政課(省略)

管財課(省略)

税制課(省略)

市民税課(省略)

資産税課

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に関すること。(徴収事務を除く。)
- (2) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (3) 固定資産税及び都市計画税に関する事務を行うため、資産税事務所(以下「事務所」という。)を設置する(大分市資産税事務所設置規則)

事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

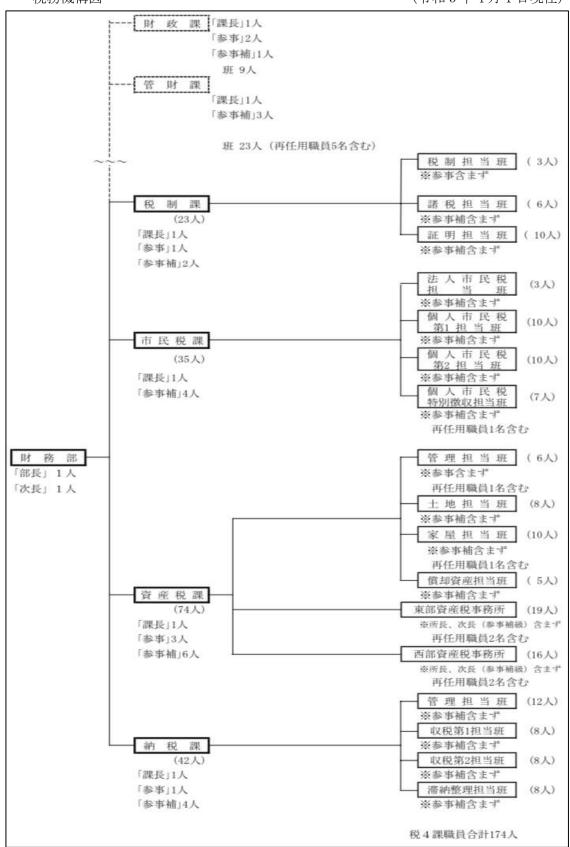
土地、家屋の調査及び評価に関すること。

土地、家屋の固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

土地、家屋の固定資産課税台帳及び字図の整理、保管に関すること。

納税課

- (1) 市税の徴収に関すること。
- (2) 市税の督促及び滞納処分に関すること。
- (3) 納税相談及び納税貯蓄組合に関すること。
- (4) 市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。



事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌							
村	税	税制担当班	 (1) 税務関係事務の連絡調整に関すること。 (2) 庶務に関すること。 (3) 税に係る制度の調査研究に関すること。 (4) 税務統計及び広報に関すること。 (5) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (6) 税の条例・規則に関すること。 (7) 大分市未収金徴収対策に関すること。 							
	課	諸 税 担 当 班	 (1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付証明、廃車証明に関すること。 (2) 軽自動車税(種別割)、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調定、賦課並びに脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること。 							
務		証明担当班	(1) 市税に係る証明に関すること。 (2) 固定資産課税台帳及び字図の閲覧に関すること。							
	市	法人市民税担 当 班	(1) 庶務に関すること。(2) 法人市民税の調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。							
	民税	個人市民稅第1担当班 個人市民稅第2担当班	個人市民税の普通徴収にかかる調定、賦課、脱税検査及び犯則取締り に関すること。							
部	課	個 人 市 民 税 特別徴収担当班	個人市民税の特別徴収にかかる調定、賦課、脱税検査及び犯則取締り に関すること。							
	資産税課	管理担当班	 (1) 固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課の総括に関すること。 (2) 庶務に関すること。 (3) 特別土地保有税の調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 							

部	課	係	事 務 分 掌
			(1) 土地の調査及び評価に関すること。 (2) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課に関するこ
			Ł.
П		土地担当班	(3) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の脱税検査並びに犯則取締り
П			に関すること。
П	資		(4) 土地の評価調書及び概要調書の作成に関すること。
П			(5) 土地の価格等縦覧帳簿に関すること。
П			(1) 家屋の調査及び評価に関すること。
П			(2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課に関するこ
П			٤.,
財	産	家屋担当班	(3) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の脱税検査並びに犯則取締り
60.4	ests		に関すること。
П			(4) 家屋の評価調書及び概要調書の作成に関すること。
務			(5) 家屋の価格等縦覧帳簿に関すること。
687.0			(1) 償却資産の調査及び評価に関すること。
П	25.50	We to the state of the service	(2) 償却資産に係る固定資産税の調定及び賦課に関すること。
部	税	償却資産担当班	(3) 償却資産に係る固定資産税の脱税検査及び犯則取締りに関すること。
П			(4) 償却資産の評価調書及び概要調書の作成に関すること。
П			(1) 土地及び家屋の調査並びに評価に関すること。
П		東部資産税	(2) 土地及び家屋の固定資産税並びに都市計画税の賦課に関すること。
П		事 務 所	(3) 土地及び家屋の固定資産課税台帳並びに字図の閲覧に関すること。
П	課		(4) 事務所が設置された支所管内の原動機付自転車、小型特殊自動車及
П	╽╶┟		び農耕作業用自動車の標識交付に関すること。
			(5) 市税に係る各種証明に関すること。
		西部資産税	(6) 市税に係る連絡調整に関すること。
		事 務 所	(7) 市税の収納に関すること。
			(8) 土地及び家屋の価格等縦覧帳簿に関すること。

部	課	係	事 務 分 掌
財	納	管理担当班	 (1) 市税の収納管理に関すること。 (2) 市税の収納統計調査に関すること。 (3) 市税の督促に関すること。 (4) 庶務に関すること。 (5) 納税貯蓄組合に関すること。 (6) 納税の啓発宣伝に関すること。 (7) 市税の口座振替に関すること。
務	税一	収税第1 担当班 収税第2 担当班	 (1) 市税の徴収に関すること。 (2) 市税の滞納処分に関すること。 (3) 市税の執行停止及び不納欠損に関すること。 (4) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。 (5) 納税の猶予に関すること。 (6) 納税相談に関すること。
部	課	滞納整理担当班	 (1) 市税の徴収に関すること。 (2) 差押、公売、交付要求等滞納処分に関すること。 (3) 債権回収に関すること。 (4) 市税の執行停止及び不納欠損に関すること。 (5) 納税の猶予に関すること。 (6) 納税相談に関すること。 (7) 市税の督促に関すること。

職員の平均勤続年数及び税務経験年数調

(令和3年4月1日現在)

課	名	X	分	勤 続	年	数	税務	経	驗	年	数
税	制	l l	課	13年	7月			4年	8月		
ांच	民	税	課	12年	9月			4年	0月		
資 /20cm	産 constru	税	課	11年	- 7月			4年	3月		
納納	産税事務 税		課	11年	9月			3年	10月		
爽			均	12年	- 5月			4年	2月		

資産税課の職員の人件費は、約 455,000 千円、納税課の職員の人件費は、約 263,000 千円となっている (※再任用職員、会計年度任用職員を除く。)。

7. 税の管理に関するシステムについて

大分市の歳入を支える固定資産税を管理するに当たり、様々な情報処理システムを採用している。延べ人数 100 万人の税の管理が必要であることから、その重要性は計り知れない。

・共通基盤システム

共通基盤システムとは、統合税務システムと住民記録システムや住登外(宛名)システムを連携する役割を持っている市役所の全庁システムである。

住民記録システムや住登外システムで作られた宛名番号が共通基盤システムを通り統合税務システムで管理される。

・統合税務システム

統合税務システムとは、納税者を管理するシステムのことで、住所、氏名、生年月日、 前住所、資産の状況などが登録されている。

具体的には、固定資産税の土地・家屋・償却資産・共有者情報の登録と管理、税額計算、 賦課異動、異動調定表の作成、及び各種統計資料の作成等を行うシステムであり、その機 能は多岐に渡る。

また、税務全課にまたがるシステムであるため、税金(住民税、固定資産税など)に関係する部署のみ閲覧が可能であり、固定資産税関係では、納税課、資産税課(管理担当班、土地担当班、家屋担当班、償却資産担当班)がそれぞれ活用している。

なお、システムへの入力内容は即座に、全庁に反映されるため、直接入力する方法と、 サブシステムを通じてデータを反映させる方法とがある。

・滞納整理システム

滞納整理システムとは、滞納者とその滞納状態を管理するシステムのことで、滞納者の住所、氏名、生年月日などの住民情報、課税対象となっている財産の状況、課税額と納期、その滞納状態が表示されている。その年の納税額が確定し、納税通知書が発送されたものの、納期までに納税が行われない場合に、自動的に滞納者の情報が滞納整理システムに表示される。

具体的には、滞納税額を解消するための手続きにあたり、差し押さえの対象となるような滞納者の財産の状況を調査し、差し押さえ、交付要求や換価を行うに当たり、滞納者との交渉の記録、入手した財産や所得の状況、滞納処分の執行停止となるような生活の状況、実際の納付の状況などを記録していく。

また、過年度の滞納の情報などの履歴も残されているため、適切な滞納処分に必要な情報の蓄積も可能である。

滞納整理の担当となっている納税課のパソコンであれば誰でも、同時に情報を入力・確

認することが可能であることから、相互に閲覧・確認することで情報共有を進め、ミスを 見つけ、業務を効率的に進めることが可能となっている。

第3部 監査対象とした固定資産税と監査手続

第1 監査を行うに当たっての基本的な事項

1. 監査手続の概要

大分市における、固定資産税の課税に関する事務の執行についての監査を行うに当たっては、「地方税法」(昭和25年法律第226号)を基本に、各固定資産の課税と管理に関する概要や事務手続きを把握した上で、法制度・関連規則の内容、事務取扱要領等の整備状況、実地調査や納税通知書の発送、納付状況等の基本的事項を確認した。

実際に監査手続の際には、書面の閲覧、担当部局への質問等を行い、監査の結果、意見 を検討している。

なお、監査手続時の留意点として、納税義務者の捕捉、各固定資産の評価、償却資産申告書の入力、滞納者の追跡と財産調査など、市職員が個別に対応するなどの手続きと、納税通知書の発送や税金の収納手続など、情報処理システムを活用した手続きとを切り離して考えている。これにより、市職員のマンパワーに頼らざるを得ない手続きを中心に監査を行うことで、事務手続きの合規性や正確性、有効性及び効率性、公平性を検討するようにしている。

第2 納税者の管理と納税通知書の発送に関する監査手続と結論

(1) 固定資産税事務について

監査の要点 固定資産税に関する賦課事務は適切に実施されているか

監査の要点

- ・固定資産の所有者に関する管理事務は関連法令に従い、適切に実施されているか。
- ・固定資産税に関する納税通知書等の発送事務、および返戻事務は関係法令に従い、適切 に行われているか。
- ・固定資産及び固定資産税に関する問い合わせ、縦覧・閲覧等の事務は関連法令に従い、 公平かつ適切に実施されているか。
- ・固定資産の所有者に関する根拠資料の保管は適切に行われているか。
- ・担当部局内の職務分掌、および確認手続きは効果的かつ効率的に行われているか。
- ・関係部課、官公署等との連携は適切に行われているか。

定義

(1) 固定資産税の課税義務

固定資産税は当該固定資産所在の市町村において課すとあり、市町村にて固定資産税に関する賦課事務を行う義務が存在している(地方税法第342条)。

(2) 固定資産課税台帳

固定資産課税台帳とは、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を指しており、その記載内容は地方税法第 381 条に記載されている。また、市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備え置く義務が課せられている(地方税法第 380 条)。

固定資産課税台帳の登録義務とは、市町村長は、総務省令の定めに基づき、登記簿に登記されている登記事項、所有権、質権及び 100 年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならないとされている。また、償却資産については、償却資産の所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならないとされている(地方税法第 381 条)。

(3) 納入告知と納税通知書

納付又は納入の告知とは、地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の

徴収金を徴収しようとするときは、文書により納付又は納入の告知をしなければならないとされている。この場合においては、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとしている(地方税法第 13条)。

納税通知書とは、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう(地方税法第1条)。

(4) 納税義務者

納税義務者とは、固定資産の所有者(質権又は 100 年より永い存続期間の定めのある 地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者)をいう(地方税法第 343 条)。

(5) 賦課期日

固定資産税の賦課期日とは、当該年度の初日の属する年の1月1日となっている(地 方税法第359条)。

(6) 固定資産税の納期

固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定めている。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるとされている(地方税法第362条)。

(7) 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧とは、市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載をされている部分又はその写しをこれらの者の閲覧に供しなければならない。また、市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを閲覧に供する場合には、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる(地方税法第382条の2)。

(8) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿とは、土地課税台帳等に登録された土地 (固定資産税を課することができるものに限る。)の所在、地番、地目、地積及び当該

年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿、並びに家屋課税台帳等に登録された家屋 (固定資産税を課することができるものに限る。)の所在、家屋番号、種類、構造、床 面積及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿を毎年3月31日までに作成 しなければならない(地方税法第415条)。

また、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう、毎年4月1日から、4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿又はその写しを当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写しを当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写しを当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない(地方税法第416条)。

(9) 公示送達

公示送達とは、納税通知書等について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所 及び事業所が明らかでない場合又は、外国においてすべき送達につき困難な事情がある と認められる場合に、送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する 旨を地方団体の掲示場に掲示して行うことである。公示送達の効果としては、掲示を始め た日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす(地方税法 第20条の2)。

根拠法

【地方税法】

- 第1条(用語)
- 第5条(市町村が課することができる税目)
- 第9条(相続による納税義務の承継)
- 第13条(納付又は納入の告知)
- 第18条の3(還付金の消滅時効)
- 第20条の2(公示送達)
- 第341条(固定資産税に関する用語の意義)
- 第342条(固定資産税の課税客体等)
- 第343条(固定資産税の納税義務者等)
- 第359条(固定資産税の賦課期日)
- 第362条(固定資産税の納期)
- 第380条(固定資産課税台帳等の備付け)
- 第381条(固定資産課税台帳の登録事項)

第 382 条

(登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載)

第382条の2(固定資産課税台帳の閲覧)

第382条の3(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付)

第415条(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の作成)

第 416 条 (土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

担当部局

財務部 資産税課 管理担当班

抽出元項目

令和 2 年度納税通知書 (R2.4.1~R3.3.31)

対象	件数	抽出件数
	160,965件	
当初発送数	うち土地・家屋 155, 791 件	
	うち償却資産 5,174件	
返戻数	580 件	107 件
		納付書再発行・送り先変更等受
再発送数	529 件	付処理票 (住所等変更件数)
		107 件
公示送達	51 件	51 件
縦覧件数	40 件	7件
閲覧件数	1,092件	107 件

担当部局の分掌

管理担当班においては、管理事務と庶務事務とに分かれ、管理業務で固定資産税に関する事務を行っている。

具体的には、以下の業務に大別される。

- ①資料収集業務として、市内在住者については住民基本台帳から、市外在住者については住基ネットから死亡者情報、住所などの情報を収集している。
- ②宛名確認として、死亡情報から相続人への届け出依頼を行い(納税管理人申告書、相続人代表者指定届など)、所有者からの申し出による届け出(送付先)を受け付けている。相続人への各種届出の依頼については、提出期日が決まっていないものの、死亡日の翌々月の初めに依頼書を送付している。

令和3年1月1日からは現所有者申告書を提出することになっているが、これは死亡日から3カ月以内に提出することとなっているので、死亡日の翌々月の初めに依

頼書を送付している。

- ③調定管理として、当初調定及び更正等による調定管理を行っている。
- ④納税通知書発送・返戻管理として、物件情報確定による納税通知書の作成と発送を行い、返戻された納税通知書の登録及び調査、再発送、公示送達を行っている。
- ⑤縦覧・閲覧業務として、縦覧資料を印刷して、窓口にて手続きに応じている。
- ⑥減免業務として(貧困による減免)、公私の扶助を理由とした減免申請の処理を行っている。
- ⑦市町村交付金業務として、国有財産等所在市町村交付金の請求と受入れを行っている。

手続きの流れ

市町村には固定資産税等の課税台帳を作成・備付けする義務があり、納税者等から固定資産税を徴収しようとするときは、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。従って、納税通知書等を適切に郵送する際には、所有者の異動を継続的に把握する必要がある。そのためには、所有者の氏名と住所の異動を調査していくと共に、新規の登録や死亡の登録を行っていく必要がある。

上記のように所有者やその住所を継続して把握したのち、1月1日の賦課期日の所有者に対し、毎年4月上旬に納税通知等を印刷し発送するが、その際には送付先や納付金額などの問い合わせが多く発生する。

4月は同時に縦覧・閲覧への窓口対応が行われる期間になっている。

その後、発送した納税通知等のうち、毎年必ず宛先不明等で返戻されるものが発生する。そのため、返戻された納税者の住所等を再度調査して、再発送の手続きを行うことになる。

1. 宛名管理事務

宛名管理事務とは、納税者に納税額や納期を適切に通知するために、納税通知書等を 正確に送付するために、日常的に送付先の異動等の管理を行う事務手続きである。

納税通知書等の送付に当たっての宛名の管理を行う。

その際の異動の事由としては、

- ①宛名の登録(個人及び法人を新規登録する場合)
- ②住所変更(個人及び法人の転居が判明し、住所を変更する場合)
- ③その他変更(氏名の変更などその他の変更を行う場合)
- ④死亡(死亡の入力を行う場合)
- ⑤前入力修正(住所・氏名・生年月日、その他の誤入力を訂正する場合) などが挙げられる。

宛名情報の新規登録については、大分市内に住所を有する個人及び法人は共通基盤システムに既に登録されているため、住所の入力は不要であるが、大分市内に住所を有さないが大分市内に固定資産を有するようになった個人及び法人の登録が必要となる。

土地・家屋などの登記できる固定資産については、法務局の登記済通知などにより所有者情報を入手することが出来る。新規で登録する際は、二重登録(同一人物の宛名番号が複数存在すること)防止のため同一人物がいないか確認してから登録を行う。その際は、統合税務システムの検索画面にて同一人物がいないか、読み仮名や漢字氏名で検索を行い、該当者がいなければ新規作成を行っていく。

ここで、共通基盤システムとは、市民課が入力・管理している住民の基本情報を登録しているシステムであり、内容は住民票と同内容が登録されており、宛名管理の基本データとして扱っている。

また、統合税務システムとは、納税者を管理するシステムのことで、住所、氏名、生年月日、前住所、資産の状況、賦課額、納付状況などが登録されている。

実際、新規の土地・家屋などの固定資産の取得案件については、法務局の登記情報から 所有者の氏名と住所の情報を入手している。

一方、償却資産税の場合、新規法人は法務局に登記されている住所、開業届(税務署・市役所)、許認可関係の情報(食品衛生法に基づく営業許可、医療機関の届け出、理美容業の届け出、看板の建築許可など)から新規登録を行っている。また、新規個人事業主についても同様に、許認可関係の情報から発送先を確認している。

宛名情報の氏名や住所変更、死亡については、市内在住者については共通基盤システムを用いて、市民課の住民基本情報(市内転居、市外からの転入、市外への転出、死亡など)をもとに宛名情報の管理を行っている。

ここで、死亡の場合は死亡届出人が相続人である可能性が高いことから、届出人情報も併せて入手することで、相続人情報の入手を進めることとしている。

一方、市外在住者については、先方からの連絡が無い限り異動情報は入手できない。 そのため、市外在住者(住登外登録)から住所変更の連絡があった場合や郵便返戻など により他都市への住所照会にて判明した場合など、登録情報(住所や生年月日など)の変 更や修正入力を行う。

上記の登録事務については、「納付書再発行・送り先変更等受付処理票」に経過を残す。 電話や窓口、納税通知書の返戻を受け付けた者が上記の処理票に記入し、統合税務シス テムへの入力を行った上で、別担当者が入力画面のチェックを行い、処理票に入力済みの 押印をする。 所有者が死亡した際に必要な提出書類となる「相続人代表者指定届」「相続人代表者変 更届」「共同代表者指定(変更)届」「納税通知書の送付依頼書」などについては、押印済 みの適切に受付したものを基本として、本人確認や住所の分かる資料として、統合税務シ ステム画面出力や戸籍謄本などが添付される。

なお、管理担当班では統合税務システムに直接入力を行っており、宛名管理事務(死亡者含む)、納税通知書発送事務、納税通知書返戻事務、共通情報管理(人的情報管理)を行っている。これらの入力の結果、納税通知書データの出力、縦覧資料の印刷、減免の更正決議書等を出力している。

2. 納税通知書発送事務

納税通知書発送事務とは、毎年1月1日現在の所有者に納税通知書・納付書を毎年4月 上旬に発送することで、課税財産の内訳、税額と支払期日を伝え、納付を促す手続きであ る。

これは、地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない義務を負っている。この場合、納税通知書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする(地方税法第13条)。

・送付データの締め切りと納税通知書印刷(3月中旬)

1月1日現在で所有者、即ち納税義務者が確定することになるので、課税財産の内訳などの送付内容、住所、送付先の情報の随時更新、新規登録を行い、3月中旬を締め切りにその内容を確定させる。

確定後、それらの情報を委託会社へ渡し、印刷を依頼することになる。

印刷を依頼する委託会社は、資産税課が事前に見積もりを取り、随意契約を結んでいる。

契約締結後、印刷物の校正を数回行い、試し刷りを行い、送付先情報をディスクの形式で提出する。

実際の印刷物は3月下旬頃に、大分市役所の資産税課、東部資産税事務所、西部資産税事務所ごとの事務所区分に区分けされ、印刷・封入・封緘された状態で納品される。納品の際は各事務所区分ごとで検品を行う。

・発送(例年4月上旬)

データ締後から発送迄の間に、「死亡による相続人代表者の設定」、「住所変更」、「納付 方法の変更」、「口座変更」などが行われた場合、資産税課管理担当班で変更後のデータか ら修正後の納税通知書・納付書を印刷し、封入・封緘までを行い、委託会社から納品された変更前の納税通知書封筒と差し替えを行うことにしている。

本来であれば、データは締め切っているため変更は不要であるが、発送後の問い合わせ への対応などを考慮すると、差し替えた方が手間やミスが少ないため、例年実施してい る。

差し替えについては、事前に「当初納通差替え対象者リスト」と差替え用の納税通知書・納付書を準備しておき、変更前の納税通知書・納付書と変更後の納税通知書・納付書の差替えを一対一で行うことで、発送漏れを防いでいる(例年、全件で800件程度)。リストは資産税課にて、統合税務システムでの締め後変更の納税者情報を抽出して作成している。

相続人不存在、相続人不明などで発送できない場合は未発送リストを作成しておいて、 発送を行わないようにしている。未発送リストは資産税課と納税課で共有されており、統 合税務システムに計上され、検索も可能になっている。

非課税物件について、年度の途中での非課税申請が承認された場合、その時点で統合税 務システムへの登録が行われ、免税点未満となればその後の納税通知書などは発送され なくなる。

償却資産税の場合、市内在住者については、原則として昨年ベースの住所に発送するが、新規法人は法務局に登記されている住所、開業届(税務署・市役所)、許認可関係の情報(食品衛生法に基づく営業許可、フグ取扱者など)から発送先を確定させている。

また、新規個人事業主についても同様に、許認可関係の情報から発送先を確認している。最終的に居所不明な場合は訪問することにしている。

3. 問い合わせ対応事務

納税通知書を発送したのち、納税者・納期・資産の内容や評価額などの様々な問い合わせがあるため、資産税課、東・西事務所共通の対応マニュアルが存在している。

土地・家屋の評価額・税額などの、課税内容についての電話照会については、原則として本人からの確認しか応じられないため、納税通知書番号に加えて、住所、生年月日の確認をする。なお、納税通知書番号が確認できない場合は、照会には応じないルールにしている。

また、回答の範囲については特に定めていないものの、本人名義の資産に限って、口頭で応えられる範囲で回答している。

市外在住者の住所等の修正を行う場合は、変更前と変更後の住所・連絡先を聞き取り、 住基ネットで確認する。

送付先の設定(納税通知書等の送付先のみ変更)については、所有者から送付先依頼書を提出してもらうよう依頼し、実際に郵送してもらうか窓口で受け付けることになる。

ここで、本人以外からの問い合わせがあった場合、代理人であれば電話照会には応じないこととなっており、本人の家族からの照会には状況に応じて判断する。

また、本人が死亡していて家族などが連絡する場合は、相続に伴う手続きの依頼を行い、書類がそろってからの対応としている。

4. 縦覧・閲覧対応事務

・縦覧事務(地方税法第416条)

縦覧制度とは、固定資産課税台帳に記載されている事項のうち、土地、家屋の評価額を 比較する際に必要な情報を記載した縦覧帳簿の作成をもって縦覧に供することになる。

納税者は自己の資産と他の土地や家屋の評価額を比較することにより、評価額の適正 さについて判断でき、更には市町村の評価事務の適正さ・公正さを確保することが出来る 制度である。

縦覧対応事務とは、地方税法第 416 条に基づき、納税者がその納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格と比較することができるよう、土地価格等縦覧帳簿又はその写しを当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写しを当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならないとされている。

縦覧場所は大分市役所の資産税課、東部資産税事務所、西部資産税事務所のみで行い、 縦覧期間は毎年4月1日から20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以 後の日までである。令和2年度は4月30日までである。

縦覧できる者は以下の通りとされている。

- ①納税者(非課税等により年税額が無い者を含まない)
- ②委任状持参の代理人
- ③納税管理人
- ④相続人

縦覧できる帳簿(縦覧帳簿)は、土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)及び家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)を指す。縦覧できる範囲は所有する固定資産によって異なり、土地の納税者は本人分を含む市内全域の

土地、家屋の納税者は本人分を含む市内全域の家屋、土地・家屋の納税者は帳簿の範囲内であれば全て縦覧可能となる。

縦覧の結果、その内容に異議等がある場合は審査の申出をすることになり、審査の項目となるのは価格だけである。そのため、土地については、路線価、地目・地積・画地形状の認定や計算法などが該当する。また、家屋の場合は、家屋の種別、床面積の認定、経年減点、損耗減点などが該当する。

縦覧の受付方法としては、縦覧申請書に本人確認内容・住所地番などを記入してもらい、本人確認を行う。本人確認は、マイナンバーカードや運転免許証、保険証や戸籍謄本、委任状などで行う。なお、縦覧中は職員が立ち会い、複写は原則認められず、カメラ撮影は許可しないようにしている。

・閲覧事務(地方税法第382条の2)

閲覧制度とは、納税義務者が自己の資産について課税台帳に記載された部分を見ることを制度的に位置付けする必要性が生じたため、課税台帳の閲覧制度が法定化されている。

閲覧対応事務とは、地方税法第 382 条の 2 に基づき、納税義務者等の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載をされている部分又はその写しをこれらの者の閲覧に供しなければならないとされている。

また、固定資産課税台帳又はその写しを閲覧に供する場合には、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することが可能である。

縦覧期間中の閲覧場所は大分市役所の資産税課でも行っているが、閲覧は1年間を通じて、東部資産税事務所、西部資産税事務所、税制課、各支所で随時行っている。縦覧期間(毎年4月1日から第1期納期限、令和2年度は4月30日)に限り、納税義務者の閲覧手数料が無料となっている。

閲覧できる者は以下の通りとされている。

- ①納税義務者
- ②委任状持参の代理人
- ③納税管理人
- ④相続人
- ⑤当該固定資産に対して借地・借家等をしている者(地方税法第382条の2第1項の者 当該固定資産について賃借権、地上権、地役権、永小作権、入会権、砕石権、鉱業権その他の使用収益を目的とする権利を有する者)
- ⑥当該固定資産の処分をする権利を有する一定の者(所有者、破産法により破産管財人 及び保全管理人に選任された者、会社更生法により保全管理人及び管財人に選任さ れた者など)

⑦成年後見人

⑧遺言執行者

閲覧できる台帳は、自己が所有する課税台帳であり、固定資産課税台帳に加えて、非課税物件なども記載されている(名寄せ帳)。

閲覧の受付方法としては、閲覧申請書に本人確認内容・住所地番などを記入してもらい、マイナンバーカードや運転免許証、保険証や戸籍謄本、委任状などで本人確認を行う。閲覧書類は印刷することが可能で、申請者は書類を持ち帰ることが出来る。

5. 納税通知書の再発行事務

・納税通知書の返戻処理

日常的に宛名管理を行っているものの、納税義務者の死亡や、転居届の未提出、市外在 住者の異動等に伴い、当初送付した納税通知書が宛先不明で返戻されることがある。この ような場合、統合税務システムのマニュアルに基づいて返戻処理を行う。

返戻の処理としては、以下の通りとなっている。

- ①返戻された納税通知書の返戻用バーコード情報を読み取るか、納税通知書番号を統合税務システムに直接入力する。
- ②実際に返戻された日時を統合税務システムに入力し、
- ③返戻日を押印した封筒を一定期間保管することで、再送漏れをチェックしている。 なお、再発送後は返戻日の押印と再発送日の押印が残るようになり、再発送先として統 合税務システムの画面確認を添付保管している。

返戻が行われたが居所の確認が取れない所有者については、法令の定めは無いため判例によると、住所異動等の確認を経て、公示送達の手段を採る。

公示送達の効果としては納税通知書が届いたことの扱いになるため、納付が無い場合の滞納処分の手続きに入ることが出来る。そのため、公示送達は法令に基づき適切に行われる必要がある。

公示送達の対象者は毎年同一人物が多いが、新規に公示送達となった者も含め決裁を経て公示送達となる。

・納税通知書の再発行

納税通知書等が宛先不明で返戻された場合、再度住所の確認を行い、納税通知書を再発 行する必要がある。

再発行データの作成については、住基ネット等で住所の調査を行い、統合税務システム へ住所の登録を行う。

新しい住所の登録に関しては、他の登録と同様に入力済みのデータを入力者以外が確認し、確認印を押印して変更内容の登録確定となる。

一方、市外在住者の不動産譲渡については、納税通知書の返戻された物件の登記情報を 入手する。それでも不明の場合は、住基ネット情報を用いて送付先を調査している。それ でも、なお不明の場合は公示送達の方法を採用せざるを得ない。

再発行用の納税通知書等は外部委託会社へ依頼することなく、資産税課管理担当班で 作成し、発送をする。

発送の際には、再発行された納税通知書と返戻された納税通知書を照合し、複数名で封 入・封緘を行うことで、発送漏れや発送ミスを防いでいる。

なお、何らかの事由で納税通知書等が未着の場合は、納税義務者からの連絡や、催告書などを送った際の連絡などで判明するため、その際に住所を再度確認して、再発行を行うことになる。

従って、再度郵送して返戻がなければ、通常送達されたものと推定される(地方税法第 20条第4項)。

監査手続と結果

監査手続の結果 監査手続 1. 宛名管理事務 ・統合税務システムでの入力に当たり、マ ・住所変更、死亡などの場合、「納付書再発 ニュアルに沿って、適時適切に、実施され 行・送り先変更等受付処理票」を受付書類 ているか。 として用いている。 受付書類、提出書類(「相続人代表者指定 ・入力内容の確認体制は二重入力、入力ミ 届」、「相続人代表者変更届」、「共有代表者 ス、入力漏れの無いように行われているか。 指定(変更)届」)や裏付けとなる資料(戸 籍謄本等) などの有無、照合の状況、入力チ ・大分市民の転居、死亡などの際、自動的に エックの状況などについて確認したが、マ 住所などの登録内容は変更されているか。 ニュアルに沿って適時適切に実施されてい た。 今後は、書類提出が義務でない住所変更 のみの場合、繁忙期での電話応対には限界 があるため、大分市ホームページ上で住所 変更届を提出できるようなシステムの構築 が望ましい。

(意見)

・入力内容の確認体制として、入力者以外 の確認印の押印状況については全件問題な

く行われていた。

また、システム上での変更履歴等は残されており、後日の検証が可能であるため、 証拠書類等の保管は不要と判断している。

・大分市民の転居、死亡などの場合、市民課にて共通基盤システムに既に変更を入力していることがほとんどであり、その変更内容は自動的に統合税務システムに反映されるため、資産税課での手続き等は不要である。市民課での入力ミス等が生じない限り、納税通知書等の発送に関して、ミスや漏れの発生する可能性は低い。

2. 納税通知書発送事務

- ・送付先の変更等に必要な書類はマニュア ルに沿って、適切に徴求され、決裁を受け、 保管されているか。
- ・発送先一覧の件数と実際の発送件数のズレはないか。
- ・「納付書再発行・送り先変更等受付処理 票」とその提出書類(「納税通知書の送付依 頼書」)などの有無、照合の状況、入力チェ ックの状況などについて確認したが、マニ ュアルに沿って適時適切に実施されてい た。
- ・相続人不存在などのため未発送になっているものについては、戸籍等の調査・確認を実施した後、未発送リストを作成しており、各課で情報共有を行っているものの、そのリストについての決裁は受けていない

法律上、発送しなければ税額の確定にならないため納税義務者に滞納や延滞金などの不都合が生じることはないものの、ミスや見落としなどで未発送が生じる可能性もあることを考えれば、発送しない旨の決裁を受けた後に未発送処理を確定すべきである。

(意見)

・発送先一覧の件数と実際の発送件数については、納品時に発送先一覧と納品された納税通知書等を突き合わせることで確認している。

また、納税通知書作成後発送までの間に 修正が生じた場合、「当初納通差替え対象者 リスト」と差替え用の納税通知書等を準備 して内容の差替えを行っている。当該差替 えリストと発送しなかった当初の納税通知 書等は一致しており、発送漏れなどは見受 けられなかった。

3. 問い合わせ対応事務

・窓口、及び、電話での応対にあたり、マニュアルに沿って、適時適切に、実施されているか。

・窓口、及び、電話での応対にあたり、文書の提出が必要な手続き、本人確認が必要な手続き、納税通知書番号が必要な手続きなどは、必要書類が揃っていることが確認できたため、マニュアルに沿って適時適切に行われていると判断している。

4. 縦覧・閲覧対応事務

・縦覧・閲覧の取扱要領に従い、適時適切に、実施されているか。

・縦覧・閲覧に当たり、サンプルを抽出して、事務取扱要領に従い適時適切に行われていることを確認した。

本人確認資料、委任状などの定められている徴求すべき資料は全て、適切に保管されていた。

	4/27	4/14	4/2
閲覧者数	15	10	28
閲覧件数	51	16	40
土地	23	14	37
家屋	14	10	28
償却資産	6	7	4

縦覧者数	1	3	1
縦覧件数	2	5	1
土地	1	3	1
家屋	1	2	1
本人確認	15	11	23
委任状	12	8	18
相続	_	2	7
本人来所	4	5	10

5. 納税通知書の再発行事務

- ・納税通知書の返戻について、統合税務シ ステムのマニュアルに基づいて、適時適切 に、実施されているか。
- ・公示送達の手続きは、法令に基づき、適切 な決裁を経て、適時に行われているか。
- 納税通知書の再発行

納税証明書等が宛先不明で返戻され、再 度発送される場合、マニュアルに従い、適 時適切に実施されているか。 ・納税通知書の返戻について、令和2年度 に発送した納税通知書160,965件のうち、 返戻のあった580件について、統合税務シ ステムのマニュアルに基づき、適切に返戻 処理されているかについて検討した。

返戻された 580 件のうち、107 件について抽出し、返戻処理を確認した。

- ①返戻された納税通知書の返戻用バーコ ード情報の読み取り
- ②実際に返戻された日時を統合税務システムに入力
- ③返戻日を押印した封筒を一定期間保管 されているかについて確認したとこ ろ、全件適切に行われており、返戻処 理は適時適切に行われていることを確 認した。

統合税務システムで実際に返戻用の通知 番号が入力され、返戻日、再発送日が登録 されていることを確認した。

・公示送達を行うことで納税通知書等の送 達があったとみなされる扱いとなるが、法 令に基づき適切な決裁を経て公示送達が行

われていることを確認した。

令和2年度に返戻された580件の納税通知書のうち、529件については宛先等が確認できたため再発送が出来たが、51件については再発送先の確認が出来ず、公示送達処理となった。

51件の全てについて、公示送達となった 経緯、公示送達に必要な手続きを確認した ところ、全件において、適切に行われてい ることを確認した。

・宛先不明等で返戻された納税通知書を再発行する際、再発行はマニュアルにしたがい適時適切に行われていることを確認した。

納税通知書の返戻について、令和2年度に発送した納税通知書160,965件のうち、返戻のあった580件のうち、529件については宛先等が確認できたため再発送を行った。

このうち、107 件について再発送手続き が統合税務システムのマニュアルに基づ き、適切に返戻処理されているかについて、 必要書類を閲覧して確認した。

・納付書再発行・送り先変更等受付処理票 は適切に入手され、住基ネット等で住所の 確認、再発行された納税通知書と返戻され た納税通知書との照合などは適切に行われ ていた。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき 事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

1. 宛名管理事務

書類提出が義務でない住所変更のみの場合、繁忙期での電話応対には限界があるため、大分市ホームページ上で住所変更届を提出できるようなシステムの構築が望ましい。

2. 納税通知書発送事務

相続人不存在などのため未発送になっているものについては、戸籍等の調査・確認を 実施した後、未発送リストを作成しており、各課で情報共有を行っているものの、その リストについての決裁は受けていない。

法律上、発送しなければ税額の確定にならないため納税義務者に滞納や延滞金などの不都合が生じることはないものの、ミスや見落としなどで未発送が生じる可能性もあることを考えれば、発送しない旨の決裁を受けた後に未発送処理を確定すべきである。

第3 税額更正に関する監査手続と結論

(1) 固定資産税の更正、賦課替え、返還金について

監査の要点

固定資産税の税額更正、賦課替え、還付金の手続き、返還金の手続きは 適切に行われているか。

監査の要点

- ・固定資産税の税額更正、賦課替え、還付金の手続き、返還金の各種事務は関連法令に従い、公平かつ適切に実施されているか。
- ・固定資産税の賦課替えに関する登録事務手続きは適切に行われているか。
- ・固定資産税の税額更正、賦課替え、還付金の手続き、返還金に関する根拠資料の保管は 適切に行われているか。
- ・固定資産税の税額更正、賦課替え、還付金の手続き、返還金に関する担当部局内の職務 分掌は効果的かつ効率的に行われているか。
- ・固定資産税の税額更正、賦課替え、還付金の手続き、返還金に関する関係部課、官公署等との連携は適切に行われているか。

定義

(1) 税額の更正

税額更正とは一度決定した税額を変更することを指し、滅失の家屋への課税、土地の住宅認定の誤り、死亡者に課税してしまった場合などが該当することになる(地方税法第17条の5)。

(2) 賦課替え

賦課替えとは、地方税法第343条第2項の規定により、固定資産の所有者として登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登記または登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、同日においてその固定資産を現に所有している者に賦課することをいう。

(3) 還付金

還付金とは、過納、二重納付などを原因として過誤納となっている地方団体の徴収金 (過誤納金)のことを指し、遅滞なく還付しなければならないとされている(地方税法第 17条)。

(4) 返還金

返還金とは、課税誤り(納税義務者誤り、課税地目誤り、課税面積誤りその他の大分市

の重大な瑕疵による誤り)により納付された固定資産税及び都市計画税のうち、地方税法 (昭和25年法律第226号)の規定によって還付することが出来ない税相当額(還付不能 額)につき、納税者等に対し税負担の公平と税務行政に対する信頼を確保することを目的 として支払う金銭をいう。

根拠法

【地方税法】

第17条の5 (更正、決定等の期間制限)

第20条の9の3 (更正の請求)

第354条の2(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)

第 420 条 (固定資産の価格等の修正に基く賦課額の更正)

第17条(過誤納金の還付)

第17条の2(過誤納金の充当)

第17条の3(地方税の予納額の還付の特例)

第17条の4(還付加算金)

第18条の3(還付金の消滅時効)

第343条(固定資産税の納税義務者等)

【地方自治法】

第232条の2 (寄附又は補助)

【国家賠償法】

第1条

第4条

【民法】

第724条(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

担当部局

財務部 資産税課 管理担当班・土地担当班・家屋担当班・償却資産担当班

抽出元項目

令和 2 年度更正対象 (交付税検査対象分) (R2. 4. 1~R3. 3. 31)

担当課·担当班	抽出項目	件数	抽出件数
管理担当班	相続人への賦課変更	134 件	20 件
管理担当班	返還金の手続き	68 件	2 件

手続きの流れ

・税額更正事務の概要

税額更正とは一度決定した税額を変更することを指し、大きく以下のケースが存在する。

①家屋の場合

滅失: 賦課期日現在、滅失しているにもかかわらず、滅失登記が行われていないため 課税されてしまっていた場合の税額の還付を原因とする変更。

課税漏れ:賦課期日現在、家屋を建築、あるいは、取得しているにもかかわらず登記 等が行われていないため課税漏れが発生してしまい、税額の追徴を原因とする 変更。

所有権移転誤り:所有権移転登記の処理が正確に行われないことを原因とする課税 額の変更。

②土地の場合

住宅認定誤り:住宅特例に該当するが特例を適用していなかったり、住宅特例に該当 しなくなったにも関わらず特例を適用し続けた場合を原因とする税額の変更。

所有権移転誤り:所有権移転登記の処理が正確に行われないことを原因とする課税 額の変更。

③死亡者課税にかかる賦課替え

納税義務者が死亡した場合、死亡者に課税することは出来ないため、対象となる財産の相続人に賦課替えを行い、金額等の変更を行う。

・税額更正の種類

次に、税額更正の種類として、以下のケースが挙げられる。

- ①現年度更正とは、当該年度分の更正を行うことで、評価額修正等による更正や生活 保護減免による更正などがある。現年度更正のうち、決定額が納付税額よりも少な い場合は還付が発生するため、納税義務者へ還付を行う。
- ②過年度更正とは、過去の年度分について更正を行うことで、過年度追徴と過年度還付に分かれる。

ここで、過年度追徴とは、地方税法による5年間分(過去に係る分は4年間分)について新たに課税(調定)を行うことになる。家屋の登記が漏れていた場合や、土地住宅用地認定誤りなどが該当する。

また、過年度還付とは、地方税法による5年間(過去に係る分は4年間分)の既課税分について減額する。家屋の登記が漏れていた場合や、土地住宅用地認定誤りなどが該当する。

1. 対象者の変更手続き

土地と家屋については、相続の発生による賦課替え(賦課対象者の変更)なども更正 に該当することになる。

納税義務者が死亡した場合、死亡者に課税、財産調査、差押えをすることは出来ないため、対象となる財産の相続人に賦課替えを行う。この賦課替えにより、相続人に対して課税が可能となる。

納税義務者が死亡した場合などに、賦課替えをいつまでに行わなければならないなど の法令や規則は存在せず、担当者が随時行うなどの方針で行っている。

賦課替えの手続きとしては、納税課より死亡者の滞納にかかる情報提供を受け、相続 人の調査・確認後、決裁を経て相続人への賦課替えの事前通知を送付し、相続放棄等が ないかを確認する。全ての確認終了後、統合税務システムへ賦課替えを入力し、更正の 決裁を経て納税通知書等を現に所有している者(相続人)へ送付する。

しかし、死亡者の遺族等が死亡者宛に届いた納税通知書を使って滞納せずに納付を継続した場合(第三者納付)、納税課から滞納情報として死亡の発生の情報提供を受ける ことはない。

このような場合、大分市民の場合は提出された死亡届から死亡者の一覧表を入手し、そこから現所有者申告書を提出させることで、賦課替えの手続きを行っている。

一方、大分市民ではない場合、相続人等から死亡の事実の連絡があるか、納税通知書等の返戻がある場合は住基ネットと戸籍等で調査をし、現所有者申告書を提出させることで賦課替えを行っている。しかし、死亡の確認が出来ない場合は、賦課替えの手続きは遅れてしまう。

死亡の事実を知りえた後は相続人代表者指定届の提出を相続人等に任意で依頼することになっていたが、法律改正に伴い令和3年1月1日から罰則付きで現所有者申告書の提出が義務付けられたため、滞納になる前に案内を行っている。

ここで、「固定資産税の現所有者の申告制度」が地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)において創設された。

これは、所有者不明土地等に係る課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させるものである。

固定資産税については、登記記録上の所有者が死亡している場合に「現に所有している者」(通常は相続人)の調査・特定に多大な時間と労力を要しており、迅速かつ適正な課税に不都合が生じていることから、「現に所有している者」として認定するために必要な情報を当該固定資産を所有している者から直接得ることで、効率的に調査を行い、その認定を迅速に行うことができるようにするため創設された制度である。

以上より、相続発生後の所有者の確定と課税手続きはかなり改善されることが見込ま

れる。

なお、償却資産については、賦課替えの概念はなく、償却資産の所有者が死亡した場合は相続人が償却資産の減少の届け出を行い、その償却資産を引き継ぐ者が新規増加財産の届け出をすることになる。これは、償却資産が事業を行う者に対してのみ課税されるからであり、土地や家屋の様に所有するだけで課税される固定資産とは異なるからである。

具体的には、賦課期日である1月1日現在生存して、納付書通知日までに死亡した場合、相続人等に納税通知書を送付して納税を依頼するとともに、償却資産の全部減少の届け出をしてもらう。一方、1月1日までに死亡していた場合は、相続人に償却資産の全部減少の届け出を出してもらうのみである。

市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする(地方税法第354条の2)。

2. 返還金の手続き

返還金とは、地方税法の規定によって還付することが出来ない税相当額につき、地方 自治法における寄付行為や、国家賠償法における損害賠償金として、民法の時効の範囲 である 20 年間分を返還する行為である。

返還金が発生するケースとしては、納税義務者誤り、課税地目誤り、課税面積誤り、 その他本市の重大な瑕疵(登記情報の入力ミス、計算ミス、住宅用地特例の適用ミス、 市街化調整区域に都市計画税を課税など)による誤りがある。

上記のような返還金の発生が確認されるケースとしては、以下のような場合に発見されることが多い。

- ①所有者からの指摘
- ②登記変更の際に過去の登記を確認して発見
- ③建物滅失の現地調査の際に課税地目の誤りに気付く
- ④市街化調整区域の変更の際の確認

住宅用地特例の認定の誤りなどについては、3年に一度の評価替えの調査とは別に航空写真とゼンリン地図、現地確認から住宅用地特例の適用が適切に行われているかを発見するようにしている。

なお、償却資産のような申告制度では課税誤りは基本的に発生しないため、土地・家

屋に対してのみ発生する。

実際に行われた返還金の原因については、以下の表のようになっている。

返還金の理由別一覧(会	6和2年度実績	∄)
-------------	---------	----

対象資産	原因	件	数	金額
土地	住宅用地の認定誤り		16 件	3,660,900 円
	都市計画区域誤り	*	6件	344,600 円
	評価計算誤り		1件	26,500 円
	所有権移転誤り		1件	13,300 円
	地積の認定誤り		1件	100 円
家屋	都市計画区域誤り	*	43 件	22,801,200 円
	計		68 件	26, 846, 600 円

※統合税務システム導入に伴うホストコンピュータの移行作業を行った際に、集中 して調査を行い、多額の修正と返還を行った。

返還金を支払う際には還付不能額が発生したことを確認する必要があり、納税者の状況、納税状況、還付不能となった経緯の決裁などが行われる。

返還金の支払対象者は納税者であるが、納税者が既に死亡しているときは、当該納税者の相続人に対し支払うものとしているが、固定資産が共有である時は納税通知書送付の名宛人に支払うことで義務を履行する。

返還金の対象となる固定資産税等は還付不能額が存することが確認された日の属する年度以前の20年分を限度とする。返還金の金額は還付不能額と利息相当額の合計とし、利息相当額は固定資産税等の各納期限の翌日から返還金の支出を決定した日までの期日に応じ、還付不能額に法定利率の割合を乗じて算定した額とする。

実際の事務手続きとしては、以下の手順に従い行われる。

- ①納税者及び物件の確定
- ②納税状況の確認
- ③納税者説明及び口座確認 (領収書保存も確認)
- ④支出決定日(利息計算期間)の確定
- ⑤返還金額の支出(還付不能額及び利息相当額を算出)
- ⑥返還金額の確定(決裁及び決定通知)
- ⑦返還金額の支払通知
- ⑧返還金額の支払

実際の返還金の手続きは通常の還付の手続きと同様に行われている。

監査手続と結果

監査手続

1. 対象者の変更手続き

- ・賦課替えの手続きに当たり、マニュアルに沿って、適時適切に、実施されているか。
- ・賦課替えの手続き必要な書類はマニュ アルに沿って、適切に徴求され、決裁を受 け、保管されているか。
- ・相続に伴う賦課替えにおいて、時効の成立を防ぐために、適切な時期に手続きが行われているか。

監査手続の結果

・賦課替えの手続きについては、必要な書類 等がチェックリストに従って二重チェック されており、マニュアルに沿って適時適切に 実施されていた。

納税義務者が死亡した場合は、納税課から死亡者の滞納に係る情報提供により、担当者が随時処理を行っているが、現に所有している者(相続人)を特定するための調査に多くの時間を要している。

相続登記等が完了していないため、数十年前に納税義務者が死亡していたケースの 賦課替えを行うなど、時効が成立していたケースも複数生じている。

一方で、相続人が不明な場合などには賦課替えが出来ないことになるが、相続人が死亡者名義で納税を続けていて滞納が生じていない場合などは、賦課替えの手続きを進めていない事例が多数生じている。

資産税課では納税課からの死亡者の滞納 に関する情報提供により、賦課替えを随時 行っているが、処理件数よりも提供件数が 上回っており、ケースによっては相続人等 の調査に多くの時間を要するものもあり、 処理が終わらず時効が成立しているものも ある。

以上より、納税義務者が死亡した場合、 納税課と資産税課において滞納状況の情報 をより密にし、一定期間内に賦課替えを行 うという基準を作ることが望ましい。 (意見)

・賦課替えの手続きについては、必要な書類

等がチェックリストに従って二重チェック されており、マニュアルに沿って適切に徴求 され、決裁を受け、保管されていた。

・固定資産税の納税通知書の発送件数約 160,000 件のうち、死亡者数は 13,023 件あ り、うち返戻となったものは 130 件、うち再 発送できずに公示送達となったものは 30 件 である。

固定資産の所有者が死亡しているケースで、滞納が発生している賦課替え待ちは40人分(各年度分合計件数:161件)であり、年間20人分ほど賦課替え処理が進んでいるものの、過去の複雑な案件などは時効が成立してしまう可能性がある。

(40人分の年度内訳)

年度	賦課替え待ち件数
H29 年分	25 件
H30 年分	29 件
R1 年分	35 件
R2 年分	36 件
R3 年分	36 件

従って、今後の方針としては、死亡者の賦課替えに関して、滞納するケースも散見されることから地方税法の時効期限である5年を目途に時系列に沿って賦課替えを行い、完了する必要がある。

しかし、滞納が発生している場合などは納税課との連携をより密にし、相続人等に早期に課税ができるように賦課替えを急ぐべきである。

一方で、相続人への登記名義変更が済んでいないため、賦課替えは必要であるが、相続 人などが滞納をせずに納税している場合、賦 課替えを行っていない。このケースは将来的 に滞納に繋がる可能性がある。今後は、相続 人等に現所有者申告書を提出させていくこ とが必要である。

この先、団塊の世代の高齢化に伴う死亡者 数が増加することが見込まれる。

今まで以上により多くの賦課替えを行う 必要があるため、業務量に応じた正規職員を 増員、配置するとともに、税務知識、戸籍等 の賦課替えに必要な専門性を有するスペシ ャリストを業務の核として育成することに 加え、相続人調査や財産調査等の外部委託を 検討することが望ましい。

(意見)

2. 返還金の手続き

- ・返還金の手続きに当たり、マニュアルに 沿って、適時適切に、実施されているか。
- ・返還金の原因の確認は適切に行われているか。
- ・返還金の原因、金額についての決裁は適切に行われているか。
- ・返還金が支払われる、時期は適切か。
- ・返還口座の確認、振込手続き、手渡しの 事務は適切に行われているか。

- ・返還金の手続きに当たっては、取扱要綱にしたがい、適時・適切に行われている。
- ・返還金の原因については、監査手続の通り、課税誤り(納税義務者誤り、課税地目誤り、課税面積誤りその他の大分市の重大な瑕疵による誤り)となっており、年度及び日付順に分類され管理されている。

返還金については、最長20年まで遡っている事例もあり、返還金の理由別一覧(令和2年度実績)に示されている通り、多額の返還金が存在していると言える。

(監査の結果)

返還金につながる課税誤りについては、 地方税法第408条による実地調査のほか、3 年に一度行われる住宅認定調査や土地及び 家屋台帳の照合等を実施しているが、納税 者からの指摘によるものも多いため、評価 変更の際のダブルチェックを強化したり、 業務上の注意点を作成したりするなど適正 な課税に向けた方法を検討する必要があ る。

(意見)

- ・返還金の原因、金額についての決裁は適切に行われているものの、そもそも返還金が行われるということは、大分市側に重大な過失が存在していたということであり、その原因の追及と改善方法について決裁が行われ、関係者全員に周知されている。
- ・返還金が支払われる時期については、通 常の還付手続きと同様に行われているた め、適切に行われている。
- ・返還金の手続きは通常の還付手続きと同様に行われており、適切に行われている。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、以下に指摘する監査の結果を除き、指摘すべき事項はなかった。

(監査の結果)

2. 返還金の手続き

返還金については、最長 20 年まで遡っている事例もあり、多額の返還金が存在している。

実際に行われた返還金の原因については、以下の表のようになっている。

(返還金の理由別一覧(令和2年度実績))

対象資産	原因	件数	金額
土地	住宅用地の認定誤り	16 件	3,660,900円
	都市計画区域誤り	※ 6件	344,600 円
	評価計算誤り	1件	26, 500 円
	所有権移転誤り	1件	13, 300 円
	地積の認定誤り	1 件	100 円

家屋	都市計画区域誤り	*	43 件	22,801,200 円
	그나 -		68 件	26, 846, 600 円

※統合税務システム導入に伴うホストコンピュータの移行作業を行った際に、集中して調査を行い、多額の修正と返還を行ったことが原因である。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

1. 対象者の変更手続き

相続登記等が完了していないため、数十年前に納税義務者が死亡していたケースの 賦課替えを行うなど、時効が成立していたケースも複数生じている。

相続人が不明な場合などには賦課替えが出来ないことになるが、相続人が死亡者名 義で納税を続けていて滞納が生じていない場合などは、賦課替えの手続きを進めてい ない事例が多数生じている。

賦課替えを随時行っているが、処理件数よりも提供件数が上回っており、ケースによっては相続人等の調査に多くの時間を要するものもあり、処理が終わらず時効が成立しているものもある。

納税義務者が死亡した場合、納税課と資産税課において滞納状況の情報をより密に し、一定期間内に賦課替えを行うという基準を作ることが望ましい。

この先、団塊の世代の高齢化に伴う死亡者数が増加することが見込まれる。今まで以上により多くの賦課替えを行う必要があるため、業務量に応じた正規職員を増員、配置するとともに、税務知識、戸籍等の賦課替えに必要な専門性を有するスペシャリストを業務の核として育成することに加え、相続人調査や財産調査等の外部委託を検討することが望ましい。

2. 返還金の手続き

返還金につながる課税誤りについては、地方税法第408条による実地調査のほか、3年に一度行われる住宅認定調査や土地及び家屋台帳の照合等を実施しているが、納税者からの指摘によるものも多いため、評価変更の際のダブルチェックを強化したり、業務上の注意点を作成したりするなど適正な課税に向けた方法を検討する必要がある。

第4 土地・家屋の財産評価に関する監査手続と結論

(1) 土地の評価方法、評価額、実地調査について

監査の要点 土地の登録、評価方法、評価額、実地調査は適切であるか。

監査の要点

- ・土地の登録、評価方法、評価額、実地調査に関する各種事務は関連法令に従い、公平かつ適切に実施されているか。
- ・土地の評価方法、評価額は適切であるか。
- ・土地の実情の把握(実地調査)は適切に行われているか。
- ・土地に関する固定資産税の計算は公平かつ適切に行われているか。
- ・土地に関する固定資産税の登録事務手続きは適切に行われているか。
- ・土地に関する固定資産税に関する根拠資料の保管は適切に行われているか。

定義

(1) 土地課税台帳と資産の評価

土地とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう(地 方税法第341条第2号参照。)。

土地課税台帳とは、登記簿に登記されている土地について、地方税法第 381 条第 1 項に 規定する事項を登録した帳簿台帳をいい、不動産登記法第 27 条第 3 号及び第 34 条第 1 項 各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び 100 年より長い存続期間の定めのある地上権の 登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格が登録 される(地方税法第 343 条第 2 項、第 381 条参照。)。市町村長が固定資産の価格等を決定 した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければ ならないとされている(地方税法第 411 条第 1 項参照。)。

なお、登記簿に登記されていない土地で地方税法の規定によって固定資産税を課することができるものについて地方税法第 381 条第 2 項に規定する事項を登録した帳簿を、土地補充課税台帳という(地方税法第 341 条第 11 号参照。)。土地補充課税台帳には、総務省令で定めるところにより、登記簿に登記されていない土地で地方税法の規定により固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、地番、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない(地方税法第 381 条第 2 項参照。)。

固定資産の価格は、道府県知事又は総務大臣が固定資産を評価する場合を除く外、総務大臣が定めた固定資産評価基準によって、市町村長が決定しなければならない(地方税法第388第1項、第389条、第403条第1項、第743条参照。)。また、固定資産の評価に関する

事務に従事する市町村の職員は、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない(地方税法第403条第2項参照。)。

固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも1回、実地調査を行わなければならないとされている(地方税法第 404 条、第 405 条、第 408 条、第 409 条参照。)。

(2) 課税客体等

固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課すとされている (地方税法第342条第1項参照。)。

(3) 納税義務者

固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者となっている(地方税法第 343 条第 1 項 参照。)。

地方税法第 343 条第 1 項の所有者とは、土地については、登記簿又は土地補充課税台帳 に所有者として登記又は登録がされている者をいう。

(4) 評価方法

土地の評価は、次に掲げる土地の地目の別に、それぞれ、固定資産評価基準に定める評価の方法によって行うものとする。この場合における土地の地目の認定に当たっては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときであっても、土地全体としての状況を観察して認定するものとする。

- ① 田、② 畑、③ 宅地、④ 鉱泉地、⑤ 池沼、⑥ 山林、⑦ 牧場
- ⑧ 原野、⑨ 雑種地

各筆の土地の評価額を求める場合に用いる地積は、原則として、登記簿に登記されている 土地については登記簿に登記されている地積によるものとし、登記簿に登記されていない 土地については現況の地積によるものとする。

(5) 税額の計算

土地の実地調査と評価結果に基づき、課税標準額と税額が決定される。

- ①土地を評価し、その価格(評価額)を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定する。
- ②課税標準額 × 税率

(固定資産税 1.4 / 100、都市計画税 0.25 / 100) = 税額

住宅用地の評価には様々な特例が設けられており、要件を満たす土地については、課税標

準額の減額を通じて固定資産税額が減額される。

- ①住宅用地に対する課税標準の特例(税負担を軽減するため、敷地の広さによって小規模 住宅用地と一般住宅用地に区分し、評価額に特例率を乗じた値が課税標準額とされる)
- ②土地の負担調整措置(課税標準額の算定にあたり、税負担の急激な変化を防ぐことを目的に、土地の利用状況(区分)に応じて、課税の公平の観点から負担水準の区分に応じた課税標準額の算出を行う)

(6) 賦課手続

土地に関する固定資産の価格等は実地調査に基づいて決定され、土地課税台帳に登録される。土地課税台帳の内容を統合税務システムへ取り込むと、自動的に賦課計算が行われるようになっている。

なお、固定資産の価格等を修正して登録した場合においては、固定資産税の賦課後であっても、修正して登録された価格等に基いて、既に決定したその賦課額を更正しなければならない(地方税法第420条参照。)。

根拠法

【地方税法】

- 第341条(固定資産税に関する用語の意義)
- 第342条(固定資産税の課税客体等)
- 第343条(固定資産税の納税義務者等)
- 第348条(固定資産税の非課税の範囲)
- 第349条(土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準)
- 第349条の3(固定資産税の課税標準等の特例)
- 第349条の3の2(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)
- 第349条の3の3(被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例)
- 第350条(固定資産税の税率)
- 第351条(固定資産税の免税点)
- 第352条の2

(区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税)

- 第353条(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)
- 第359条(固定資産税の賦課期日)
- 第367条(固定資産税の減免)
- 第380条(固定資産課税台帳等の備付け)
- 第381条(固定資産課税台帳の登録事項)
- 第 382 条

(登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載)

- 第382条の2(固定資産課税台帳の閲覧)
- 第382条の3(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付)
- 第384条、第384条の2、第384条の3(固定資産の申告)
- 第387条(土地名寄帳及び家屋名寄帳)
- 第388条(固定資産税に係る総務大臣の任務)
- 第400条(決定された価格等の登録)
- 第403条(固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員の任務)
- 第404条(固定資産評価員の設置)
- 第405条(固定資産評価補助員)
- 第406条(固定資産評価員の兼職禁止等)
- 第407条(固定資産評価員の欠格事項)
- 第408条(固定資産の実地調査)
- 第409条(固定資産の評価)
- 第410条(固定資産の価格等の決定等)
- 第411条(固定資産の価格等の登録)
- 第415条(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の作成)
- 第416条(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)
- 第417条(固定資産の価格等の全てを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定 又は修正等)
- 第418条(道府県知事に対する固定資産の価格等の概要調書の送付)
- 第419条 (固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告)
- 第420条(固定資産の価格等の修正に基く賦課額の更正)
- 第421条(道府県知事に対する修正登録した固定資産の価格等の概要調書の送付等)
- 第422条の3(土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知)
- 第435条(固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格等の修正)

担当部局

財務部 資産税課 土地担当班、東部資産税事務所、西部資産税事務所

抽出元項目

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

対象	件数	抽出件数
住宅用地特例新規適用		
建替え特例 (新規申告)	42 件	5件
用途変更 (新規申告)	11 件	1件
新増築 (新増築棟数)	3,022件	20 件

滅失(滅失棟数)	1,990件	20 件
用途変更		
専用住宅	566 筆	20 件
→ 併用住宅・非住宅	2000 車	2014
併用住宅	142 筆	20 件
→ 専用住宅・非住宅	142 丰	20 17
非住宅	1,587 筆	20 件
→ 専用住宅・併用住宅	1,007 丰	20 17
登記地目・課税地目相違土地	138, 146 筆	20 件
農地からの用途変更	705 筆	20 件
公益減免	令和2年新規分 135筆	2 件
公無视 无	令和 2 年継続分 4,837 筆	5件
更正		
相続人への賦課変更	134 件	5 件
貧困減免	58 件	2件
公益減免	9件	1件
家屋の滅失届出	23 件	2件
所有者の修正(共有構成員	93 件	5件
の補完)	38 件	2件
電算入力処理の修正	3件	1件
地目認定変更	0	1

手続きの流れ

市町村が固定資産税の賦課と税額の算定を行うに当たっては、対象となる固定資産の評価を行う必要があり、この評価によって固定資産税額が決まることになる。

評価に当たっては、一件一件の現地調査を行い、それぞれの資産の状況に応じた基準で評価することとなる。

1. 土地の評価

総務大臣は固定資産評価基準を定め、これを告示しなければならないとされている(地方 税法第388条第1項参照。)。

一方、市町村長は、地方税法第 389 条又は第 743 条の規定によって道府県知事又は総務 大臣が固定資産を評価する場合を除く外、地方税法第 388 条第 1 項の固定資産評価基準に よって、固定資産の価格を決定しなければならない(地方税法第 403 条第 1 項参照。)。

そのため、固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県 知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の 申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならないとされている(地方税法第403条第2項参照。)。

固定資産評価員は、地方税法第 408 条の規定による実地調査の結果に基いて当該市町村 所在に所在する土地の評価をする場合においては、次の表の左欄に掲げる土地の区分に応 じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の右欄に掲げる価格によって、当該 土地の評価をしなければならない(地方税法第 409 条参照。)。

表1 土地の評価

土地の区分	年度	価格
基準年度の土地	基準年度	当該土地の基準年度の価格
基準年度の土地で地方税法 第 349 条第 2 項ただし書の	hite a few the	当該土地に類似する土地の
規定の適用を受けることと なるもの	第2年度	基準年度の価格に比準する 価格
基準年度の土地で地方税法 第 349 条第 3 項ただし書の 規定の適用を受けることと なるもの	第3年度	当該土地に類似する土地の 基準年度の価格に比準する 価格
第2年度の土地	第2年度	当該土地に類似する土地の 基準年度の価格に比準する 価格
第 2 年度の土地で地方税法 第 349 条第 5 項ただし書の 規定の適用を受けることと なるもの	第3年度	当該土地に類似する土地の 基準年度の価格に比準する 価格
第3年度の土地	第3年度	当該土地に類似する土地の 基準年度の価格に比準する 価格

(地方税法第409条第1項より引用)

ここで、固定資産税は、固定資産の価格、すなわち適正な時価を課税標準として課税されるものである。従って、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる適正な時価をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することとなる。

しかし、次に掲げる理由から、土地(家屋も同様)については3年毎に評価額を見直す制度がとられている。

①膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能で

あること。

②課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要があること。

なお、法令においても3年ごとの評価替えは明文化されている(地方税法第411条第3項参照。)。

従って、第2年度又は第3年度において基準年度の土地に対して課する固定資産税の課税標準について基準年度の価格による場合にあっては、土地課税台帳等に登録されている基準年度の価格をもって第2年度又は第3年度において土地課税台帳等に登録された価格とみなし、第3年度において基準年度の土地又は第2年度の土地に対して課する固定資産税の課税標準について比準価格による場合にあっては、土地課税台帳等に登録されている当該比準価格をもって第3年度において土地課税台帳等に登録された比準価格とみなしている(地方税法第411条第3項参照。)

以上より、大量一括評価を前提とした固定資産の土地評価において、毎年3月31日までに価格を決定しなければならない評価事務上の期間的な制約等を考慮したものである。なお、大量一括評価とは、評価対象となる土地については、一件一件現地調査を行うものの、評価そのものは一定の基準で一括して行う方式である。その結果、土地の広さや形などは異なっても、同一地域においては同一の計数を用いることとなる。

なお、固定資産評価員は、土地の評価をする場合において、道府県知事が地方税法第73条の21第3項の規定によって当該土地の所在地の市町村長に通知した価格があるときは、当該土地について地目の変換、その他特別な事情があるため当該通知に係る価格により難い場合を除くほか、当該通知に係る価格に基いて、当該土地の評価をしなければならない(地方税法第409条第2項参照。)。

また、固定資産評価員は、地方税法第 409 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価をした場合においては、総務省令で定めるところによって、遅滞なく、評価調書を作成し、これを市町村長に提出しなければならず、市町村長は受理した評価調書に基づいて固定資産の価格等を毎年 3 月 31 日までに決定しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、4 月 1 日以後に決定することができる(地方税法第 409 条第 4 項、第 410 条第 1 項参照。)。

実際の土地の評価にあたり、関連するシステムは不可欠である。そこで、使用しているシステムの概要とその関係性から、土地の評価手続きを記載する。

・使用しているシステムの概要

固定資産GIS(土地評価・台帳システム)

地番図データを基本に筆を計測し評価する評価機能を中心に、地番図表示(全画面地図)、検索(一筆検索等)機能を備え、評価情報台帳を管理している。

統合税務システム(課税台帳管理)

固定資産税の土地・家屋・償却資産・共有者情報の登録・管理、税額計算(課税標準額計算・相当税額計算等)、賦課異動、異動調定表の作成、及び各種統計資料の作成や管理等(物件更正管理等)を行うシステムである。

「土地情報管理」では、固定資産GISで計算した土地評価の情報を連携し、賦課計算及び賦課管理を行っている。その他、課税台帳管理(物件検索)機能や各種証明書発行機能がある。

各システム間の連携(固定資産GISと統合税務システム間の連携)

土地担当は、登記済通知(表示・権利)、農地転用許可・届出、非農地通知、開発行為 許可、道路位置指定届、家屋新滅失リスト等、資料収集業務から得られる情報を固定資産 GISに登録していく。家屋担当は、家屋図管理(GIS家屋図レイヤーの管理)につい ても、固定資産GISに登録していく。

登録される情報は、以下のとおりである。

- ①土地の調査及び評価業務(地目変更、分合筆、地積更正、画地変更、住宅認定変更等による評価額計算)
- ②権利移転管理(所有権移転に伴う処理)、地番編集図管理(地番編集図(G I S)管理)
- ③減免業務(災害・公益減免、物件に対する減免申請の処理)、課税台帳管理(課税台帳管理)
- ④課税資料管理 (PDF データ登録、地積測量図、現地調査写真等資料スキャニング登録)
- ⑤家屋図管理(GIS家屋図レイヤー)

固定資産GIS内では、登録された情報に基づいて地番図修正、画地認定、画地計測、評点数算出、住宅認定等のデータ作成処理が行われる。固定資産GIS内で作成されたデータは、統合税務システムへ転送されるが、以下の手順で確認作業が行われる。

- ①各地区担当による転送前のデータ確認
- ②電算担当によるデータ確認、転送エラーリストの出力
- ③各地区担当によるエラーリストの確認

・登記所からの通知による手続き

固定資産の異動については、市役所では直接情報収集は出来ないため、移転に伴う登記情報を入手することで異動を把握することになっている。

登記所から新規に登録した土地や家屋、所有権の変更登記や改築・滅失などの登記情報を 定期的に入手し、固定資産GISや課税台帳の管理機能を持つ統合税務システムに登録し ていく。これにより、賦課期日現在の登記情報を固定資産管理台帳に反映させることが出 来、納税通知書の発送に必要な情報収集を行っている。具体的には、以下のような手順で行っている(以下、所有権移転等通知処理手順から抜粋。)。

- ①2名の職員が、法務局へ登記済通知書を引き取りに行く。
- ②登記済通知書を引き取り後、登記済通知書と発行済通知一覧の整理番号を突合して確認する。
- ③登記済通知書は、大分市役所本庁で管轄地域毎(本庁・東部資産税事務所・西部資産税事務所)に仕分けされる。
- ④東部資産税事務所分・西部資産税事務所分の登記済通知書は、それぞれの事務所へ引き 取られる。
- ⑤本庁(土地担当班・家屋担当班)、東部資産税事務所、西部資産税事務所で異動情報が 登録される。

実地調査結果の登録手続き

現地での土地の実態調査を終えた後、職員は 2 名以上でその調査結果を固定資産G I S に登録する。

登録される情報は、大きく分けて以下の3つに分けられる。

- ①土地の評価(地目変更、分合筆、地積更正、画地変更、住宅認定変更等による評価額計 章)
- ②権利移転(所有権移転に伴う処理)、地番編集図、物件更正(評価修正等による更正)
- ③減免(災害・公益減免、物件に対する減免申請の処理)

現地調査結果の入力は、ミスの発生を防ぐため、2名以上で、手作業にて行われる。具体的には、一方が現地調査結果を入力後、もう一人がその内容についてチェックする。万が一入力ミスが発見された場合は、その旨を入力した者に報告し訂正入力をする。

チェック内容は、以下のとおりである。

- ①登記済通知他資料収集業務で得られた表示・権利
- ②農地転用許可·届出、非農地通知
- ③開発行為許可
- ④道路位置指定届
- ⑤家屋新減失リスト等
- ・土地の評価計算と統合税務システムへの連携手続き

土地の評価計算は、上記の入力を完了させた後、各評価フローを処理することによって行われる。

土地の評価計算結果(地目変更、分合筆、地積更正、画地変更、住宅認定変更等による評価額計算)、権利移転(所有権移転に伴う処理)、地番編集図、物件更正(評価修正等による更正)、減免(災害・公益減免、物件に対する減免申請の処理)は、調査結果書類とともに

固定資産評価員・固定資産評価補助員によって審査される。

審査され問題がなかった土地の評価計算結果データは、確定情報として統合税務システムに転送されることになる。

固定資産GISで作成された土地の評価計算結果データは、固定資産評価員・固定資産評価補助員によって審査され、問題がなかった場合のみ、統合税務システムに転送される。

・ 土地の評価情報の検討

土地の評価計算結果の統合税務システムへの転送処理状況は、2か月に1度開催される資産税課事務連絡会議で随時報告される。

なお、資産税課事務連絡会議とは、資産税課内の事務経過報告やスケジュール進捗状況の報告を目的として行われる会議である。本庁の課長・参事・各班リーダー、東部事務所及び西部事務所の所長、次長で構成され、おおむね2か月に1回のペースで開催されることとなっている。

資産税課事務連絡会議の内容は、本庁・東部事務所・西部事務所それぞれの各班長会議で随時報告され、フィードバックされた報告内容は、それぞれの今後の資産税課内税務活動に利用される仕組みとなっている。

さらに、国からの情報提供や難解な不動産評価の疑義解消を目的とし、不動産評価業務に 精通している委託業者との定例会が、毎月1回行われている。

この定例会は、委託業者と土地担当班の各地区の班長で構成され、難解な不動産評価物件 の評価誤りを防ぐ効果が期待される。また、委託業者を講師として、資産税課職員のスキル アップのための研修会も開催されている。

なお、委託業者との業務委託に関する契約内容は、以下のとおりである。

- ①用途地区及び状況類似地域区分の見直し業務
- ②価格形成要因の調査及び分析業務
- ③路線価の検討と評定に関する業務
- ④職員に対する実務研修や評価に関する助言等

・賦課計算及びその確認体制

土地の登記情報や実地調査で現状を正しく把握し、固定資産評価員・固定資産評価補助員によって評価の審査を通過した後に、統合税務システムで税額が自動計算される。ただし、自動計算でもミスが生じる可能性はゼロではないため、統合税務システムへのデータ転送後の確認は、統合税務システム画面を見ながら評価内容や減免税額などの入力内容が反映されているかのチェックを行っている。

ここで、住宅用地には様々な特例が設けられており、要件を満たす土地については、課税標準額の減額を通じて固定資産税額が減額される。

具体的には、以下のように多様な特例があり、土地評価システム上で登録の際に特例を確認しつつ、実際の税額計算の際にも、適応の可否と税額を再確認している。

(1) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地には税負担を軽減するため、敷地の広さによって小規模住宅用地と一般住宅 用地に区分し、評価額に下表の特例率を乗じた値を課税標準額とする特例が適用される。

課税標準特例率表		
マハ	固定資産税の	都市計画税の
区分	特例率	特例率
小規模住宅用地	6分の1	3分の1
(住宅1戸につき200平方メートルまでの部分)	0 分の1	37071
一般住宅用地	2 (20) 1	2 🛆 🔿 2
(200 平方メートルを超える部分)	3 分の 1	3 分の 2

また、居住の用に供する建物が複数ある場合、小規模住宅用地は住戸数分適用させる。 なお、住宅用地には次の2つがある。

住宅用地一覧表		
専用住宅の敷地の用	事としの民体の田に供えて学長の動地	
に供されている土地	専ら人の居住の用に供する家屋の敷地	
併用住宅の敷地の用	一部を人の居住の用に供する家屋の敷地(居宅兼店舗など、	
に供されている土地	居住の用に供する部分とそれ以外の部分がある家屋を指す)	

住宅用地の面積は、敷地面積に下表の住宅用地の率を乗じて求める。

ただし、専用住宅、併用住宅ともに敷地面積が建物部分の床面積の 10 倍を超えるときは、10 倍の面積までが住宅用地となる。

住宅用地適用率表		
家屋の種類	居住部分の割合 (注)	住宅用地の率
イ 専用住宅	全部	1.00
ロ 地上 5 階以上の耐火建築物で	4分の1以上2分の1未満	0 50
ある併用住宅	4万001以上4万001不何	0. 50
ロ 地上 5 階以上の耐火建築物で	2分の1以上4分の3未満	0.75
ある併用住宅	2分01以上4分03本個	0. 75
ロ 地上 5 階以上の耐火建築物で	4分の3以上	1 00
ある併用住宅	4万003以上	1.00
ハ ロ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.50
ハ ロ以外の併用住宅	2分の1以上	1.00

(注) 居住部分の割合 = 居住部分の床面積 ÷ 家屋の総床面積

住宅用地の率は、当該家屋が存する土地の面積に乗じる。

例えば、500 平方メートルの土地に、居住部分の割合が3割の併用住宅が建っている場合、250 平方メートルを住宅用地とする。

また、家屋の居住部分の割合によって、住宅用地の範囲も変わってくる。

(2) 土地の負担調整措置と課税標準額の算出方法

土地については課税標準額の算定にあたり、税負担の急激な変化を防ぐことを目的に、 負担調整措置を設けている。

負担調整措置は土地の利用状況(区分)によって下記の表のとおり分かれる。そして、 課税の公平の観点から負担水準の区分に応じて課税標準額の算出を行う。

負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているか を示すもので、以下の式で算出される。

負担水準 = 前年度課税標準額 ÷ 今年度評価額(×特例率)

① 宅地等の負担水準及び課税標準額の算出方法

宅地等の負担水準の算出方法

用途区分	住宅特例	負担水準の求め方
住宅用地	小規模	前年度課税標準額÷(今年度評価額×6分の1)
住宅用地	一般	前年度課税標準額÷(今年度評価額×3分の1)
商業用地		前年度課税標準額÷今年度評価額

宅地等の課税標準額の算出方法

用途区分	負担水準	課税標準額の算出方法
住宅用地	1000/ DL L	特例適用後の評価額(評価額×6分の1または評
住宅用地	100%以上	価額×3分の1)
		前年度課税標準額+(特例適用後の評価額×5%)
		上記により計算した額が特例適用後の評価額を
住宅用地 100%未満	100%未満	上回る場合は特例適用後の評価額となる。
	また、特例適用後の評価額 20%を下回る場合は特	
		例適用後の評価額の 20%となる
商業地等	70%超	評価額×70%
去 米 Hr 次	70%以下	並圧中部が極速短い位置を
商業地等	60%以上	前年度課税標準額に据置き
商業地等	60%未満	前年度課税標準額+ (評価額×5%)

上記により計算した額が評価額の 60%を上回る 場合には評価額の 60%となる。 また、20%を下回る場合は評価額の 20%となる

② 農地の負担水準及び課税標準額の算出方法

農地の負担水準の算出方法

農地区分	負担水準の求め方	
市街化区域農地	前年度課税標準額÷(今年度評価額×3分の1)	
一般農地	前年度課税標準額÷今年度評価額	

農地の場合、課税標準額の算出方法は以下の式の通りである。

前年度課税標準額 × 負担調整率

農地の負担調整率の算出方法

負担水準	負担調整率
100%以上	1.00
90%以上 100%未満	1. 025
80%以上 90%未満	1.05
70%以上 80%未満	1. 075
70%未満	1.1

負担水準 100%以上の土地の課税標準額は今年度評価額(市街化区域内は評価額×3分の1)となる。

また、上記により計算した額が今年度評価額(市街化区域農地は評価額×3分の1)を 上回る場合は、今年度評価額(市街化区域農地は評価額×3分の1)となる。

(3) 都市計画税の負担調整措置

都市計画税の負担調整措置は固定資産税と同様となる。ただし、特例率は小規模住宅用地が3分の1、一般住宅用地が3分の2、市街化区域農地が3分の2となる。

・物件の更正手続き

物件の更正手続きとは、土地の評価内容に誤りがあった場合、評価内容の見直しを行うことをいう。

市町村長は、地方税法第 411 条第 2 項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を

失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないとされている(地方税法第417条第1項参照。)。

また、市町村長は、地方税法第 433 条第 12 項の規定による通知を受けた場合において固定資産課税台帳に登録された価格等を修正する必要があるときは、その通知を受けた日から 10 日以内にその価格等を修正して登録し、その旨を当該納税者に通知しなければならない(地方税法第 435 条第 1 項参照。)。

更正を行うと、場合によっては固定資産税の還付及び追徴を行うことになる。 令和2年度における更正の具体的な発生事由と事由別件数は下表のとおりである。

担当班	更正事由	件数 (件)
	相続人への賦課変更	134
	減免(貧困による)	58
	減免(公益による)	9
	家屋の滅失届出による	23
	未評価家屋への課税	49
管理担当班	課税標準額特例の適用	2
土地担当班	所有者の修正(共有構成員の補完)	93
家屋担当班	電算入力処理の修正	38
	都市計画区分の修正	11
	市道敷土地還付	24
	住宅用地特例の変更 (土地)	78
	評価内容変更	20
	地目認定変更	3
	計	542

更正の原因の発見方法としては、実態調査、内部での書類の照合や検算、納税者からの連絡などに基づき発見されることが多い。

更正が発見された場合には、その内容に基づき現地調査や電話確認を実施後、その更正内容について問い合わせ・錯誤処理票を回覧し課長決裁を得ている。

課長決裁後、その更正内容を固定資産GISに反映させ、更正手続完了後に納税者に通知する。

2. 土地の実地調査

実地調査とは、土地の現況と利用目的について観察することであり、登記情報や図面など で確認できない実態を把握するために行われる。

固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならないとされ、固定資産の状況を毎年少くとも1回実地に調査しなければならない(地方税法第403条第2項、地方税法第408条参照。)。

実地調査の目的は、固定資産税の適正な課税を行うことである。固定資産評価における土地の地目の認定に当たっては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときであっても、土地全体としての状況を観察して認定しなければならないことから実地調査は必須であるといえる(固定資産評価基準第1章第1節1参照。)。

土地評価を行う際には、固定資産評価基準や土地評価事務取扱要領に則って行うことに加え、実地調査は基本的に複数人で行っている。

判断に迷うような事例については、経験年数の長い職員や上司、土地評価に精通している 委託事業者等に相談することで、個々の経験年数等による評価の差異が生じない(恣意性がない)ようにしている。

・地目の認定手続き

地目の認定は、土地の現況及び利用目的に重点を置き、土地全体としての状況を観察して 認定するものとする(固定資産評価基準第1章第1節1参照。)。

従って、地目の認定は現況主義である。

地目には、次のものがある。

- ① H
- ② 畑
- ③ 宅地
- ④ 鉱泉地
- ⑤ 池沼
- ⑥ 山林
- ⑦ 牧場
- ⑧ 原野
- ⑨ 雑種地

地目の認定手続きの目的は、固定資産税の適正な課税を行うことである。土地の評価は、土地の地目別に行わなければならないことから、地目の認定は必須の手続きである。

現地調査は、固定資産GISに登記情報を取り込んだ後、2名で実施している。複数で実施する理由は、迅速な現地調査の実施と、正確な調査のためである。

現地調査の際、その旨を所有者に連絡等はせず、高い塀や柵などがあって視界不良の場合など例外的な場合のみ、現地調査と立会の旨を所有者に連絡している。

・ 地積の認定手続き

地積の認定手続きとは、土地の評価額を求める場合に用いる地積を認定することをいう。 各筆の土地の評価額を求める場合に用いる地積は、原則として登記簿に登記されている 土地については登記簿に登記されている地積によるものとし、登記簿に登記されていない 土地については現況の地積によるものとする(固定資産評価基準第1章第1節2参照。)。

ただし、現地調査の結果、登記済通知に記載されている地積が明らかに誤っていると判断される場合は、土地家屋調査士など有資格者が作成した地積測量図等の提出により、現況地積を課税地積としている。

3. その他の手続き

・所有者区分への対応

所有者区分の登録ミスが発生した場合、固定資産税の適正な課税を行うことができない。 例えば共有土地であった場合、固定資産GIS上ではその情報を一目で確認できるよう なレイアウト画面になっており、登録ミスが発生しにくい仕様となっている。登録作業も2 人でダブルチェックしながら行い、その内容について慎重に入力している。

・分筆への対応

分筆とは、一筆の土地を数筆の土地に法的に分割することをいう。土地が分筆された場合、分筆後の土地には新たな地番が付され、新たな登記記録が作成される。また、分筆によって新たに筆界線が生じる。分筆については、新たな登記記録が作成されるため、その内容について固定資産GISに登録する必要がある。

分筆への対応については、以下のとおりである。

①固定資産GISへ異動登録する。

分筆する地番(基番)を固定資産GISへ登録する。分筆される地番(筆)は、システム内で登録する。

地番図の修正の必要があるため、地積測量図を固定資産GISへ取り込む必要がある。

- ②現地調査し、土地の利用状況を確認する。
- ③固定資産GISで異動処理を行う。

現地調査フローで現況と評価方法を登録し、フローを終了後の処理は分筆後の各筆 に分かれての処理となる。

- ④統合税務システムへ連携後、入力内容をチェックする。地番に枝番のない筆の分筆の場合、分筆前の筆は閉鎖されるので必ず確認している。
- ・土地の個別性や公法上の制約条件の反映について

個別的要因とは、不動産に個別性を生じさせ、その価格を個別的に形成する要因をいう。 個別的要因により生じた個別性は、路線価及び筆の評価に反映される。

- (1) 路線価に反映している個別性
 - ① 道路幅員
 - ② 連続性
 - ③ 舗装
 - ④ 歩道
 - ⑤ 道路種別
 - ⑥ 車両通行規制
 - ⑦ その他街路条件
 - ⑧ 中心地への距離
 - ⑨ 最寄り駅への距離
 - ⑩ 大型店舗への距離
 - ① インターチェンジへの距離
 - ① 下水道
 - ① JR線の影響
 - ⑭ 高速道路の影響
 - ⑤ 水資源再生センターの影響
 - ⑥ 汚物処理場への距離
 - ① 変電所の影響
 - ⑱ 刑務所の影響
 - 19 基準容積率
- (2) 筆の評価に反映している個別性
 - ① 固定資産評価基準に定めるもの
 - · 奥行価格補正
 - 側方路線影響加算
 - · 二方路線影響加算
 - 不整形地補正
 - •無道路地補正
 - •間口狭小補正
 - · 奥行長大補正
 - ・がけ地補正

- 通路開設補正
- ② 市長の所要の補正として定めるもの
 - 水路補正
 - ・道関補正(道路との高低差)
 - 急傾斜地崩壊危険区域補正
 - 都市計画施設予定地の補正
 - 高圧線下補正
 - ・歩道橋・地下道出入口に接する宅地の補正
 - ・日照阻害を受ける住宅地区の宅地の補正
 - •接道間口狭小補正
 - 面積過小地補正
 - · 土砂災害防止法指定区域補正
 - 大規模画地補正

固定資産評価基準では、「各筆の宅地の評点数は、路線価を基礎とし、「画地計算法」を 適用して付設する。この場合において、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるとき は、「画地計算法」の附表等について、所要の補正をして、これを適用するものとする。」 と定められている(固定資産評価基準第1章第3節2(1)4参照。)。

画地計算法では、各筆の宅地の評点数を、各筆の宅地の立地条件に基づき、路線価を基礎とし、次に掲げる画地計算法を適用して求めた評点数によって付設する。

①奥行価格補正割合法

宅地の価額は、道路からの奥行が長くなるにしたがって、また、奥行が著しく短くなるにしたがって漸減するものであるので、その一方においてのみ路線に接する画地については、路線価に当該画地の奥行距離に応じ「奥行価格補正率表」(固定資産評価基準第1章附表1)によって求めた当該画地の奥行価格補正率を乗じて単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この方法を、奥行価格補正割合法という(固定資産評価基準第1章別表第3参照。)。

②側方路線影響加算法

正面と側方に路線がある画地(以下「角地」という。)の価額は、側方路線(路線価の低い方の路線をいう。以下同様とする。)の影響により、正面路線(路線価の高い方の路線をいう。以下同様とする。)のみに接する画地の価額よりも高くなるものであるので、角地については、当該角地の正面路線から計算した単位地積当たり評点数に、側方路線影響加算率によって補正する単位地積当たり評点数を加算して単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この場合において、加算すべき単位地積当たり評点数は、側方路線を正面路線とみなして計算した単位地積当たり評点数を「側方路線影響加算率表」(固定資産評

価基準第1章附表2)によって求めた側方路線影響加算率によって補正する評点数によるものとする。この方法を、側方路線影響加算法という(固定資産評価基準第1章 別表第3参照。)。

③二方路線影響加算法

正面と裏面に路線がある画地(以下「二方路線地」という。)の価額は、裏路線(路線価の低い方の路線をいう。以下同様とする。)の影響により、正面路線のみに接する画地の価額よりも高くなるものであるので、二方路線地については、正面路線から計算した単位地積当たり評点数に、二方路線影響加算率によって補正する単位地積当たり評点数を加算して単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この場合において、加算すべき単位地積当たり評点数は、裏路線を正面路線とみなして計算した単位地積当たり評点数を「二方路線影響加算率表」(固定資産評価基準第1章附表3)によって求めた二方路線影響加算率によって補正する評点数によるものとする。この方法を、二方路線影響加算法という(固定資産評価基準第1章別表第3参照。)。

④不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法 固定資産評価基準第1章別表第3参照。

以上より、固定資産評価基準に定められた画地計算法のほか、大分市では所要の補正を 適用することにより、各画地における評価額の不均衡を解消している。

次に、固定資産GISへの反映は、以下の手順で行われる。

①机上調查

異動登録した筆の地積測量図の登録 現地調査資料の出力

- ②現地調査
- ③地番図修正(必要な場合)
- ④画地認定評価筆の画地(同画)を決定する。
- ⑤画地計測

地番図より評価路線、間口を指定し、評価筆の計測を行う。 無道路評価、水路補正等もこのフローで入力する。

⑥評点数算出

各種補正の入力と過去価格(評点数)を入力し、評価額を決定する。 画地計測での計測値を基に、自動計算された結果の補正率が表示される。 過去価格についても当時の補正率表から自動計算された評点が表示される。

なお、土地の個別性の判断について相当に難解な場合、土地担当班のリーダー等に相談 し、相談した結果土地の個別性が判断できる場合はその情報を登録する。しかし、その判 断ができない場合は、委託業者の意見を聴くこととなっている。この場合は、委託業者の 意見を参考にして当該土地の個別性について反映の有無を決定している。

次に、農地については、一般農地、市街化区域農地に区分され評価され、山林についても 一般山林と介在山林に区分され評価される。

一般農地や一般山林の評価方法は、標準地比準方式で行われる。標準地比準方式では、状況類似地区ごとに標準地を選定し、売買実例価額から評定する適正な時価に基づき評点数を付設し、これに比準して各筆の評点数を付設する。

標準地比準方式による農地、山林の評価に関しては、次の問題点が指摘されている(財団法人資産評価システム研究センター「固定資産評価の基本問題に関する調査研究」参照。)。

- ①農地の売買実例が減少傾向にある
- ②農地、山林の評価額が実勢価格とあまりにかけ離れている可能性がある
- ③地目間の評価額がアンバランスになっている可能性がある
- ④農業経営者、林業経営者への過重な税負担となっている可能性がある

上記のうち、農地、山林の評価額が実勢価格とあまりにもかけ離れている場合、固定資産 税の適正な課税の観点からその評価額を実勢価格に近付けるよう見直すようにしている。

現在、農地、山林の評価額における上記のような格差に対しては、以下の対策を講じている。

- ①県策定の基準地選定ガイドラインに沿った、農地・山林の基準地選定。
- ②売買実例価額の収集
- ③不動産鑑定士による基準地及び標準地の鑑定評価の徴取
- ④精通者意見価格の徴取
- ⑤調査表の県を通じた国への報告

・路線価の入力について

路線価は、市街地宅地評価法によって宅地の評点数を付設する場合に用いられる。路線価とは、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用し、これらの価格の7割を目途として評定されているものである(固定資産評価基準第1章第12節1参照。)。

固定資産GISへの路線価の新規入力の場合は、以下の手順で行われる。

- ①現地調査又は開発建築指導課に道路種別を確認する。
- ②昭和63年からの路線価を算出する。
- ③算出された路線価を固定資産GISに反映する。
- ④統合税務システムの路線価マスターへ路線価を登録する。

・併用住宅用建物について用途変更が行われた場合について

併用住宅用建物とは、家屋の一部を人の居住の用に供する家屋をいう(地方税法第349条の3の2第1項参照。)。

住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例は、住宅用地について税負担を軽減する ことが目的であり、住宅用地ではない、いわゆる非住宅用地についてまでその税負担を軽減 することを目的とはしていない。

従って、建物について用途変更(例えば、専ら人の居住の用に供されていた建物の一部を 新たに店舗として使用する場合等)が行われた場合、住宅用地に対する固定資産税の課税標 準の特例を正しく適用し、固定資産税の適正な課税を行うための手続きを行わなければな らない。

住宅用地の用途変更例としては、以下のものがある。

- ①住宅を新築・増築した場合
- ②住宅を建て替える場合
- ③住宅の全部または一部を取り壊した場合
- ④家屋の全部または一部の用途を変更した場合(外観や内装の変更を伴わないものも 含む。例えば、店舗・事務所・倉庫を住宅に、または住宅を店舗・事務所・倉庫に変 更等)
- ⑤土地の用途(利用状況)を変更した場合(住宅の敷地を駐車場に変更等)

併用住宅用建物の用途変更等、住宅用地の使用用途に変更があった場合には、住宅用地申告書(用途変更)の提出を義務づけている。

住宅用地申告書(用途変更)の提出があった場合、以下の手順により固定資産GISにその変更内容を反映する。

- ①現地調査し、住宅用地の使用用途の変更について確認する。
- ②固定資産GISに住宅用地の判定を入力し、住宅用地認定を行う。
- ・地目認定誤りの発見について

土地の評価は、土地の地目別に行わなければならないことから、地目認定は必須の手続きである(固定資産評価基準第1章第1節1参照。)。従って、地目の認定誤りは決して許されない。

地目認定誤りの発見については、以下の方法があげられる。

- ①実地調査における概観的調査の充実
- ②登記済通知や関連部局からの資料収集
- ③資料収集後の確実な現地調査処理
- ④職員研修の充実
- ・原野と雑種地との区別について

原野とは、耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地をいう(不動産登記事務取扱手続準則第68条第11号参照。)。

雑種地とは、不動産登記事務取扱手続準則第 68 条第 1 号から第 22 号のいずれにも該当 しない土地をいう (不動産登記事務取扱手続準則第 68 条第 23 号参照。)。

固定資産評価基準では、原野と雑種地についての評価の方法につき、以下の記載のとおり 明確に区分している。

(1) 原野の評価

原野の評価は、原野の売買実例価額から評定する適正な時価によってその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に原野の売買実例価額がない場合においては、原野の位置、その利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする(固定資産評価基準第1章第9節参照。)。

(2) 雑種地の評価

①雑種地の評価は、②及び③に掲げる土地を除き、雑種地の売買実例価額から評定する適正な時価によってその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に売買実例価額がない場合においては、土地の位置、利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

②ゴルフ場等用地の評価

ゴルフ場、遊園地、運動場、野球場、競馬場及びその他これらに類似する施設(以下「ゴルフ場等」という。)の用に供する一団の土地(当該一団の土地のうち当該ゴルフ場等がその効用を果たす上で必要がないと認められる部分を除く。以下「ゴルフ場等用地」という。)の評価は、当該ゴルフ場等を開設するに当たり要した当該ゴルフ場等用地の取得価額に当該ゴルフ場等用地の造成費(当該ゴルフ場等用地の造成で遺産をして固定資産税の課税客体となるものとし、芝購入費、芝植付費及び償却資産として固定資産税の課税客体となるものに係る経費を除く。)を加算した価額を基準とし、当該ゴルフ場等の位置、利用状況等を考慮してその価額を求める方法によるものとする。この場合において、取得価額及び造成費は、当該ゴルフ場等用地の取得後若しくは造成後において価格事情に変動があるとき、又はその取得価額若しくは造成費が不明のときは、附近の土地の価額又は最近における造成費から評定した価額によるものとする。

③鉄軌道用地の評価

固定資産評価基準第1章第10節3参照。

以上より、原野と雑種地の区分は、固定資産税の適正な課税を行う上で必要な手続きである。

原野と雑種地の区分は、固定資産評価基準の定めに従い、地目認定を要する土地について 先ず原野か否かの認定を行う。当該土地が、原野その他いずれの土地にも該当しない場合、 雑種地として認定される。

・区分所有者について

区分所有者とは、区分所有権を有する者をいう(建物の区分所有等に関する法律第2条第2号参照。)。区分所有権とは、建物の区分所有者等に関する法律第1条に規定する建物の部分(建物の区分所有者等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされたものを除く。)を目的とする所有権をいう(建物の区分所有者等に関する法律第2条第1号参照。)。

区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地(以下「共用土地」という。)で次に掲げる要件を満たすものに対して課する固定資産税については、当該共用土地に係る納税義務者で当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の各区分所有者であるもの(当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の一の専有部分を2以上の者が共有する場合には、当該専有部分に関しては、これらの2以上の者を一の区分所有者とする。以下「共用土地納税義務者」という。)は、地方税法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合(当該共用土地が住宅用地である部分及び住宅用地以外である部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)により按分した額を、当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う(地方税法第352条の2第1項参照。)。

- ①当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員により共有されているものであること。
- ②当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合が、その者の当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合と一致するものであること。

監査手続と結果

監査手続 監査手続の結果 1. 土地の評価 ・登記済通知等の資料収集 ・登記済通知等の資料収集については、担当 関係部署から収集した通知等の資料から 職員から所有権移転等通知処理手順書により 異動情報等を登録する際、マニュアルに沿 (本庁 10 件、東部事務所 5 件、西部事務所 5 って、適時適切に、漏れなく実行されてい 件)、その手続きが根拠法令に則って適切に行 るか。 われていることを確認している。 実地調査結果の登録手続き ・実地調査結果の登録手続きについては、担 現地調査にて入手した情報はマニュアル | 当職員から土地評価事務取扱要領の確認及び に沿って、適時適切に、漏れなく登録され ヒアリングを実施し(本庁2件、東部事務所

ているか。また、その確認はどのように行われているか。

・土地の評価情報の統合税務システムへの 連携手続き

更新した評価情報は統合税務システムに 正確に、漏れなく転送されているか。

・賦課計算及びその確認体制

固定資産GISから受け入れた情報による賦課計算は正確に実施されているか。また、確認体制として検算などは実施されているか。

・物件の更正手続き

過年度更正、現年更正が行われた際の直接入力はマニュアルに沿って、適時適切に、 漏れなく実施されているか。 2件、西部事務所 2件)、その登録手続きが根拠法令に則って適切に行われていることを確認している。

- ・土地の評価情報の統合税務システムへの連携手続については、土地担当職員にヒアリングを実施し(本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、その手続きが根拠法令に則って適切に行われていることを確認している。
- ・固定資産GISから受け入れた情報による 賦課計算及びその確認体制については、土地 担当職員にヒアリングを実施し(本庁1回、 東部事務所1回、西部事務所1回)、その手続 きが根拠法令に則って適切に行われているこ とを確認している。
- ・物件の更正手続きについては、固定資産G I Sからサンプルを抽出し(本庁 10 件、東部事務所 5 件、西部事務所 5 件)、固定資産更正決定決議書とともにその手続きについてヒアリングを行い、その更正手続きが根拠法令に則って適切に行われていることを確認している。

2. 土地の実地調査

・実地調査はマニュアルに沿って、適時適 切に、漏れなく実行されているか。

また、調査は毎年少なくとも一回実地に 調査されているか

・地目の認定手続き

地目の認定にあたり、マニュアルに沿っ て適切に調査しているか。

地目の認定にあたり、法務局の登記資料 や関係部署の資料等との整合性は確認され ・土地の実地調査に関して固定資産評価補助 員である担当者にヒアリングを行った結果 (本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1 回)、根拠法令に従い適正に行われていることを確認している。

巡回は、市町村長により選任された固定資 産評価員及び固定資産評価補助員により行わ れていることを確認している。

固定資産税の公平・適正課税を目的とした

ているか。

地目の認定にあたり、恣意性が入らない ようなマニュアルが設定され、確認体制が 構築されているか。

・ 地積の認定手続き

地積の認定にあたり、マニュアルに沿っ て適切に調査しているか。

地積の認定にあたり、法務局の登記資料 や関係部署の資料等との整合性は確認され ているか。 土地の実態把握については、現在まで登記済 通知による登記情報や関連部局(農業委員 会、開発建築指導課、家屋担当班等)から入 手するデータにより現地調査を行っていると ころである。

しかし、全てを把握することは実務上困難であり、地方税法第 408 条の固定資産の実地調査についても訓示規定と解されている。

今後、土地の実態把握のため以下に掲げる 取組みについても実施すべきである。

- ・概観的調査のさらなる充実
- ・ホームページや市報等を活用した周知の 強化(申告や連絡のお願い)
- ・業務の効率化及び正確性を目的とした新 たなシステムの検討と外部人材の活用に ついての検討

(意見)

・地目の認定手続きについては、その手続き について固定資産GISからサンプルを抽出 し(本庁10件、東部事務所5件、西部事務所 5件)、登記筆台帳とともにその手続きについ てヒアリングを行い、その手続きが根拠法令 に則って適切に行われていることを確認して いる。

ヒアリングの結果、地目の認定にあたり法 務局の登記資料や関係部署の資料等と整合性 があることを確認している。

現地調査にあたり、総務大臣が定める固定 資産評価基準及び大分市土地評価事務取扱要 領等により評価を行っていることを確認して いる。

現在まで困難事例については、経験年数の 長い職員や上司、委託業者等に相談をしなが ら行っている状況であるところ、職員の経験 による評価の差異が生じないようにするた

- め、これに加え今後は以下に掲げる取組みに ついても実施されるよう検討すべきである。
 - 困難事例集の作成
 - ・職員研修のさらなる充実

(意見)

・地積の認定手続きについては、その手続き について固定資産GISからサンプルを抽出 し(本庁10件、東部事務所5件、西部事務所 5件)、登記筆台帳とともにその手続きについ てヒアリングを行い、その手続きが根拠法令 に則って適切に行われていることを確認して いる。

土地担当職員は、地積の認定にあたり法務 局の登記資料や関係部署の資料等との整合性 を確認していることを確認している。

3. その他の手続き

- ・所有者区分の登録ミスについて、登録ミスの確認できる・防止できる体制になっているか。
- ・分筆への対応について、課税地積が変わっても、適切に対応できているか。
- ・土地の個別性について、土地の特徴を適 切に反映した評価となっているか。
- ・農地、山林の評価額について、不均衡なく課税されているか(地域によって格差があり、市町村内でも評価額のバランスが取れていないところは無いか)。
- ・路線価の入力について、マニュアル等に 基づき適切に行われ、入力漏れ・入力ミス などの確認体制は確立されているか。

- ・所有者区分の登録ミス、例えば共有土地についての登録ミスの識別について担当者にヒアリングを行った結果(本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、その識別は可能であることが確認している。
- ・分筆への対応について、担当者にヒアリングを行った結果(本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、分筆等で課税地積が変わった土地がある場合、当該土地に対しては必ず表題部登記が行われていることから、登記済通知からその変更が判明する場合は、当該土地に対する課税地積のミスは発生しないことを確認している。
- ・土地の個別性や公法上の制約条件の反映について、担当者にヒアリングを行った結果(本 庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、

- ・住宅用地から非住宅用地への用途変更は 適切に、漏れなく行われているか。
- ・地目認定誤りが判明した場合、法規にしたがい、適正に処理されているか
- ・住宅用地の特例は法令等に従い、適切に 行われているか(戸建、マンション、社 宅、グループホーム等)。
- ・原野と雑種地との区別は法令と現況に基づき、適正に区別出来ているか。
- ・境界紛争などを原因とする、二重課税は 発生していないか。

その反映は根拠法令に従って適正に行われて いることを確認している。

- ・農地、山林の評価額について地域によって 格差があることについて担当者にヒアリング を行った結果(本庁1回、東部事務所1回、 西部事務所1回)、大分市においては、現在ま でその格差は是正されていることを確認して いる。
- ・路線価の入力について担当者にヒアリングを行った結果(本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、その入力は、手作業で行われおり、その体制は2名以上で行っていること、一方が路線価の入力を行いもう一方がその確認を行うことを確認している。
- ・併用住宅用建物について用途変更が行われた場合について担当者にヒアリングを行った結果(本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、用途変更は、住宅用地申告書の提出や家屋担当班からの情報提供により把握していることを確認している。
- ・地目認定誤りの発見について担当者にヒア リングを行った結果(本庁 1 回、東部事務所 1 回、西部事務所 1 回)、地目誤りが判明した 場合は、現地調査を行い、問い合わせ・錯誤 処理票にその旨記載し、課長まで決裁された 後、固定資産G I S 及び統合税務システムへ の入力により更正処理を行っていることを確 認している。
- ・住宅用地の特例について担当者にヒアリングを行った結果(本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、例えば住宅用地上の住宅が

併用住宅となっていた場合などの用途変更は、住宅用地申告書の提出や家屋担当班からの情報提供により把握していることを確認している。

- ・原野と雑種地との区別について担当者にヒアリングを行った結果(本庁1回、東部事務所1回)、根拠法令に従い適正に行われている。
- ・地積は、原則として登記済通知に記載されている地積を用いており、したがって、所有者間で境界紛争はあるかもしれないがそのことによる二重課税の問題は特に発生していないことを確認している。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき 事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

2. 土地の実地調査

固定資産税の公平・適正課税を目的とした土地の実態把握については、現在まで登 記済通知による登記情報や関連部局(農業委員会、開発建築指導課、家屋担当班等) から入手するデータにより現地調査を行っているところである。

しかし、全てを把握することは実務上困難であり、地方税法第 408 条の固定資産の 実地調査についても訓示規定と解されている。

今後、土地の実態把握のため以下に掲げる取組みについても実施すべきである。

- ・概観的調査のさらなる充実
- ・ホームページや市報等を活用した周知の強化(申告や連絡のお願い)
- ・業務の効率化及び正確性を目的とした新たなシステムの検討と外部人材の活用に ついての検討

土地の現地調査における評価方法及び手続は、固定資産評価基準及び土地評価事務

取扱要領に規定されており、現在までこれに従って行われている。

中でも特に困難事例については、経験年数の長い職員や上司、委託業者等に相談を しながら行っている状況であるところ、職員の経験による評価の差異が生じないよう にするため、これに加え今後は以下に掲げる取組みについても実施されるよう検討す べきである。

- 困難事例集の作成
- ・職員研修のさらなる充実

(2) 家屋の評価方法、評価額、実地調査について

監査の要点 | 家屋の登録、評価方法、評価額、実地調査は適切であるか。

監査の要点

- ・家屋の登録、評価方法、評価額、実地調査に関する各種事務は関連法令に従い、公平かつ適切に実施されているか。
- ・家屋の評価方法、評価額は適切であるか。
- ・家屋の実情の把握(実地調査)は適切に行われているか。
- ・家屋に関する固定資産税の計算は公平かつ適切に行われているか。
- ・家屋に関する固定資産税の登録事務手続きは適切に行われているか。
- ・家屋に関する固定資産税に関する根拠資料の保管は適切に行われているか。

定義

(1) 家屋課税台帳と資産の評価

家屋とは、住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む。)、倉庫その他の建物をいう(地方税法第341条第3号参照。)。

この場合における建物の意義は、不動産登記法に規定する建物とその意義を同じくする ものとされている。

建物の認定基準は、屋根および周壁またはこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態であり、①外気分断性、②土地定着性、③用途性を3つの要件としている(不動産登記規則第111条参照。)。

なお、建物の認定に当たっては、次の例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定する (不動産登記事務取扱手続準則第77条参照。)。

- ①建物として取り扱うもの
 - ア 停車場の乗降場または荷物積卸場。ただし、上屋を有する部分に限る。
 - イ 野球場または競馬場の観覧席。ただし、屋根を有する部分に限る。
 - ウ ガード下を利用して築造した店舗、倉庫等の建造物
 - エ 地下停車場、地下駐車場または地下街の建造物
 - オ 園芸または農耕用の温床施設。ただし、半永久的な建造物と認められるものに限る。
- ②建物として取り扱わないもの
 - ア ガスタンク、石油タンクまたは給水タンク
 - イ 機械上に建設した建造物。ただし、地上に基脚を有し、または支柱を施したものを 除く。
 - ウ 浮船を利用したもの。ただし、固定しているものを除く。
 - エ アーケード付街路(公衆用道路上に屋根覆いを施した部分)

オ 容易に運搬することができる切符売場または入場券売場等

家屋課税台帳とは、登記簿に登記されている家屋について、地方税法第 381 条第 3 項に 規定する事項を登録した帳簿台帳をいい、不動産登記法第 27 条第 3 号及び第 44 条第 1 項 各号に掲げる登記事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該家屋の基 準年度の価格又は比準価格が登録される(地方税法第 341 条第 12 号、第 381 条第 3 項参 照。)。市町村長が固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格 等を固定資産課税台帳に登録しなければならない(地方税法第 411 条第 1 項参照。)。

固定資産の価格は、道府県知事又は総務大臣が固定資産を評価する場合を除く外、総務大臣が定めた固定資産評価基準によって、市町村が決定しなければならない(地方税法第 388 第 1 項、第 389 条、第 403 条第 1 項、第 743 条参照。)。また、固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない(地方税法第 403 条第 2 項参照。)。

固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも1回、実地調査を行わなければならないとされている(地方税法第 404 条、第 405 条、第 408 条、第 409 条参照。)。

(2) 課税客体等

固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課すとされている (地方税法第342条第1項参照。)。従って、不動産登記がなされていない未登記家屋についても本来登記されるべき家屋は課税客体となる。

(3) 納税義務者

固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者となっている(地方税法第 343 条第 1 項 参照。)。

地方税法第 343 条第 1 項の所有者とは、家屋については、登記簿又は家屋補充課税台帳 に所有者として登記又は登録がされている者をいう。

(4) 評価方法

家屋の評価は、木造家屋及び木造家屋以外の家屋の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点 1 点当たりの価額を乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとしている。

評点数は、当該家屋の再建築費評点数を基礎とし、これに家屋の損耗の状況による減点を

行って付設するものとしている。

評点 1 点当たりの価額は、木造家屋又は非木造家屋提示平均価額に木造家屋又は非木造家屋の総床面積を乗じ、これをその付設総評点数で除して得た額に基づいて市町村長が決定するものとしている。

(5) 税額の計算

家屋の実地調査と評価結果に基づき、課税標準額と税額が決定される。

- ①家屋を評価し、その価格(評価額)を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定する。
- ②課税標準額 × 税率

(固定資産税 1.4 / 100、都市計画税 0.25 / 100) = 税額 ※市街化区域内に建てられた家屋については、都市計画税も課税される。

税額計算の際には様々な減額措置が設けられており、要件を満たす住宅については、その 住宅に対する固定資産税額が一定期間減額される。

- ①新築住宅に対する減額措置 (建築当初における税負担を軽くするため)
- ②新築された認定長期優良住宅に対する減額措置(令和4年3月31日までに一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合)
- ③新築されたサービス付き高齢者向け住宅に対する減額措置(令和5年3月31日までに 一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅を新築した場合)
- ④耐震改修工事を行った住宅に対する減額措置(令和4年3月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合)
- ⑤バリアフリー改修工事を行った住宅に対する減額措置(令和4年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合)
- ⑥省エネ改修工事を行った住宅に対する減額措置(令和4年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った場合)

(6) 賦課手続

家屋に関する固定資産の価格等は実地調査に基づいて決定され、家屋課税台帳に登録される。家屋課税台帳の内容を統合税務システムへ取り込むと、自動的に賦課計算が行われるようになっている。

なお、固定資産の価格等を修正して登録した場合においては、固定資産税の賦課後であっても、修正して登録された価格等に基いて、既に決定したその賦課額を更正しなければならない(地方税法第420条参照。)。

根拠法

【地方税法】

- 第341条(固定資産税に関する用語の意義)
- 第342条(固定資産税の課税客体等)
- 第343条(固定資産税の納税義務者等)
- 第348条(固定資産税の非課税の範囲)
- 第349条(土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準)
- 第349条の3(固定資産税の課税標準等の特例)
- 第349条の3の2(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)
- 第349条の3の3(被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例)
- 第350条(固定資産税の税率)
- 第351条(固定資産税の免税点)
- 第352条の2
- (区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税)
- 第353条(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)
- 第359条(固定資産税の賦課期日)
- 第367条(固定資産税の減免)
- 第380条(固定資産課税台帳等の備付け)
- 第381条(固定資産課税台帳の登録事項)
- 第 382 条
- (登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載)
- 第382条の2(固定資産課税台帳の閲覧)
- 第382条の3(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付)
- 第384条、第384条の2、第384条の3 (固定資産の申告)
- 第387条(土地名寄帳及び家屋名寄帳)
- 第388条(固定資産税に係る総務大臣の任務)
- 第400条(決定された価格等の登録)
- 第403条(固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員の任務)
- 第404条(固定資産評価員の設置)
- 第 405 条 (固定資産評価補助員)
- 第406条(固定資産評価員の兼職禁止等)
- 第407条(固定資産評価員の欠格事項)
- 第408条(固定資産の実地調査)
- 第409条(固定資産の評価)
- 第410条 (固定資産の価格等の決定等)
- 第411条(固定資産の価格等の登録)
- 第 415 条 (土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の作成)
- 第416条(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

- 第 417 条 (固定資産の価格等の全てを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定 又は修正等)
- 第418条(道府県知事に対する固定資産の価格等の概要調書の送付)
- 第419条(固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告)
- 第420条(固定資産の価格等の修正に基く賦課額の更正)
- 第 421 条(道府県知事に対する修正登録した固定資産の価格等の概要調書の送付等)
- 第422条の3(土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知)
- 第435条(固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格等の修正)

担当部局

財務部 資産税課 家屋担当班、東部資産税事務所、西部資産税事務所

抽出元項目

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

対象	件数	抽出件数
田冷亦再字是	41 件	令和2年分 5件
用途変更家屋	41 17	令和3年分 5件
公益減免	令和2年新規分 23件	2件
公益,例允	令和2年継続分 980件	5 件
更正		
相続人への賦課変更	134 件	5 件
貧困減免	58 件	2 件
公益減免	9件	1 件
家屋の滅失届出	23 件	2 件
未評価家屋への課税	49 件	2 件
所有者の修正(共有構成員	93 件	5 件
の補完)		
電算入力処理の修正	38 件	2 件
評価内容変更	20 件	2 件

手続きの流れ

市町村が固定資産税の賦課と税額の算定を行うに当たっては、対象となる固定資産の評価を行う必要があり、この評価によって固定資産税額が決まることになる。

評価に当たっては、一件一件の現地調査を行い、それぞれの資産の状況に応じた基準で評価することとなる。

1. 家屋の評価

総務大臣は固定資産評価基準を定め、これを告示しなければならないとされている(地方 税法第388条第1項参照。)。

一方、市町村長は、地方税法第 389 条又は第 743 条の規定によって道府県知事又は総務 大臣が固定資産を評価する場合を除く外、地方税法第 388 条第 1 項の固定資産評価基準に よって、固定資産の価格を決定しなければならない(地方税法第 403 条第 1 項参照。)。

そのため、固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならないとされている(地方税法第403条第2項参照。)。

固定資産評価員は、地方税法第 408 条の規定による実地調査の結果に基いて当該市町村 に所在する家屋の評価をする場合においては、次の表の左欄に掲げる家屋の区分に応じ、そ れぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の右欄に掲げる価格によって、当該家屋の 評価をしなければならない(地方税法第 409 条参照。)。

表1 家屋の評価

家屋の区分	年度	価格
基準年度の家屋	基準年度	当該家屋の基準年度の価格
基準年度の家屋で地方税法		火数学長に新加力で学見の
第 349 条第 2 項ただし書の	答 0 左连	当該家屋に類似する家屋の
規定の適用を受けることと	第2年度	基準年度の価格に比準する
なるもの		価格
基準年度の家屋で地方税法		当該家屋に類似する家屋の
第 349 条第 3 項ただし書の	第3年度	基準年度の価格に比準する
規定の適用を受けることと	男 3 平 段	番単中及の価格に比率する 価格
なるもの		1四/谷
		当該家屋に類似する家屋の
第2年度の家屋	第2年度	基準年度の価格に比準する
		価格
第 2 年度の家屋で地方税法		当該家屋に類似する家屋の
第 349 条第 5 項ただし書の	第3年度	基準年度の価格に比準する
規定の適用を受けることと	カ 3 十皮	番単午及り価格に比率する 価格
なるもの		川川行
		当該家屋に類似する家屋の
第3年度の家屋	第3年度	基準年度の価格に比準する
		価格

(地方税法第409条第1項より引用)

なお、固定資産評価員は、家屋の評価をする場合において、道府県知事が地方税法第73条の21第3項の規定によって当該家屋の所在地の市町村長に通知した価格があるときは、当該家屋について、改築、損壊その他特別な事情があるため当該通知に係る価格により難い場合を除くほか、当該通知に係る価格に基いて、当該家屋の評価をしなければならない(地方税法第409条第2項参照。)。

また、固定資産評価員は、地方税法第 409 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価をした場合においては、総務省令で定めるところによって、遅滞なく、評価調書を作成し、これを市町村長に提出しなければならない。市町村長は、受理した評価調書に基づいて固定資産の価格等を毎年 3 月 31 日までに決定しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、4 月 1 日以後に決定することができる(地方税法第 409 条第 4 項、第 410 条第 1 項参照。)。

実際の家屋の評価にあたり、関連するシステムは不可欠である。そこで、使用しているシステムの概要とその関係性から、家屋の評価手続きを記載する。

・使用しているシステムの概要

家屋評価システム (HYOCA-Ζ)

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいた木造・非木造等における全ての構造・種類について、家屋評価計算を行うパッケージソフトで、「評価計算機能」「家屋管理機能」「その他管理機能」を持っている。

統合税務システム(課税台帳管理)

固定資産税の土地・家屋・償却資産・共有者情報の登録・管理、税額計算、賦課異動、 異動調定表の作成、及び各種統計資料の作成や管理等を行うシステムである。家屋評価シ ステムで算出した評価額等の情報を同システム内の家屋台帳へ取込み、管理、異動、税額 計算、照会等の機能及び家屋再建築費評点計算書の保存を行う。

固定資産GIS

地理情報システムで、文字や数字、画像などを地図で結び付けて位置や場所からさまざまな情報を突合、分析し分かりやすく地図表現したりするシステムである。家屋情報(形状・ポイント・家屋番号)を地図上に表示し、検索機能により家屋の特定や位置情報の管理を行うことが出来る。

各システム間の連携(HYOCA-Zと統合税務システム間の連携)

家屋担当は、法務局登記済通知(新増築・権利)、建築確認申請情報等の、資料収集業

務から得られる情報を家屋評価システム(HYOCA-Z)に登録していく。 登録される情報は以下のとおりである。

- ①家屋の調査及び評価業務(新増築等評価計算書)、物件更正管理(評価修正等による 更正事務管理)
- ②減免業務(災害・公益減免、物件に対する減免申請の処理)

HYOCA-Z内では、登録された情報に基づいて物件作成、評価計算、減免等入力、転送データ作成処理が行われる。HYOCA-Z内で作成された転送データは、所定の確認作業が行われた後に統合税務システムへ転送される。

・大分市における家屋評価棟数

大分市において令和2年中に評価された家屋棟数は下表のとおりである。

	家屋担当班	東部資産税事務所	西部資産税 事務所	合計
評価棟数	943 棟	900 棟	622 棟	2, 465 棟
全体に占める割合	38%	37%	25%	100%
(評価棟数のうち) 長期優良住宅	225 棟	110 棟	216 棟	551 棟
(評価棟数のうち)	8 棟	0 棟	0 棟	8 棟
マンション	387 戸	0戸	0戸	387 戸
(評価棟数のうち) 非課税・減免	17 棟	15 棟	21 棟	53 棟
(評価棟数のうち) 木造	672 棟	710 棟	471 棟	1,853 棟
(評価棟数のうち) 非木造	271 棟	190 棟	151 棟	612 棟

・登記所からの通知による手続き

登記情報(所有権の変更登記や滅失登記など)を定期的に入手し、課税台帳の管理機能を 持つ統合税務システムに登録していく。これにより、賦課期日現在の登記情報を固定資産管 理台帳に反映させることが出来、納税通知書の発送に必要な情報収集を行っている。

具体的には、以下のような手順で行っている。

- ①2 名の職員が、法務局へ登記済通知書を引き取りに行く。
- ②登記済通知書を引き取り後、登記済通知書と登記済通知一覧の整理番号を突合して確認する。
- ③登記済通知書は、大分市役所本庁で管轄地域毎(本庁・東部資産税事務所・西部資産税 事務所)に仕分けされる。

- ④東部資産税事務所分・西部資産税事務所分の登記済通知書は、それぞれの事務所へ引き 取られる。
- ⑤本庁(土地担当班・家屋担当班)、東部資産税事務所、西部資産税事務所で異動情報が 登録される。

・建築確認申請情報の取り込み

市役所に提出させる建築確認情報を定期的に入手し、新規に建築される、あるいは増改築される家屋の情報を事前に入手していく。これにより、今後に異動が見込まれる家屋の評価を適時適切に行なうことが出来るとともに、建築後の登記漏れを発見し、課税に必要な情報を収集することが出来る。

具体的には、以下のような手順で行っている。

- ①毎月月初めに、家屋担当の職員が開発建築指導課にて、建築確認申請等のデータを受領する。
- ②受領した各データは、2名の家屋担当の職員により入力ミスやデータの取込みミスなどを回避するためのダブルチェック等の確認等を行いながら家屋評価システムへ取り込まれる。

・ 実地調査結果の登録手続き

実地調査とは、家屋の新増築等が行われた場合や、災害による家屋の損壊や滅失などが行われた場合に、家屋の実態を調査することであり、課税漏れや課税ミスを防止する目的で行われる。これは、材料の変更や工法、図面の変更などに伴い、当初の建築許可申請の通りに建築されないこともあるためである。

一方、家屋が災害などで損壊した場合の固定資産税の減免、また、滅失の後に課税を行わないためにも実態調査は必要である。

固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならないとされ、固定資産の状況を毎年少くとも1回実地に調査しなければならない(地方税法第403条第2項、地方税法第408条参照。)。

実地調査は、以下の手順で行われる。

- ①実地調査前に、登記済通知書に記載された登記情報又は建築確認申請情報を家屋評価システムに取込み、物件作成する。
- ②家屋完成後、家屋評価システムから調査依頼文を印刷し、所有者へ送付する(調査状況等により、未調査家屋の進捗状況をチェックして、要調査分と未完成等による繰越分の確認を行う。)。
- ③所有者と実地調査日時について日程調整を行うと同時に、実地調査スケジュールを管

理する。

- ④家屋担当の職員が、原則2名で実地調査を行う。
- ⑤実地調査では、固定資産評価基準に基づいて主に次の項目について調査を行う。
 - ア 家屋の床面積、イ 主体構造、ウ 基礎、エ 屋根、オ 外壁
 - カ 床、キ 内壁、ク 天井、ケ 建築設備
 - コ 建築資材の種類、施工量及び施工の程度

家屋の実地調査により判明した事項については、その内容を家屋評価システムに反映させる。なお、登記情報等と実地調査の結果に相違があった場合は、確認の上実地調査の結果を優先的に反映させる。

登録される情報は以下のとおりである。

- ①家屋の評価 (新増築等評価計算書)
- ②物件更正管理 (評価修正等による更正事務管理)
- ③減免業務(災害・公益減免、物件に対する減免申請の処理)

家屋評価システムへの家屋の実地調査内容の登録・作図については、入力ミスの発生を抑止するために、2人以上が手作業で行っている。

一方が実地調査結果を入力後、もう一方が家屋評価システムの入力内容と調査結果及び 登記情報等の照合を行い、処理内容について正しく入力されているかについてチェックす る。万が一入力ミスが発見された場合は、その旨を入力した者に報告し訂正入力をする。

・家屋の評価計算の手続き

家屋の評価計算は、調査結果を基に、各部屋の仕上げ、設備の状況、部屋の間取り等を家屋評価システムに入力し、評価額の算出を行っている。

算出した評価計算の結果は、「家屋再建築費評価点計算書」として出力され、調査結果等と比較しながら入力内容や物件情報のチェックを行い、固定資産評価員まで審査・決裁される。

審査の過程で入力内容に誤りが判明した場合は、再度内容確認を行い修正入力及び再計 算後に再審査される。

なお、課長、参事、各リーダー、東西事務所の所長及び次長出席のもと、事務連絡会議が 2ヶ月に1回開催されている。事務連絡会議では、報告事項、スケジュールの進捗状況、今 後の予定、協議事項等について話し合われる。

・家屋の評価情報の統合税務システムへの連携手続き

家屋評価システム内で作成された評価情報や物件減免等情報等は、統合税務システムへ データとして転送される。 家屋評価システムから統合税務システムへのデータの転送は、家屋評価システムよりテスト送信し、エラーチェック(必須項目の入力確認等)を行ったうえで行われる。

家屋評価情報の更新手続き

評価替えの年度更新作業とは、家屋に対して課する固定資産税の評価額を適正な時価に 更新する作業をいう。

評価替えの年度更新は、地方税法の定めにより次のとおり行われる。

①基準年度に係る賦課期日に所在する家屋(以下「基準年度の家屋」という。)に対して 課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該家屋の基準年度に係る賦課期日にお ける価格(以下「基準年度の価格」という。)で家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台 帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする(地方税法第349条第 1項参照。)。基準年度の価格とは、基準年度における適正な時価である(地方税法第341 条第5号参照。)。

なお、登記簿に登記されている家屋以外の家屋で地方税法の規定によって固定資産税を課することができるものについて地方税法第381条第4項に規定する事項を登録した帳簿を家屋補充課税台帳という(地方税法第341条第13号参照。)。家屋補充課税台帳には、総務省令で定めるところにより、登記簿に登記されている家屋以外の家屋で地方税法の規定により固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比準価格が登録されることになる(地方税法第381条第4項参照。)。

- ②基準年度の家屋に対して課する第 2 年度の固定資産税の課税標準は、当該家屋に係る 基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で家屋課税台帳等に登録された ものとする(地方税法第 349 条第 2 項参照。)。
- ③基準年度の家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該家屋に係る 基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格(第2年度において地方税法第 349条第2項ただし書に掲げる事情があったため、同項ただし書の規定によって当該家 屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合において は、当該価格とする。)で家屋課税台帳等に登録されたものとする(地方税法第349条 第3項参照。)。

固定資産税は、固定資産の価格、すなわち適正な時価を課税標準として課税されるものである。従って、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる適正な時価をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することとなる。

しかし、次に掲げる理由から、家屋(土地も同様)については3年毎に評価額を見直す制度がとられている。

①膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能で

あること。

②課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要があること。

なお、法令においても3年ごとの評価替えは明文化されている(地方税法第411条第3項参照。)。

家屋評価情報の更新手続きについては、情報政策課に依頼して統合税務システムで行う。 家屋評価情報の年度更新手続き完了後に家屋担当班では、評価額の算出に伴う再建築費評 点補正率及び経年減点補正率等の適用状況や軽減期間の終了による賦課状況などの確認を 行っている。

・物件の更正手続き

物件の更正手続きとは、家屋の評価内容に誤りがあった場合、評価内容の見直しを行うことをいう。

市町村長は、地方税法第 411 条第 2 項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないとされている(地方税法第 417 条第 1 項参照。)。

また、市町村長は、地方税法第 433 条第 12 項の規定による通知を受けた場合において固定資産課税台帳に登録された価格等を修正する必要があるときは、その通知を受けた日から 10 日以内にその価格等を修正して登録し、その旨を当該納税者に通知しなければならない(地方税法第 435 条第 1 項参照。)。

実際に、更正の手続きを行うと、場合によっては固定資産税の還付及び追徴を行うことになる。

	令和2年度における) 更正の具体的な発生事由と	と事由別件数は下表の	とおりでま	ある。
--	-----------	----------------	------------	-------	-----

担当班	更正事由	件数(件)
	相続人への賦課変更	134
	減免(貧困による)	58
	減免 (公益による)	9
管理担当班	家屋の滅失届出による	23
土地担当班	未評価家屋への課税	49
家屋担当班	課税標準額特例の適用	2
	所有者の修正 (共有構成員の補完)	93
	電算入力処理の修正	38
	都市計画区分の修正	11

	市道敷土地還付	24
	住宅用地特例の変更(土地)	78
	評価内容変更	20
	地目認定変更	3
計		542

更正の原因の発見方法としては、実態調査、内部での書類の照合や検算、納税者からの連絡などに基づき発見されることが多い。

更正が発見された場合には、次の手順で物件の更正が行われる。

- ①現地調査により更正物件を調査する。
- ②現地調査により評価内容に誤りがあった場合、評価内容の見直しを行う。
- ③問い合わせ・錯誤処理票に次の事項を記載する。
 - ア 受付年月日・番号・受付者
 - イ 所有者住所氏名連絡先
 - ウ対象物件
 - エ 問い合わせ・錯誤事項
 - 才 調査結果
- ④問い合わせ・錯誤処理票決裁後、評価内容を変更する。
- ⑤所有者に価格等の決定(更正)通知書を通知する。
- ・物件の照会手続き

所有者等から固定資産税額のみならず、その根拠となる評価についてなど、幅広い範囲で 照会を受けることがある。

物件の照会手続きは、以下の手順で行われる。

- ①納税義務者が、家屋価格等縦覧帳簿や名寄帳兼課税台帳の閲覧を希望する場合、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)により本人確認を行う。
- ②本人確認ができた納税義務者に対し、固定資産税(土地・家屋)評価資料閲覧・交付申請書を記入してもらい、当該帳簿や台帳の閲覧を許可する。

納税義務者から固定資産評価額や課税額等に対する一般的な質問があった場合で正確な 回答が可能な場合は、できる限り即時に対応を行う。正確な回答が必ずしも可能でない場合 (例えば現地調査を実施しなければ判明しない事項)に関しては、家屋調査の日程について 決定し、家屋調査実施後その内容の照会に関して期日を定め後日回答する旨を伝える。

- ・特殊な評価手続き
- (1) 用途変更

固定資産は長期にわたり保有することが多いため、当初の用途から変更が行われることがある。そのような場合、建築確認申請や変更登記の提出が行われる。

家屋の用途変更とは、住宅・事務所・店舗・工場等実際に使用している用途から、建物の 使用を変更することをいう。家屋の用途変更は、次に掲げる固定資産税の軽減措置について 影響を与える可能性がある。

- ①新築住宅に対する減額措置
- ②新築された認定長期優良住宅に対する減額措置
- ③新築されたサービス付き高齢者向け住宅に対する減額措置
- ④耐震改修工事を行った住宅に対する減額措置
- ⑤バリアフリー改修工事を行った住宅に対する減額措置
- ⑥省エネ改修工事を行った住宅に対する減額措置

従って、家屋の用途変更が行われた場合は、固定資産税の適正な課税を行うため、その変更を統合税務システムに反映させる必要がある。

なお、家屋の用途変更が行われた場合、不動産登記法第51条の規定により1ヶ月以内に 法務局にて建物の表題部の変更登記をすることが義務づけられている。しかし、用途変更が 行われた家屋が登記されていない家屋の場合、その用途変更については建物の表題部の変 更登記がされないことから、大分市では、建築確認申請の情報や住宅用地申告書(用途変 更)の提出等により、用途変更の把握を行っている。

家屋の用途変更が行われたと認められる場合には、次の手順により統合税務システムに その変更を反映する。

- ①現地調査し、家屋の用途変更について調査する。
- ②統合税務システムの用途面積(居住用又はその他)等の登録変更を行う。

(2) 未評価家屋の解消

未評価家屋とは、固定資産税の課税客体となる家屋が未評価となっているものをいう。未評価家屋は、固定資産税の適正かつ公平な課税を阻害しており、その解消業務は必要不可欠である。

未評価家屋の発生原因は、家屋が新増築されたにも関わらず登記や建築確認申請情報もなく、所有者からの申し出もないことにある。従って、未評価家屋を解消するためには未評価家屋を当該家屋の所在する市町村が把握する必要がある。

現在まで、固定資産税の課税客体となる家屋の把握方法として、次の方法があげられる。

- ①法務局からの登記済通知の収集
- ②建築確認申請情報等の収集
- ③所有者からの申告
- ④実地調査

上記のうち、①から③までの方法については、所有者が固定資産税の課税客体となる家屋について申請又は申告することが前提となる。従って、所有者が固定資産税の課税客体となる家屋について申請又は申告しない場合は、④の方法によらざるを得ない。

地方税法においても、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村 所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない(地方税法第 408 条参照。)と訓示規定されており、実地調査は所有者が固定資産税の課税客体となる家 屋について申請又は申告しない場合におけるその把握のために必須な方法である。

実地調査には、以下に掲げる方法がある。

- ①家屋全棟調査
- ②航空写真を活用した固定資産の現況調査

家屋全棟調査を実施した場合、市町村が固定資産の課税客体となる家屋の全てを把握することができることから、未評価家屋を解消することが可能となる。

しかし、家屋全棟調査を実施するには次に掲げる問題があり、また家屋全棟調査実施後も 課税の公平性を維持する観点から新増築家屋を全て把握し課税漏れ家屋の再発を防ぐ必要 があるなど、家屋全棟調査は現実的な方法とは言い難い。

- ①家屋全棟調査には莫大な費用がかかること
- ②家屋全棟調査の結果得られる税額が、調査にかかる費用に見合わない可能性が高い こと

家屋全棟調査実施後は、課税の公平性を維持するためにも新増築家屋を全て把握し、課税 漏れ家屋の再発を防ぐ必要がある。

一方、航空写真を活用した固定資産の現況調査は、「航空写真を活用した固定資産の現況 調査の推進について(平成 5年 6月 22日自治評第 26 号各都道府県総務部長、東京都総 務・主税局長宛て自治省税務局資産評価室長通達)以降、多くの自治体が空中写真撮影を活 用している方法である。これらの空中写真撮影は、測量法で定められた公共測量に該当する ため、測量法第 36条の定めに従い国土地理院への撮影計画の届け出を要する。

航空写真を活用した固定資産の現況調査は、次の点で家屋全棟調査より優れている(国土 交通省国土地理院「固定資産税調査用空中写真撮影の実態に関する調査業務」(平成30年2 月)参照。)。

- ①固定資産評価を効率的に進められる
- ②災害対応、都市計画、地図作成等に他の分野にも活用できる

現在大分市においても、航空写真を活用した固定資産の現況調査を行っている。航空写真を活用した固定資産の現況調査状況は、次のとおりである。

①第一次調査(平成20年度)において不明家屋67,566件を抽出

②第二次調査(平成30年度)において不明家屋15,583件を抽出

航空写真を活用した固定資産の現況調査により抽出された不明家屋については、次の手順により評価される。

①実地調査

②実地調査により確認された事項を家屋評価システムに登録

第一次調査の結果、課税した件数は下表のとおりである。

	家屋担当班	東部資産税	西部資産税	合計
平成 23 年度	263	77	78	418
平成 24 年度	232	173	257	662
平成 25 年度	73	58	121	252
平成 26 年度	110	14	161	285
平成 27 年度	119	56	163	338
平成 28 年度	84	64	200	348
平成 29 年度	45	181	116	342
平成 30 年度	29	2	55	86
小計	955	625	1, 151	2, 731
令和元年度	285	242	780	1, 307
合計	1, 240	867	1, 931	4, 038

固定資産税の適正な課税を行うため、今後とも未評価家屋の解消に積極的に取り組む必要がある。

(3) 被災物件の評価

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる(地方税法第367条参照。)。

災害を受けた建物については、固定資産税の減免申請が行われ、その被害の程度によって 減免が認められる。

大分市においても、火災や風水害・震災等により固定資産に被害を受けたときは、その被害の程度に応じて災害発生の日以後の納期分の固定資産税を全部または一部を減免する制度がある。この制度を利用する場合には、減免申請を要する。

災害を受けた家屋に対して減免申請がなされた場合、罹災証明等に基づき災害を受けた 家屋の実地調査を行う。 実地調査の結果、災害発生の日以後の納期分の固定資産税について全部または一部を減免する必要があると認められる場合は、決裁後、統合税務システムにその内容が反映される。

2. 家屋の実地調査

固定資産の課税対象となる家屋が新増築された場合、固定資産税の適正な課税を行うために、家屋の実地調査を行う。

家屋の実地調査は、固定資産の課税対象となる家屋の部分別(屋根、外壁、天井等)に使用されている資材等やその家屋の利用状況を確認することを目的としている。

家屋の評価は、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点 1 点当たりの価額を乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとされ(固定資産評価基準第 2 章第 1 節 1 参照。)、各個の家屋の評点数は当該家屋の再建築費評点数を基礎とし、これに家屋の損耗の状況による減点を行って付設するものとされている(固定資産評価基準第 2 章第 1 節 2 参照。)。

家屋の再建築費評点数とは、固定資産評価基準に定められた、部分別(屋根、外壁、天井等)に使用されている資材等に対する点数を積み上げて算出されたもので、評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費をいう。

新増築家屋の評価対象の選定手続き

家屋の評価にあたり部分別に使用されている資材等を正しく把握する必要があることから、家屋の実地調査は必須の手続きである。

実際の家屋の実地調査は、次の手順で行われている。

①登記済通知等より、家屋の進捗状況を把握

家屋についての一連の工事が完了し、その目的とする用途に供し得る状態となれば 家屋完成と判断し、課税客体となる。その判断は、登記済通知、工事完了検査、引渡し 状況及び判例等に基づいて客観的に行う。

②実地調査立会と協力の依頼

固定資産の課税対象となる家屋が完成したら、所有者へ実地調査依頼の文章を送付 し、家屋調査の日程調整・スケジュール管理を行う。

所有者には、事前に実地調査の対象となる家屋の建築図面等を用意するよう依頼しておき、所有者と連絡が取れない場合は、所有者の前住所地へ文章を送付する方法や実地調査の対象となる家屋を訪問するなどして実地調査を依頼する。

- ③家屋の実地調査を行う。
 - ア 原則2名(迅速かつ正確な実地調査を行うため。)で実地調査を行う。
 - イ 実地調査の対象となる家屋の建築図面等をコピーする。

ウ 固定資産評価基準に基づき、外周り、各部屋の仕上げ、建築設備等の調査を行 う。

家屋の実地調査後は、実地調査の内容を家屋評価システムに登録・作図し、家屋の再建築 費評点数を計算が行われ、チェックした後決裁される。

家屋の実地調査では、下記の状況について確認を行う。

- (1) 木造家屋(材料や設備の材質や機能、利用状況)
- ①屋根、②基礎、③外壁仕上、④柱·壁体、⑤内壁仕上
- ⑥天井仕上、⑦床、⑧建具、⑨建築設備
- ⑩仮設工事(敷地の仮囲、水盛、遣方、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事)
- ⑪その他工事(樋、階段、床間等)
- (2) 非木造家屋(材料や設備の材質や機能、利用状況)
- ①主体構造部、②基礎工事、③外周壁骨組、④間仕切骨組、⑤外壁仕上
- ⑥内壁仕上、⑦床仕上、⑧天井仕上、⑨屋根仕上、⑩建具
- ①特殊設備(劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び時段の手摺等に別に装飾を施したもの等)
- ②建築設備(電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備)
- ③仮設工事、44その他工事
- (3) 建物の状況
- ①現状況、②利用状況、③その他状況
- (4) 建築図面等
- ①意匠図
 - ア 平面図、イ 断面図、ウ 立面図、エ 矩計図、オ 天井伏図
 - カ 展開図、キ 平面詳細図、ク 配置図、ケ その他図面
- ②構造図
 - ア 床梁伏図、イ 軸組図、ウ その他図面
- ③設備図
- ア 電気設備図、イ 空調換気設備図、ウ 給排水衛生設備図、エ その他図面 なお、実地調査の際、建築図面等のコピーは持ち帰ることとしている。
- ・滅失家屋の手続き

家屋が所有者等の意思で取り壊されたり、災害等で全壊した場合等、固定資産税が課税されないように、現地調査を行い滅失処理を行う必要がある。

登記情報、建築リサイクル法に基づく届出及び所有者からの連絡等により、家屋滅失リストを作成し、現地確認を行い統合税務システムにて処理を行っている。

また、家屋担当班と土地担当班では、滅失や新増築の情報を共有する事により住宅認定等の処理漏れがないように管理している。

・特殊な実地調査手続き

特殊な実態調査の手続きとは、非課税物件に対する評価、非課税物件の使用状況等の変更を確認するために行われる。

(1) 非課税物件への実地調査手続き

①非課税物件

非課税物件とは、固定資産税を課することができない固定資産をいう。

非課税物件は、地方税法第348条の定めに従い、地方税法第348条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項及び第9項の各号に掲げられた固定資産である。

非課税物件は、その性質上次の2つに分けられる。

ア 人的非課税

固定資産の所有者の属性からみて固定資産を課税することが適当でないもの。国 や地方公共団体等が所有している固定資産は、利用状況を問わず非課税となる。

イ 物的非課税

固定資産の性格又は用途により固定資産が非課税となるもので、例えば宗教法人、 学校法人、社会福祉法人等が所有する、または所有者が無償でこれらの団体に使用さ せている固定資産で、地方税法の規定する用途の用に供している場合は非課税とな る。

物的非課税について非課税の適用を受けようする者は、大分市税条例(第 46 条から第 49 条の 2 参照。)により申告書の提出が必要である。非課税物件については、申告書の提出の有無に関わらず地方税法の規定する用途の用に供されているかについて実地調査を行っている。

非課税物件が地方税法の規定する用途以外の目的で使用される場合は、その固定資産に対し、固定資産税を課さなければならない。従って、物的非課税の規定の適用を受けていた固定資産について、地方税法に規定する用途の用に供しなくなった場合又は有料で使用させることとなった場合は、所有者はその旨を直ちに申告する必要がある(地方税法第348条第3項参照。)。

非課税物件が地方税法の規定する用途に供されているかについては、継続的に実地調査を行っている(地方税法第348条第10項参照。)。

②物的非課税の適用手続き

物的非課税の適用手続きは、次の手順で行われる。

- ア 固定資産税非課税適用申告書の受付
- イ 実地調査

固定資産が地方税法の規定する用途の用に供されているかについて確認

- ウ 決裁後、総合税務システムへ登録
- ③物的非課税物件が物的非課税に該当しないこととなった事実の把握方法 物的非課税物件が物的非課税に該当しないこととなった事実の把握方法として、次 の方法があげられる。
- ア 法務局からの登記済通知の収集
- イ 建築確認申請情報等の収集
- ウ 所有者からの申告
- エ 実地調査
- ④物的非課税の適用変更(不適用)手続き物的非課税の適用変更(不適用)手続きは、次の手順で行われる。
- ア 物的非課税物件が物的非課税に該当しないこととなった事実の把握
- イ 実地調査
- ウ 決裁後、総合税務システムへ登録

・家屋評価システムで登録した物件情報を

「統合税務システム」へ連携するための転

送情報の作成はマニュアルに沿って、適時

適切に、漏れなく作成され転送されている

監査手続と結果

か。

監査手続監査手続の結果1. 家屋の評価・確認申請情報の取り込み手続きについて
沿って、適時適切に、漏れなく行われてい
るか。・確認申請情報の取り込み手続きについて
は、建築確認申請データ取込作業マニュアル
の処理手順書により(本庁 20 件、東部事務所
5 件、西部事務所 5 件)、その取り込みの手続
きが適切に行われていることを確認してい
る。

・実地調査結果の登録手続きについては、家

屋評価システムのマニュアルの確認及びヒア

リングを実施し(本庁2件、東部事務所2件、

西部事務所2件)、その登録手続きが根拠法令

に則って適切に行われていることを確認して

109

- ・家屋評価情報の更新手続きは適切におこなわれているか。再計算は行われているか。
- ・物件の異動が発生した際、マニュアルに 沿って、適時適切に、漏れなく情報の変更 が実施されているか。
- ・物件の照会が行われた際、照会がマニュ アルに沿って、適時適切に、漏れなく行わ れ、なおかつ、照会履歴は適切に記録され ているか。

いる。

また、家屋の評価計算については、家屋評価システム及び家屋再建築費評点計算書からサンプルを抽出し(本庁10件、東部事務所5件、西部事務所5件)、その評価の手続きが根拠法令に則って適切に行われていることを確認している。

- ・家屋の評価情報の統合税務システムへの連携手続については、家屋担当班職員にヒアリングを実施し(本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、その手続きが根拠法令に則って適切に行われていることを確認している。
- ・税務統合システムでは、3年毎に一度行われる評価替えの計算を、全データ一括で自動更新することが可能である。

自動更新については、統合税務システム上ではシステム稼働上サンプルを抽出して確認することはできなかった。従って、ヒアリングを行い(本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、その手順について確認を行った結果、その手続きが根拠法令に則って適切に行われていることを確認している。

- ・物件の異動手続については、統合税務システムからサンプルを抽出し(本庁10件、東部事務所5件、西部事務所5件)、その手続きが根拠法令に則って適切に行われていることを確認している。
- ・物件の照会手続及び照会履歴の記録については、統合税務システム及び問い合わせ・錯誤処理票からサンプルを抽出し(本庁5件、東部事務所3件、西部事務所3件)、その手続

き及び記録が根拠法令に則って適切に行われ ていることを確認している。

・物件の更正手続については、家屋評価システム及び問い合わせ・錯誤処理票からサンプルを抽出し(本庁2件、東部事務所1件、西部事務所1件)、その手続きが根拠法令に則って適切に行われていることを確認している。

2. 家屋の実地調査

- ・新増築家屋について、建築確認申請・登記 情報から調査対象リスト作成を作成する 際、マニュアルに沿って、漏れの無い仕組 みになっているか
- ・所有者へ実地調査の依頼を郵送する際、 マニュアルに沿って発送漏れの無い仕組み になっているか。

また、宛先不明などで返信された場合、 マニュアルに沿って所有者の前住所へ郵送 する等の代替手段を取っているか。

・現地調査の際、マニュアルに沿って必要 な項目の調査を行い、必要な書類を徴収し ているか。

• 滅失家屋

家屋課税台帳、固定資産GISの地図情報等から調査対象リスト作成を作成する際、マニュアルに沿って、漏れの無い仕組みになっているか

現地調査は法令に基づき全件行われているか。

・特殊な実態調査の手続き 使用状況等の変更に伴う非課税物件の異動

- ・固定資産評価補助員(家屋担当班職員)に ヒアリングを実施し(本庁1回、東部事務所 1回、西部事務所1回)、その手続きが根拠法 令に則って適切に行われていることを確認し ている。
- ・実地調査の依頼手続き及び宛先不明などで返信された場合の代替手段については、家屋担当班職員にヒアリングを実施し(本庁1回、東部事務所1回、西部事務所1回)、その手続き及び代替手段が根拠法令に則って適切に行われていることを確認している。
- ・現地調査の手続きについては、家屋担当班 職員にヒアリングを実施し(本庁1回、東部 事務所1回、西部事務所1回)、その手続きが 根拠法令に則って適切に行われており、必要 な書類も徴収していることを確認している。
- ・滅失家屋の現地調査手続きについては、家 屋担当班職員にヒアリング及び統合税務シス テム上の確認を実施し(本庁1回、東部事務 所1回、西部事務所1回)、その手続きが根拠 法令に則って適切に行われていることを確認 している。

現地調査についても全件行われていること

処理及び未評価家屋の解消業務について、 マニュアルに沿って、適時適切に、漏れな く処理をしているか。 を確認している。

なお、ヒアリングの結果、滅失家屋の把握 については、未登記の場合や建築リサイクル 法に基づく届出がない場合は、滅失家屋の捕 捉が困難である。

- ・特殊な実地調査手続きについては、家屋担 当班職員にヒアリング及び統合税務システム 上の確認を実施し(本庁1回、東部事務所1 回、西部事務所1回)、その手続きが根拠法令 に則って適切に行われていることを確認して いる。
- ・固定資産税の公平・適正課税を目的とした 現況家屋の把握については、建築確認申請及 び登記済通知情報等より把握して家屋評価を 行っているが、全てを把握することは実務上 困難であり、地方税法第 408 条の固定資産の 実地調査についても訓示規定と解されてい る。

これまで、登記情報、建築確認申請情報、 未評価家屋の解消業務及びホームページによ る周知等によって現況家屋の把握を行い実地 調査等の業務を行っているが、今後も、以下 に掲げる取組みについて実施することが望ま しい。

- ・未評価家屋の解消業務の継続的な取組み
- ・ホームページや市報等を活用した周知の強化(申告や連絡のお願い)
- ・業務の効率化及び正確性を目的とした新た なシステムの検討と外部人材の活用について の検討

(意見)

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき 事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

2. 家屋の実地調査

固定資産税の公平・適正課税を目的とした現況家屋の把握については、建築確認申請及び登記済通知情報等より把握して家屋評価を行っているが、全てを把握することは 実務上困難であり、地方税法第 408 条の固定資産の実地調査についても訓示規定と解 されている。

これまで、登記情報、建築確認申請情報、未評価家屋の解消業務及びホームページに よる周知等によって現況家屋の把握を行い実地調査等の業務を行っているが、今後も、 以下に掲げる取組みについて実施することが望ましい。

- ・未評価家屋の解消業務の継続的な取組み
- ・ホームページや市報等を活用した周知の強化(申告や連絡のお願い)
- ・業務の効率化及び正確性を目的とした新たなシステムの検討と外部人材の活用に ついての検討

第5 償却資産税に関する監査手続と結論

(1) 償却資産の登録、評価方法、評価額について

監査の要点 | 償却資産の登録、評価方法、評価額は適切であるか。

監査要点

- ・償却資産税の各種事務は関連法令に従い、公平かつ適切に実施されているか。
- ・償却資産の評価方法、評価額は適切であるか。
- ・償却資産税の実情の把握(実地調査)は適切に行われているか。
- ・償却資産税の計算は公平かつ適切に行われているか。
- ・償却資産税の減免の手続きは適切に行われているか。
- ・償却資産及び償却資産税の登録事務手続きは適切に行われているか。
- ・償却資産税の減免に関する根拠資料の保管は適切に行われているか。
- ・担当部局内の職務分掌、および確認手続きは効果的かつ効率的に行われているか。
- ・関係部課、官公署等との連携は適切に行われているか。

定義

(1) 償却資産

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に参入されるもののうち、その取得額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。)をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。(地方税法第341条第4号)

なお、固定資産税(償却資産)を便宜上、償却資産税と呼ぶこととする。

(2) 課税客体等

償却資産税は、償却資産に対し、当該償却資産所在の市町村において課する。 具体的には以下のようなものがある。

- ①構築物…舗装路面、ビニールハウス、煙突、ドック、橋、門、塀、井戸、水槽、広告塔、ボイラー、家屋で評価されないプレハブや内装など
- ②機械及び装置…工作機械、木工機械、印刷機械、食品加工製造機械、土木建築機械等各種産業用機械及び装置、発・変電設備、機械式駐車設備、太陽光発電設備、ドローンなど
- ③船舶…遊漁船、漁船、貨物船、油槽船、ボートなど

- ④航空機…飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
- ⑤車両及び運搬具…大型特殊自動車(ロードローラー、ショベルローダ、フォークリフト、 構内運搬自動車等自動車税の対象とならないもの)
- ⑥工具、器具及び備品…ロッカー、金庫、レジスター、切削工具、測定工具、エアコン、 陳列ケース、机、椅子、複写機、パソコン、CAD、冷蔵庫、自動販売機、理美容機器、 医療用機器、歯科診療用ユニット、遊戯機器、看板など

償却資産のうち船舶、車両その他これらに類する物件については、地方税法第389条第1項第1号の規定の適用がある場合を除き、その主たる定けい場又は定置場所在の市町村を前項の市町村とし、船舶についてその主たる定けい場が不明である場合においては、定けい場所在の市町村で船籍港があるものを主たる定けい場所在の市町村とみなす。

償却資産に係る売買があった場合において売主が当該償却資産の所有権を留保している ときは、固定資産税の賦課徴収については、当該償却資産は、売主及び買主の共有物とみな す。

(3) 納税義務者

償却資産税の納税義務者は、賦課期日(毎年1月1日)現在において事業の用に供することができる償却資産を現実に所有しているもので、一般家庭などには課税されない。

償却資産課税台帳に所有者として登録されているものを指し、個人・法人を問わない。

家屋の屋根や土地等に設置された発電出力 10kw 以上の太陽光発電設備は、償却資産の申告対象となるが、個人の住宅用として設置された発電出力 10kw 未満で非事業用の太陽光発電設備は申告対象外となる。また、新築住宅などで個人の住宅用として設置された発電出力 10kw 以上の太陽光発電設備であっても、太陽光パネルが屋根材と一体になっているものについては、住宅の機能を高める設備と考えられるため、住宅の一部として固定資産税が課税されるため、償却資産には該当しない。

(4) 申告手続き

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却 資産について、その所在、種類、数量、取得時期、耐用年数、見積価額その他償却資産課税 台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の 所在地の市町村長に申告しなければならない(地方税法第383条)。

なお、正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条及び大分市条例第 63 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがある。

また虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により、罰金刑を課せられることがある。

(5) 税額の計算

申告書に基づいて、一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出する。

- ●前年中に取得した償却資産の評価額
 - 取得価額 × 前年中取得の減価残存率 = 評価額
- ●前年前に取得した償却資産の評価額
 - 前年度の評価額 × 前年前取得分の減価残存率 = 評価額
 - ※算出した評価額が取得価額の5%の額を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となる
 - ※償却資産税は原則として評価額が課税標準額となる

課税標準額(1,000円未満切り捨て) × 1.4% = 税額(100円未満切り捨て)

償却資産の課税標準額(全資産の合計額)が150万円未満の場合は、免税点未満として課税されることはないが、申告は必要となる。

(6) 賦課手続

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録される。 申告書の内容を統合税務システムへ入力すると、自動的に賦課計算が行われるようになっ ている。

根拠法

【地方税法】

- 第17条の5 (更正、決定等の期間制限)
- 第341条(固定資産税に関する用語の意義)
- 第343条(固定資産税の納税義務者等)
- 第348条(固定資産税の非課税の範囲)
- 第349条の2(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準)
- 第350条(固定資産税の税率)
- 第351条(固定資産税の免税点)
- 第353条(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)
- 第354条(固定資産税に係る検査拒否等に関する罪)
- 第354条の2(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)
- 第356条(固定資産税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)
- 第357条(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)
- 第358条(固定資産税の脱税に関する罪)
- 第367条(固定資産税の減免)
- 第368条

(申請又は申告をしなかつたことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第381条(固定資産課税台帳の登録事項)

第383条(固定資産の申告)

第385条(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)

第386条(固定資産に係る不申告に関する過料)

第389条(道府県知事又は総務大臣の評価の権限等)

第408条(固定資産の実地調査)

【大分市税条例】

第63条(固定資産に係る不申告に関する過料)

担当部局

財務部 資産税課 償却資産担当班

抽出元項目

令和2年(R2.1.1~R2.12.31)

対象	件数	抽出件数
納税義務者	計 11,855 人	
法定免税点未満	6, 299 人	
法定免税点以上	5,556 人	
非課税物件	77 件	10 件
減免申請	計9件	計9件
継続	7件	7件
新規	2件	2件
更正	計 892 件	計 38 件
現年更正	320 件	19 件
過年*追徵	456 件	14 件
過年還付	116 件	10 件
特例適用	112 件	31 件
廃棄	285 件	15 件

※地方税法第17条の5(更正、決定等の期間制限)より、更正、決定、加算金の決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができないとされているため、過年とは当該年度(現年)を除いた4年間を指す(平成28年~令和1年)。

手続きの流れ

償却資産税は申告制を採用しており、12 月に原則として市内すべての事業所に申請様式 提供サービスとして申告書の発送をし、各事業所からの申告をもとに税額を計算する。計算 した税額から納税通知書を作成・送付して、納付を促すことになる。

1. 情報収集事務

次年度の新規申告対象者の把握のための資料収集業務は、例年6月頃から開始しており、法人や個人事業所の開業届・廃業届が提出されていない場合に事業所の実体を把握するために、税務署へ法人の確定申告をしている事業者一覧の請求、保健所衛生課への許認可の届出、大分市開発建築指導課への建築確認申請、県税事務所への大型特殊自動車の新車新規登録等の確認を通じて行われる。

関連部局等から入手した情報 (R2.4.1~R3.3.31)

関連部局等	件数
大分税務署	65 件
人刀忧伤有	(うち 12 件は在来分)
十八古伊健正	219 件
大分市保健所	24 件
大分県税事務所	115 件
大分市開発建築指導課	24 件
経済産業省	35 件

· 税務署調査

税務署への調査依頼とは、大分税務署へ提出された法人税の申告書のうち条件を満たす ものを複写して持ち帰ることで、次年度の新規申告対象法人の把握のため地方税法第354 条の2の所得税又は法人税に関する書類の閲覧等に基づいて行われる。

税務署調査は税務署と日程を調整しながら、毎年5月以降に不定期で行われる。

償却資産課税台帳に登録がある課税標準額1円以上の法人の法人名称・法人名称カナ・住所のリスト(令和2年度は8,645件)を紙面ベースで持ち込み、税務署側がそこに載っていない法人の決算書類を用意する。

決算書類とは法人税申告書別表 1 (各事業年度の所得に係る申告書)、貸借対照表、固定 資産台帳、別表 16 (減価償却資産の償却額の計算に関する明細書等)等を示す。

大分税務署が用意した決算書類のうち、簿価が200万円以上の償却資産がある法人の決算書類を、償却資産税担当班員が複数人でチェックを行いながら探し、複写して持ち帰る。この際、複写して持ち帰る書類については、国税関係書類閲覧・複写申請書を作成し、税務署へ提出している。

令和2年は5月、9月、10月に税務署調査を行い、5月は2件、9月は26件、10月は25件の計65件、うち12件は在来(過去に一度でも申告があった)であったため、53件の新規申告対象者を把握した。

ここで、大分市外に本店登記がある場合は大分税務署の管轄ではないため、税務署を通じた情報収集をすることができない。本店登記が大分市外であっても、大分市に営業所の届出がされている場合については、市民税課の法人市民税のデータより新規対象者を把握することができるが、市内営業所の届け出もされていない場合は、把握の術がなく対応できていない。

また、個人の自宅での開業についても、事業所登記がないため開業届や許認可の申請がない限り発見するのは困難である。そのような場合、税務署へ確定申告書などの情報照会を行ったり、開業時などの許認可情報を照会し、申告対象者を発見していくこととなるが、対象者数が多いため現時点では税務署調査の対象としていない。今後、個人開業についても税務署調査の対象とする方向で検討しているところである。

• 保健所調査

保健所調査とは、大分市に提出された特定の業種の開業届・廃業届を入手することで、次年度の新規申告対象事業所の把握のために行われ、クリーニング店や理美容室、医療施設等の開業や廃業を調査する。

保健所衛生課への照会は、根拠条例等は存在せず、伺い文の作成をして償却資産担当班 員、資産税課参事、資産税課課長の決裁を受けて行われる。

令和2年は、6月(令和1年11月~令和2年5月の開廃業対象)と10月(令和2年6月~令和2年9月の開廃業対象)の2回行い、クリーニング店や理美容室、医療施設等118件の新規申告対象者の把握と、97件の廃業を把握した。

飲食業の新規開業の照会については、令和 1 年度より大分市のホームページで新規の食品営業許可施設一覧が毎月公開されるようになったため、毎月 1 回そのホームページから飲食店対象者の把握をしている。公開された新規の食品営業許可施設一覧のエクセルデータと納税義務者リストをエクセル上で加工し、自動計算プログラムを組んで突き合わせることで、新規納税義務者を把握している。

• 大分県税事務所調査

大分県税事務所への調査とは、大型特殊自動車登録情報を照会することで特殊自動車登録されている車両及び運搬具を発見するために行われ、地方税法第408条の固定資産の実地調査の一環として、情報提供希望日を3期間に分けて依頼し、実施している。具体的には、クレーン車、ポンプ車、建設重機、フォークリフトなどが該当する。

移転登録・抹消登録・新車新規登録等の載った大型特殊自動車登録情報一覧を紙面でもらい、2人体制で各車体の登録状況の経過を確認し、抹消登録分や変更登録分を除き、これまでの申告状況と突き合わせ、新規の把握、チェックを行っている。

令和2年は1-7月分、8-10月分、11-12月分の3回に分けて大型特殊自動車登録情報を 照会し、115件の新規申告対象物件を把握している。近年はリース物件が多く、新規申告対 象物件数が減少している。

· 大分市開発建築指導課調查

大分市開発建築指導課への調査とは、事前に建築確認申請が必要な自立広告塔や擁壁といった構築物の新規申告対象者の発見をすることを目的としている。

建築確認申請が必要となるのは、広告は高さが4mより高い場合、擁壁は高さが2mより高い場合であり、固定資産として計上される金額の構築物となる可能性が高い。

建築確認申請(屋外広告物等)の資料の閲覧は、地方税法第408条の固定資産の実地調査の一環であり、複数の職員で償却資産の申告対象となる屋外広告物等の資産の抽出を行い、その資産の建築確認申請書類のコピーを取っている。償却資産担当班内で対象者リストを作成し、資産の所有者を統合税務システムにて確認している。

令和 2 年は 10 月に行い、自立広告塔や擁壁といった構築物 24 件の新規申告対象物件の 情報を得ている。

• 太陽光発電設備設置者調査

太陽光発電設備設置者調査とは、太陽光発電設備(10 kW以上)の新規設置者を探し出すために、経済産業省の地方自治体向け情報閲覧システムから情報を入手することである。令和2年度は35件の新規対象者を把握した。

この情報は、平成28年7月より経済産業省へ照会を行うことができるようになり、令和2年11月からは、経済産業省の地方自治体等向け情報閲覧システムで把握可能となった。運転開始日、設備の設置場所、発電設備の出力(kW)、屋根設置の有無等の確認ができる。

これらの情報をエクセルデータで取り出し、償却資産税申告データと突き合わせることで既存の申告者の増設等を把握し、同時に新規対象者を把握できる。

なお、経産省データの参照で増設等の確認はできるはずであるが、あくまで申告制であるため、既存事業者が増設等を申告しているかのチェックは行っていない。

また、個人用住宅の太陽光発電設備で、家屋評価時、通常の屋根材と屋根材一体型の太陽光パネルが併用されているような場合、割合の多い方で課税台帳へ登録される。このため、屋根の割合に対する太陽光パネル一体型屋根材の割合が少ない場合、屋根材一体型の太陽光パネルが設置されていると判断されず、家屋調査班では家屋評価をしているのに、償却資産担当班でも償却資産として課税してしまう可能性がある。

家屋評価の対象となる太陽光発電設備に償却資産税を課税することのないよう、家屋調査班から太陽光パネルが屋根材と一体になっている太陽光発電設備設を設置している家屋の一覧を受け取ることで、二重課税を防いでいる。

なお、令和2年は家屋調査時に10kW以上であるかを判断できないものも含め、76件の

屋根材一体型の太陽光発電設備を把握した。

2. 償却資産申告書発送事務

償却資産申告書発送事務とは、毎年12月に行われ、翌1月1日現在において、償却資産税における課税標準額50万円以上と見込まれる在来の事業者を対象に行われる。新規の事業所には課税標準に関係なく全件発送される。

過去に一度でも申告があった対象者(在来)の事業所への償却資産申告書の発送は、前年度の償却資産申告データの年度切替処理を行うことで取得価額、前年度評価額、本年度評価額等が自動計上され、翌年度申告書データを作成することができる。

また、前年以前に申告書を提出していないままである事業所(新規未申告者)は、年度切替処理を行うと、未申告者として登録されてしまうので、切替処理時に新規未申告者のみにフラグを立て、切替処理後、新規未申告者として登録をし直す必要がある。しかし、このような登録は、フラグを立てることで容易に行うことができ、新規未申告者を未申告者として登録したままにしてしまうミスは発生し難いと思われる。

また、課税標準額 50 万円未満の対象者に対して、3 年に1 度、評価替えの年に申告書を発送し、それ以外の年は資産の増減、住所名称の変更、事業廃止等がないかを確認するハガキを送付する。これにより、免税点を超えるようになった対象者を探すようにしている。

なお、令和2年は評価替えの年ではなく、3,961件の課税標準額50万円未満の対象者へ 償却資産の異動有無確認のハガキを送付した。

発送先と発送内容については、データの件数などの一覧を課長までの決裁を経ることで確定させる。発送先と発送内容のデータは統合税務システムに搭載されているため、情報政策課に確定した旨を伝え、申告書の印刷を依頼する。

次に、申告書発送漏れ・申告書誤送付を防ぐ体制として、発送される申告書の作成 →出 力 → 発送までは件数で管理している。また、封筒詰めしたものは封筒詰めした担当とは別 の担当がチェックを行っている。

また、大分市から発送された申告書等が事業所に届かず返ってくる場合は以下の通りの手順で対応している。

①市民税課の法人市民税情報で対象事業者が廃業届を提出しているかの確認及び法人番号サイトや対象事業者のホームページで住所変更の有無の確認を行い新しい住所に送付する。

②店舗等の住所地に現地調査に行き店舗の閉鎖等の確認をするといった情報収集を行い、店舗の閉鎖が確認できれば廃業区分として処理を行う。

前年まで免税点未満であった事業者については上記①②のみで対応するが、免税点以上で課税が発生する事業者については、納税課と連携して事業所代表者の住所を把握し、そちらへ申告書を送付している。それでも返送される場合は、最終手段として公示送達を行う。

次に、地方税法上、死亡者に対しては課税できないことが定められている(地方税法第343条(固定資産税の納税義務者等))。

死亡者の把握は住民登録システムから自動反映されるため、個人事業主等の死亡者に対しては、死亡者家族宛の書類と申告書を、死亡者名義で発送する(令和2年は32件)。

その後、死亡者に課税されないよう、対象資産の廃棄(廃業、大分市からの撤退)、所有者の変更(事業譲渡に伴う資産の譲渡など)、新規申告義務者(相続人、事業を継続させる者)の登録を翌課税年度前までに実施している。

なお、対象となる償却資産は太陽光発電設備が主であり、相続手続きが終わるまで待つ 必要があるが、担当を決めて相続状況の経過を追っており、確実に相続人の新規申告へ繋 ぐようにしている。

3. 申告書の受付事務

1月4日から1月31日を申告書の受付期間とし、提出は大分市から送付する複写式の申告書の郵送や窓口での提出のほか、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行う e L T A X システムを利用して電子申告をすることもできる。

提出された申告書、種類別明細書(増加・減少)は、受け付けた都度、受付日を統合税務システムへ入力する。

郵送で提出された時は、郵便物を開封時に消印に基づき受付印を押す。料金後納の場合は、郵便物受領日にて受領印を押す。

電子申告分については、申告書下部に受付日が記載されている状態で印刷する。

システムへ何らかの入力を行えば受付日が自動入力されるため、在来未申告者への 2 月と 3 月末の督促状発送前にできるだけ申告書の入力を終えるようしている。こうすることで、受付日登録漏れを未申告者として自動的に督促状が発送されてしまうことを防いでいる。

また、3月末にシステム上にて、受付日未登録の納税義務者とシステムへの申告書入力が されている納税義務者の突き合わせを行い、申告書の提出があるのに受付がされていない 納税義務者がいないか、受付け書類と提出書類、システム登録状況のチェックを行ってい る。

なお、申告内容との突き合わせを行うために、直近の固定資産台帳または、減価償却計算

額(明細)書及び、少額減価償却資産の損金算入の特例に関する明細書の写しの添付の協力依頼を行っているが、実際はほとんど添付されていない。

また、申告内容に疑念がある事業者については、個別に固定資産台帳の提出を求めた上で申告内容との突き合わせを行い、それでも疑念が残る場合については現地調査を行う。

飲食店などは、リース (ファイナンスリース契約を除く) の者が多く、資産なしになるケースが多い。新規対象者が電話等で連絡を取ってきた場合、資産なしであることを電話等で確認することが、裏付けとなるような資料は、申告制であることに鑑み入手していない。

4. 申告書の入力事務

受け付けた申告書は、3月中旬までに申告書の内容を統合税務システムへ手入力にて登録していく。

申告書の入力は、償却資産担当班と市役所の別フロアに入る委託業者への委託による分担作業で行っている。

委託業者へ委託する際の判断基準は特にないものの、申告書の全資産明細と増減明細が 分けられて記載されている場合は、ミスが起こりにくいため、資産1件であっても委託す る場合がある。

委託業者へ入力を委託する際は、申告書の記載漏れのチェック、申告書のどの部分を入力するか、マーカーでの色付けを行い、さらに増加と減少のそれぞれの一品数を数えて、依頼票に件数を記載した上で依頼をする。また、委託業者での入力は2名が同時入力を行い、一致しなければ登録することができないため、煩雑なものや一品数の多いものを依頼している。

委託業者が入力した分のチェックは、償却資産担当班にて入力後に出力されたチェック リストと申告書の一品数、事前に把握した合計金額と入力データの合計金額の突き合わせ を行う。

償却資産担当班では、一品数の少ないものや簡単なものの入力を行う。この場合、他の 班員による入力や確認のチェックを受けることはない。

5. 未申告への対応

申告制であるため、未申告の場合には前年度の税額で納付額を一旦確定させ、送付した 納税通知書に異議がある場合に修正申告を依頼している。しかし、修正申告の手間や納税 者への説明対応などを考慮すると申告を促すことが先決である。

そのため、在来の未申告者には2月と3月に、新規の未申告者には4月と5月に督促ハガキを送付している。

	在来申告者	新規申告者
督促状発送数1回目	947 通	872 通
督促状発送数 2 回目	453 通	639 通
最終未申告者数	187 件	554 件

令和2年度は、在来の未申告者に対する督促状送付等の申告懲慂では760件、新規の未申告者では103件から申告があり、215件(新規未申告者)から電話連絡があった。

在来未申告者の場合は、前年度データを基に評価額を決定する旨を督促状へ記載することで、前年度資産を基準に課税することが可能であるため、督促は督促状のみで済ませており、電話での督促は行っていない。

また、飲食店などは、リース(ファイナンスリース契約を除く)や法定免税点未満の者が多く、新規対象者が電話等で連絡を取ってきた場合、償却資産の有無などの確認をし、資産を所有している対象者には申告書の提出を促している。令和2年は169件の新規対象者が資産なしであることを電話等で確認している。

6. 納税通知書発送事務

申告書の受付、入力、資産の価格決定を3月中旬までに終了し、税額の自動計算後に税額 を確定させ、納税通知書を発送する。

申告書の内容を統合税務システムへ入力すると、自動的に賦課計算が行われるようになっている。

納税額の確定に関しては、3月31日に市長が価格等を決定し、部課長が金額や内訳を確認して確定させる。

納税通知書の作成は外部に委託することになっており、CD-ROMにデータを入れて 委託業者に依頼する。

3月30日頃に印刷された納税通知書が納品されるので、修正申告書が届いて税額の変更が起こったり、所有者が死亡して送付先が変わった場合など、発送前に抜いたり、差し替えたりする必要がある納付者のリストを作成しておき、納品後に対応する。

納税通知書の発送は4月上旬に行われる。令和2年は4月8日に、在来申告者へ5,427 通、新規申告者へ332通の納税通知を発送している。

賦課期日1月1日時点での開廃業を把握するため、廃業日の確認を行う。廃業日の確認は、申告書の返戻・廃業の申し出を確認した都度、法人市民税の登録画面を確認・法人番号登録サイト(国税庁)で状況を確認する等で行っている。

死亡・廃業・免税点未満に該当する場合などを含め、前期に申告があったが、当期に申告が無い場合、2回目の督促ハガキに昨年と同様の資産状況で賦課することを通知しているため、未申告のまま賦課を行う。その後申告があれば、申告書に基づき更正を行う。

7. 償却資産の廃棄

賦課期日1月1日時点での課税対象を確定させるため、対象資産の所有者の死亡時や廃業時は、所有者と資産の情報を削除する廃棄手続きが取られる。

廃棄対象となった場合、申請書や台帳に廃業日や死亡日が記載され、廃棄印もしくは職 権廃棄印が押印されることになる。

8. 償却資産税の非課税

地方税法第348条に規定されている通り、償却資産税には非課税資産という概念が存在 している。国が課税を禁止している資産で、税額については地方交付税交付金で国から市 町村に補填される。

具体的には、地方公共団体が保有する財産は無条件で全額非課税となる(人的非課税)。

一方、学校・社会福祉法人・農協・組合などが保有する財産は、固定資産の使い方に応じて非課税扱いとなる可能性がある(物的非課税)。

物的非課税については、申告者からの申し出に基づき、現地調査等を経て決定される。 令和2年は、一品数で4,238件(事業者数77件)が非課税適用を受けた。

非課税適用の適否の判断業務手続については、物的非課税の対象者から固定資産税非課税適用申告書・対象資産の写真・許認可書類の他、登記簿謄本・定款等の必要書類の提出を受けている。本来は、対象資産の写真の提出を受けるのではなく現地調査を行う必要があるが、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、現地調査に替えている。

その後、決裁書鑑の作成、課長・参事・リーダー・全班員の決裁印の受領が行われ、根 拠法令書類と共に保管をされる。

9. 償却資産税の減免

償却資産税の減免とは、地方税法第367条に基づき、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除される制度であり、貧困による減免、公益による減免、災害による減免が存在している。

減免手続きの流れは以下のようになる。

- ①償却資産申告書の提出
- ②納税通知書の送付
- ③納期期限7日前までに減免申請書の提出
- ④現地調査
- ⑤減免決定通知書の送付

減免の対象となる資産は、地方税法第367条に基づき、大分市税条例第60条第1項、 同条例施行規則第6条に規定されており、所有者からの申請があった場合に限り、固定資 産税の全部又は一部が免除される。

減免となる対象者は、自治会又はその他これに類するものが所有又は管理し、専ら公共 的施設として直接本来の事業の用に供する固定資産である(公民館、集会所、公園、消防 団詰所、児童育成クラブ施設等)。

減免の対象者は、具体的には次の表の通りである。

	分類	用途		
		公民館、集会所、防災・文化財保管倉庫等		
	自治会又はその他これに	公園及びスポーツ広場 (別途定める基準によるもの)		
	類するものが所有又は管	消防団車庫・詰所・倉庫及び防火水槽		
1	理し、専ら公共的施設とし	地区ごみ集積施設		
	て直接本来の事業の用に	地区給排水施設、汚水処理施設		
	供する固定資産	地区墓地管理事務所		
		児童育成クラブ施設		
	宗教法人に属するもので			
	はなく、不特定多数の人の	祠、地蔵堂、観音堂、記念碑等		
2	信仰対象や顕彰対象とな	(ただし、個人の庭等に設けられ、かつ、 専ら当該個人等		
	っているもの、及びその用	特定人の信仰の対象となっているものを除く)		
	に供している固定資産			
		土地評価事務取扱要領に基づいて認定された「私道」の用		
		に供するもの		
		地方税法第348条第1項に掲げるものが取得した後、や		
	公共施設に準ずる施設と	むを得ない理由により賦課期日までに所有権移転の登記		
	して使用するものにおい	がされていないもので、概ね3月末までに登記が完了す		
3	て直接その用に供する固	るもの		
	定資産	賦課期日後に地方税法第348条第2項第9号から第10号		
		の 10 までに該当することとなった固定資産で、開設まで		
		の間に目的外使用で収益をあげていないもの		
		(当該固定資産を所有するものが、賦課期日以後引き続		
		き所有する物件)		
		一般社団法人大分県医師会、一般社団法人大分県歯科医		
$\begin{vmatrix} 1 \\ 4 \end{vmatrix}$	上記の外、公益のため直接	師会が所有し、かつ、医療又は学術の用に供されているも		
	専用する固定資産	<i>O</i>		
		大分県信用保証協会が所有し、かつ、本来の用に供されて		

いるもの

大分県弁護士会が所有し、かつ、公益の用に供されている もの

公益財団法人大分県地域保健支援センターが所有し、住 民健診事業に使用されているもの

公益財団法人大分県産業創造機構が所有し、県産業創造 支援事業の用に供しているもの

一般財団法人大分県教育会館が所有する固定資産のうち 公共の用に供されているもの

公益社団法人若しくは公益財団法人が公益目的事業のため所有し、かつ、公共の用に供されているもの

商店組合等が共同設置した公道上のアーケード及びこれ に附属する設備

学校教育等の実習の用に供されているもの(田畑等)

物価統制令第4条の規定に基づき大分県知事が入浴料金 を定める公衆浴場の用に供するもの(軽減割合は、総務省 取扱通知による)

大分市固定資産税減免取扱要領の第3条では、減免申請書は毎年提出をすることが求められているが、公有施設ではない公民館、集会所、公園、消防団詰所、児童育成クラブ施設等は、当初申請年度の次年度以降の減免申請書の提出は省略できるものとされている。

令和2年度は9件の減免申請と13件の減免申請書未提出の継続減免があった。9件のうち7件は前期以前より継続しており、2件が新規適用であった。

減免適用の適否の判断業務手続については、「固定資産税減免申請書」及び、対象資産 の写真の提出を受ける。

書類の内容を確認後に減免の決定を行い、課長・参事・リーダー・全班員からの決裁を 受けた「決裁書鑑・固定資産税(償却資産)の減免についての伺い文」「固定資産税減免 決定通知書・根拠法令書類」と共に保管される。

また、13 件の減免申請書未提出の継続減免は、毎年の減免申請書の提出が必要とされていない公衆浴場分であった。

10. 償却資産税の特例

償却資産税の特例とは、地方税法に基づき、経営力向上計画などの認定を受けた中小事業者等が特例の対象となる資産を購入した場合、申し出に基づき、軽減等の特例を受けることができる制度である。

提出された書類にて条件を満たしているか確認した後、課長・参事・リーダー・全班員からの決裁印の押された「決裁書鑑」「特例適用届出書」、根拠法令などとともに保管される。 また、特例期間経過後は、自動的に特例除外となるように当初申請時に設定をされている。

適用条項 適用資産		適用資産	特例率	添付書類 (いずれも 写し)	
法 第 349	第第2項		ガス事業用資産	最初の5年間3分の1 その後の5年間3分の2	ガス事業許 可証 系統図
条 の 3	の第5項		内航船舶(モーターボート等は対象外)	2分の1	船籍等を証 明できる書 類
		第 1 号	水質汚濁防止法に規定する特 定施設または指定地域特定施 設を設置する工場または事業 場の汚水または廃液の処理施 設	平成22年3月31日以前取得6分の1 平成22年4月1日以後取得3分の1 平成30年4年1日以後取得2分の1	特定施設届出書
法附	toka	第 2 号	廃棄物の処理および清掃に関 する法律に規定するごみ処理 施設	2分の1	公的機関へ の設置届出 書
則 第 15 条	第 2 項	第 3 号	廃棄物の処理および清掃に関 する法律に規定する一般廃棄 物の最終処分場	平成 28 年 3 月 31 日以前取得 2 分の 1 平成 28 年 4 月 1 日以後取得 3 分の 2	公的機関へ の設置届出 書
		第 4	(イ) 廃棄物の処理および清 掃に関する法律に規定する一 定の産業廃棄物の処理の用に 供する産業廃棄物処理施設	平成30年3月31日以前取得 3分の1 平成30年4月1日以後取得 2分の1	産業廃棄物処理施設届
		号	(ロ) (イ) に掲げる産業廃 棄物処理施設以外の産業廃棄 物処理施設	3分の1	出書

第 5 号	下水道法に規定する公共下水 道を使用する者が設置した除 害施設	平成22年3月31日以前取得 3分の2 平成22年4月1日以後取得 4分の3	除害施設の 届出書 除害施設概 要書
第 27 項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(税が課されることとなった年度から3年度分)	平成 24 年 5 月 29 日以後、平成 28 年 3 月 31 日までに取得 3 分の 2 平成 28 年 4 月 1 日以後、平成 30 年 3 月 31 日までに取得 風力発電設備 2 分の 1 地熱発電設備 2 分の 1 地熱発電設備 2 分の 1 バイオマス発電設備 2 分の 1 ア成 30 年 4 月 1 日以後取得 風力発電設備 (20kw 以上) 3 分の 2 風力発電設備 (20kw 未満) 4 分の 3 平成 30 年 4 月 1 日以後取得 地熱発電設備 (1,000kw 未満) 3 分の 2 バイオマス発電設備 (10,000kw 以上) 3 分の 2 バイオマス発電設備 (10,000kw 以上) 3 分の 2 水力発電設備 (5,000kw 以上) 4 分の 3 ※上記の発電設備のうち発電出力が上記以外のもの 2 分の 1	再 ネ 電 通 売 電 通 売 電 通 売 電 単 変 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で

	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する 特別措置法に規定する認定発 電設備の対象外であって、再 生可能エネルギー事業者支援 事業費補助金を受けているも の(税が課されることとなっ た年度から3年度分)	平成28年4月1日以後、平成30年3月31日までに取得 太陽光発電設備3分の2 平成30年4月1日以後取得 太陽光発電設備(1,000kw 未満)3分の2 太陽光発電設備(1,000kw 以上)4分の3	補助金交付決定通知書
法附則 第 64 条	中小企業等経営強化法に規定 する「認定先端設備等決議設備等に該当 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(旧) 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に、大分市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、認定後に取得をした設備最大3年間0(ゼロ) (新)令和3年4月1日から令和3年4月1日から令和5年3月31日までのけた「先端設備等導入計画」に先端設備等導入計画した設備最大3年間0(ゼロ)	認備画 認備画定 工よ 特ク (市支認た端入式返定等(定等に書 業る 例シ ※創援定「設計(送先導係、 先導係(会証 チー)業課を認備画認を端入る※ 等明 エト 大経よ受定等」定さ設計 設計認) に書 ッ 分営りけ先導一後れ

◆器具備品(30万円以上/6年	たものの写
以内)	し一式)
◆建物附属設備(60 万円以上	
/14 年以内)(※償却資産と	
して課税されるもの)	
◆構築物(120 万円以上/14 年	
以内)	
◆事業用家屋(120万円以上/	
新築)	
(※) 家屋に生産性向上要件	
を満たす先端設備等(取得価	
格が 300 万円以上)が設置さ	
れること	
<その他要件>	
・生産、販売活動等の用に直	
接供されるものであること	
・中古資産でないこと	

11. 簡易調査

簡易調査とは、地方税法第 408 条を根拠法令とし、償却資産申告書と法人税申告書の不 一致を見つけることを目的に実施する制度である。

償却資産担当班では、毎年6月に簡易調査を行っている。

具体的な調査方法は、入札参加者名簿に登録されている業種の内1業種を選び、その業種内で申告があるが固定資産台帳の提出が無いすべての事業者を抽出する。

抽出したすべての事業者宛へ所有している資産内容の確認を求める調査回答票を送付、 固定資産台帳とともに郵送にて提出を求める。これにより、申告された資産と所有資産の 突き合わせを行う。返送がない場合には電話にて提出依頼をし、調査対象の事業者全てか ら回答を得ている。

令和2年は看板・標識・記章を業種として登録している業者の中から50件を抽出して簡易調査を行った。調査を行った結果、固定資産台帳との齟齬がある場合は、更正を行う。

対象	件数
看板・標識・記章事業者	50 件

申告の更正なし	16 件
申告の更正あり	32 件
確認中	2件

更正の内訳	件数 (全 32 件)	金額合計
現年追徴	9件	260, 500 円
現年還付	7件	86, 400 円
過年追徵	延べ 25 件	1,511,800円
過年還付	延べ11件	265,000円

以上より、64%に当たる32件で更正があり、5年間分で1,722,300円の追徴と351,400円の還付があった。

12. 更正手続事務

更正とは、申告書に記載した課税標準額又は税額等の計算が法令の規定に従っていない、あるいは、その計算に誤りがあって、税額が過大・過少である場合等に行われる税額の修正のことであり、申告による更正、課税誤謬による更正、総務大臣配分による更正、非課税・減免による更正、その他の原因による更正がある。

当初賦課を4月1日に行い、個人事業所、及び法人事業所に納税通知書を発送している。この当初納税通知書の送付後に申告書の提出や修正申告が来たものに対して、償却資産税の年税額の変更を行う。

令和2年は892件の更正のうち、二重計上・特例適用漏れ・入力ミス等で83件の課税誤謬による更正が発生している。これらは、市役所側のミスと申告者側の記載ミスによるものであり、提出された申告書の入力の際に過年度分の入力ミス、二重計上などを発見したり、申告者からの指摘に基づき発見される。

特に多いミスが構築物に関係するところであり、自社所有物件であれば家屋として課税 するエレベーターやエアコン、内装などを構築物として課税してしまう場合である。

この場合、賃借物件であれば構築物として課税して問題ないが、自社所有物件であれば家屋として既に課税済みである事が多く、二重課税になってしまうが、申告者の多くがその違いを知らないことが多く、構築物として申告された場合、市役所側でも気付かずにそのまま構築物として課税してしまうために生じるミスである(これは課税誤謬ではなく、申告誤謬とする予定としている。)。

このような間違えやすい事例を文書化して全員で共有することが望ましいが、現在はマニュアルやチェックリストなどは存在せず、担当者の知識や経験などに頼るところが多い。

また、特例不適用などは、優遇税制などの適用漏れ、過大適用などであり、現年度の入力時に過年度のミスを発見したり、納税者の指摘に基づき発見・更正される。

総務大臣配分による更正とは、船舶や航空機などは港や空港のある市町村へ寄った回数で償却資産税の金額が決まる。そのため、前年実績に基づいて作成された当初の納税通知書を一旦作成、発送し、その後、県を通じて総務大臣から通知される配分に応じた税額に更正、通知することとなる。

償却資産システムでの申告データの修正を行う場合、修正申告書を入力したり、ミスのあった金額や項目を修正することになるが、修正前後は修正前・修正後のデータを比較して見られるようになる。

また、実際の修正前にはエクセルにて試算を行い、修正後データと突き合わせることで計算ミスや入力ミスを発見できるようにしている。

修正入力後、更正の決定前までは賦課待機リストにてその状態のデータを抽出できるようになっており、修正をしたが、更正決定・賦課替え漏れが無いようになっている。

その後、更正決定を行い、定期的に行われる更正決議書の決裁が行われ(月の上旬に現年 修正、月の下旬に過年修正)、正式に賦課替えが行われた後、納税通知書を印刷・発送する。

抽出対象	抽出件数	チェック資料
現年更正	19/326件	決議書鑑、同左決裁印
過年更正 (追徴)	14/456 件	固定資産の価格等の決定(修正)
		及び通知について(伺)
過年更正 (還付)	10/116 件	修正前後の台帳
		修正前後の種類別明細書

13. 統合税務システム概要

固定資産税の土地・家屋・償却資産・共有者情報の登録・管理、税額計算、賦課異動、異動調定表の作成、及び各種統計資料の作成等を行うシステムであり、下記のような機能を有している。

[償却資産申告]

- ●償却資産申告書照会する
 - 年度別に納税義務者が所有している償却資産に対して、償却資産申告(納税義務者、申告、合算)情報を照会する。
- ●償却資産申告を登録する

新たに事業を開始した方に申告書を送付する場合や、申告があった場合など、償却資産 申告の新規登録を行う。

●償却資産申告を訂正する

登録済の納税義務者より申告があった場合や、修正申告を受け付ける場合など、償却資産申告の修正を行う。

●償却資産申告を削除する

間違えて償却資産の申告を行った場合など、償却資産申告の削除を行う。

●オンライン帳票を発行する。

納税義務者が所有する償却資産の各種台帳、証明書、明細の発行を行う。

「償却資産一品一覧」

●償却資産一品

納税義務者が所有する一品を年度単位に管理する。

●複写登録機能

既存の償却資産の一品情報を引用し、別の償却資産一品として登録(資産番号、必要な 箇所を修正したうえで登録)することが可能である。

●更新後の継続入力機能

償却資産一品情報の登録後、画面上に入力した情報を保持したまま新たに償却資産一品情報を登録することが可能である。

●明細情報の絞込み機能

明細情報の条件入力を行うことで、明細情報に表示する償却資産一品情報を絞り込む ことが可能である(絞り込み条件は償却種類、取得月日、取得価額、申告年度、耐用年 数、特例情報有無、減免情報有無、増加償却該当、全部減少資産を含む)。

●一品資産入力の一括登録機能

過年度の一品資産について増加を行う場合、一品資産を翌年度まで一括登録すること が可能である。

[償却資産集計]

●償却資産集計の照会

申告書の内容を基に、償却資産の電算申告、明細書、大臣配分、知事配分、調整額情報 を照会する。

●償却資産集計の登録

新たに事業を開始した納税義務者から申告があった場合や、大臣・知事による配分通知があった場合など、償却資産の電算申告、大臣配分、知事配分、調整額情報を登録する。

●償却資産集計の訂正

登録済みの納税義務者より申告があった場合や、修正申告を受け付ける場合、または大

臣・知事による配分通知に変更があった場合など、償却資産の電算申告、大臣配分、知 事配分、調整額情報を修正する。

●償却資産集計の削除

間違えて償却資産申告の登録を行った場合など、償却資産集計の削除を行う。 ※償却申告・一品・集計で削除処理を行った場合は、物理的に削除をされる。データの回復をさせることはできず、新たに登録し直す必要がある。

監査手続と結果

監査手続 監査手続の結果 1. 情報収集事務 ・根拠法令に則って適切に行われているか 情報収集業務の方法は根拠法令に則って 適切に行われていることを確認した。 ・マニュアルは適切に作成され、実施されて いるか ・公式な業務マニュアル等は存在しておら ず、担当者によって手法等に違いが出る可能 性があり、適切なマニュアルの作成が必要で ・新規義務者としての申告書の発送は漏れな く行われているか ある。 (意見) ・得た情報は適切に管理保管されているか • 税務署調査 税務署が調査した決算書類の件数は定か ではないが、簿価200万円以上の法人の決算 書類を複写、持ち帰るのではなく、業務の効 率性や網羅性の観点、対象外の法人の情報収 集のためにも、簿価に関係なく全件を持ち帰 るべきである。 税務署での閲覧方法については、その時々 の大分市担当職員と税務署担当職員の話し 合いに基づいて決定されている。決定事項は マニュアル化をし、償却資産担当班内で共有 し、業務の効率化を図ることが望ましい。 大分市外に本店登記がある場合は大分税 務署の管轄ではないため、税務署を通じた 情報収集をすることができない。本店登記

が大分市外であっても、大分市に営業所の 届出がされている場合については、市民税 課の法人市民税のデータより新規対象者を 把握することができるが、市内営業所の届 け出もされていない場合は、対象者の把握 の術がなく対応できていない。

今後、償却資産の申告の必要性について 広く周知していくとともに、必要に応じて 現地調査を積極的に実施することが重要で ある。

(意見)

税務署調査では、法人の新規開業のみを対象として調査をしており、個人開業が調査対象とされていない。今後、個人開業まで対象を拡げることが必要である。

(意見)

税務署調査の過程で入手した固定資産台帳と償却資産申告書との間に不整合が見つかったが、納税者への問い合わせや現地調査を行っておらず、不整合のまま課税されていた。他にもこのような事例が生じている可能性は高く、固定資産台帳の有効活用について検討する必要がある。

(意見)

• 保健所調査

大分市保健所のホームページ上の飲食店 の新規食品営業許可施設の一覧は 3 か月分 が閲覧可能である。

新規食品営業許可施設一覧の出力・保管は しておらず、管理台帳として保管していくこ とが、対象者の適切な把握上望ましい。

(意見)

· 大分県税事務所調査

新規対象者把握には不要な抹消登録や変 更登録も含まれた紙面の一覧から、大分市内 への移転登録・新車新規登録といった必要な 情報だけ拾い出していく必要があり、対象把 握の漏れや対象とすべきではないものの拾 い出しをする可能性がある。情報提供の方法 を紙面からデータに変更するなど、大分県税 事務所と協議の上、情報収集やチェックをし やすい方法に変えていくことが望ましい。

• 大分市開発建築指導課調査

看板・擁壁などの建築確認申請の条件 と、償却資産課税の条件が異なるため、建 築確認申請が不要な看板、擁壁等を把握す ることができず、網羅性が確保されている とは言えない。

どういった自立広告塔や擁壁が償却資産 税の申告対象となるのか、申告対象となる ものの周知を行う、固定資産台帳の提出を 求める等、申告率を高める工夫を検討する 必要がある。

•太陽光発電設備設置者調査

経産省データの参照で増設等の確認はできるはずであるが、あくまで申告制であるため、既存事業者が増設等を申告しているかのチェックは行っていない。新規設置だけでなく増設についても調査を実施すべきである。

(意見)

2. 償却資産申告書発送事務

・発送の際はマニュアルに沿って、適時適切 に、漏れなく行われているか。また、確認す る仕組みはどのようになっているか。 ・発送に関するマニュアル等は存在しない が、課税対象者の的確な把握と、申告書の適 正な発送に努めていると考えられる。

・システム上、自動的に発送できる仕組みに なっているか。

・課税標準が50万円以上の対象者をシステ ム上抽出することが可能であり、適切に対象 者へ申告書発送できていると考えられ、問題 は認められない。

前年度に「資産無し」と回答した事業者 に対しては、税務署調査等で償却資産の申 告漏れの疑いがある場合には再度申告案内 を送っている。

しかし、それ以外の事業者に対しては償 却資産の増加等を問うハガキ等の送付は行 っていない。

網羅性の観点から、全ての事業者に対 し、3年に1度は申告書等を送付するとい った対応をすることが望ましい。 (意見)

死亡者への申告書の発送の件数は多くは ないものの、担当者の異動等を考えると、班 員全員で進捗状況の把握をするために管理 台帳を作成することが望ましい。 (意見)

3. 申告書の受付事務

・申告書の受付に当たり、マニュアルに沿っ て、適時適切に、漏れなく実施されているか。

・申告書の受付に当たりマニュアル等は存 在するものの、十分に共有されていなかっ

しかし、申告書への受付印の押印等は適切 に行われ、受付日を統合税務システムへ入力 しており、適時適切に、漏れなく行われてい る。問題は認められない。

4. 申告書の入力事務

・申告書類を入力する際、マニュアルに沿っ |・申告書類の入力に当たりマニュアル等は て、適時適切に、漏れなく入力されているか。 | 存在するものの、十分に共有されていなかっ

た。

しかし、外部委託した場合は、2名が同じ 内容を入力して一致した場合のみ登録して おり、適切に、漏れなく入力されていると判 断できる。

一方、償却資産担当班で入力を行った場合、入力を担当した者が入力からチェックまでを行うため、入力を行った者以外のチェックを受けることが望ましい。

(意見)

5. 未申告への対応

・未申告者に対する申告の督促方法や対応 は、マニュアルに沿って適切に行われている か。

・未申告者に対する申告の督促方法や対応 については、公式のマニュアル等は存在して おらず、適切に行われているか疑問が残る。 まずはマニュアルの整備が喫緊の課題と言 える。

(意見)

未申告者に対しては 2 回の督促状の送付を行っているが、新規義務者の未申告率が高く、申告率を高める対処方法の検討が必要である。

在来申告書 187 / 12,087 件 ≒ 1.5% 新規申告書 554 / 1,428 件 ≒ 38.8% (意見)

	在来	新規
	申告者	申告者
督促状発送数	947 通	872 通
1回目		
督促状発送数	453 通	639 通
2 回目		
最終未申告者数	187 件	554件

資産なしの対象者の場合は、対象者より電

話連絡を受けた際に資産がないことを確認 し、統合税務システムへ入力を行っている が、資産の有無の判断基準や手続き方法を詳 細に記したマニュアルがないため、作成する ことが望ましい。

(意見)

リース資産(ファイナンスリース契約を除く)のみを保有している場合、資産なしである事の裏付けとなるような資料は、申告制であることに鑑み入手していない。保有する償却資産がなしであっても、申告書の提出は必要であり、可能な限り事業者に対しては固定資産台帳の提出を求め、資産の所有状況を把握していくことが必要である。

(意見)

本来は法定免税点未満であっても償却資産を所有するものは、毎年の申告が必要とされており、法に基づき適切に申告を促すことが求められる。新規未申告者の554件は依然として未申告であり、未申告のものには過料が課せられる可能性があることなどを周知し、未申告を無くしていくよう、更なる対応が必要と考えられる。

(意見)

公有施設ではない公民館、集会所、公 園、消防団詰所、児童育成クラブ施設等へ は、申告書の送付をしておらず、そもそも 申告書の提出がない。

土地や家屋の現地調査時に償却資産の有 無等については見ているものの、資産の状 況の把握までには至っていない。そのた め、償却資産についての課税ができていな

未申告者に対して償却資産の申告につい て周知するためにも申告書を送付すること が望ましい。

(意見)

6. 納税通知書発送事務

・納税通知書の発送は、マニュアルに沿って 適切に行われているか。

・納税通知書の発送業務について、担当者 へのヒアリングを行った。

納税通知の発送は、適切に行われてお り、問題は認められない。

在来	新規
5,427 通	332 通

7. 償却資産の廃棄

・償却資産の廃棄手続きを行うに当たり、マー・廃棄についてヒアリングを行い、保管され ニュアルに沿って、適時適切に、漏れなく入 力されているか。

ている廃棄関係書類等申告書ファイルを確 認した。

件数	抽出件数
285 件	15 件

償却資産の廃棄手続きを行うに当たり、 廃業日の記載がないもの、廃棄印もしくは 職権廃棄印のないものが見受けられた。

マニュアル等は存在せず、ルールに則っ た職務が遂行されていない可能性がある。 そもそもルールが明文化されていないた め、職務の流れやチェック体制などを詳細 に記したマニュアルの作成を行っていくこ とが望ましい。

(意見)

8. 償却資産税の非課税

マニュアルに沿って、適時適切に、漏れなく

・償却資産の非課税手続きを行うに当たり、・非課税調査・決裁について担当者へのヒア リングを行い、保管されている非課税決裁関 入力されているか。

係書類等申告書ファイルを確認した。

件数	抽出件数
77 件	10 件

保管されていた書類

- ①鑑
- ②非課税適用調査票
- ③固定資産税非課税適用申告書
- ④許認可資料
- ⑤申告書
- ⑥対象資産写真
- ⑦根拠法令

提出必要書類等を記載したマニュアルは 無いものの、裏付けに必要だと思われる書類 は適切に作成・保管されており、問題は認め られない。

非課税となる償却資産税の手続きを行う に当たり、どのような書類を提出してもら うのかを具体的に示したマニュアル等は存 在しておらず、内部統制を図るためにも作 成していくことが望ましい。

(意見)

非課税対象となる可能性のある組織に対して、その旨を伝えても、対象者の理解不足等により非課税適用申告書が作成されない事例も存在しており、丁寧な説明・対応が必要である。

固定資産税(償却資産)申告の手引内では、 非課税については『地方税法第348条の規定 に該当する資産は、非課税の対象となりま す。該当資産を取得された場合は、「固定資 産税非課税適用申告書」に必要事項を記入の うえ、非課税の内容に係る書類とともにご提 出ください。』と記されているのみであり、

もっと具体的に広く周知していくことが必 要であると考えられる。

(意見)

9. 償却資産税の減免

- ・減免の調査・決裁はマニュアルに沿って 適時、適切に行なわれているか。
- ・減免の調査・決裁に必要とされる書類は適切に決裁を受け、適切に保管されているか。

・減免調査・決裁について担当者へのヒアリングを行い、保管されている減免決裁関係書類等申告書ファイルを確認した。

	件数	抽出件数
	9件	9 件
新規	(内) 2件	2件
継続	(内) 7件	7件

保管されていた書類

- ①鑑
- ②伺い文
- ③固定資産税減免申請書
- ④固定資産税減免決定通知
- ⑤対象資産写真
- ⑥根拠法令

裏付けに必要だと思われる書類は適切に 作成・保管されており、問題は認められない。 なお、実績に基づく事例集等は存在してお らず、担当者によって手法等に違いが出る可 能性があり、適切な事例集の作成が必要であ る。

(意見)

10. 償却資産税の特例

・特例による固定資産税の特例措置について、固定資産税の特例対象となる施設等について、その要件を満たしているかの確認はマニュアルに沿って、適切に、漏れなく実施されているか。

・特例措置適用決裁について担当者へのヒ アリングを行い、保管されている特例措置決 裁関係書類等申告書ファイルを確認した。

件数	抽出件数
112 件	31 件

保管されていた書類

- ①鑑
- ②特例資産適用届出書
- ③各特例適用認定書
- ④根拠法令

提出必要書類等を記載したマニュアルは 無いものの、裏付けに必要だと思われる書類 は適切に作成・保管されており、問題は認め られない。

また、特例期間経過後は、自動的に特例 除外となるように当初申請時に設定をされ ており、特例期間経過後に特例適用してし まうことは起こりにくいと考えられる。

なお、実績に基づく事例集等は存在しておらず、担当者によって手法等に違いが出る可能性があり、適切な事例集の作成が必要である。

(意見)

11. 簡易調査

・簡易調査は法令に則って適切に行われ、 簡易調査の効果は出ているか。 ・簡易調査結果表の提出を受け、簡易調査の結果を把握した。

税収の増加につながっており、簡易調査の 対象を増やすことで更なる税収を望める。

大分県内の他市町村では、5年をかけて償 却資産申告のある全事業所に固定資産台帳 を提出させ、申告内容との突き合わせを行っ た。その結果、修正申告書を提出させた事例 が存在する。

大分市内の償却資産申告のある事業所の 数や規模を考慮すると多くのマンパワーを 割く必要があり、同様の取り組みを行うこと は困難であるものの、申告内容を十分に精査 するため、簡易調査の対象や範囲を大幅に見 直すことが望ましい。

(意見)

なお、実績に基づく事例集等は存在しておらず、担当者によって手法等に違いが出る可能性があり、適切な事例集の作成が必要である。

(意見)

12. 更正手続事務

- ・更生手続きはマニュアルに沿って適時、 適切に行なわれているか。
- ・更正に必要とされる書類は適切に決裁を 受け、適切に保管されているか。

・更正について担当者へのヒアリングを行い、保管されている更正についての申告書ファイルを確認した。

更正	計 892 件	計43件
現年更正	320 件	19件
過年追徴	456 件	14 件
過年還付	116 件	10 件

令和2年は、892件の更正のうち、二重登録・特例適用漏れ・入力ミス等で83件の 課税誤謬による更正が発生していた。サン プルにて更生手続きとその承認状況をチェ ック結果、手続きそのもののミスや承認漏 れなどは見受けられなかった。

ここで、更正件数は非常に多く、また、長年にわたり多くの更正手続きが遡って行われていた。

これは、1月末の償却資産の申告期限まで に決算等の理由で書類が整わないため、やむ を得ず前年度の資産状況で申告し、後に修正 申告を行うこと等が原因であると考えられ る。また、修正申告そのものを失念すること も考えられる。

このことから、多数の申告漏れ、申告ミスが懸念されるため、簡易調査の拡大、貸借対 照表と固定資産台帳の添付の周知に努める

などの対策が必要である。 (意見)

なお、5年の時効成立以後まで遡って賦 課替えを行っているケースが多数あり、そ れ以前の税額については時効が成立してい る可能性が高い。

(意見)

一方、更正の内訳としては家屋評価対象 資産を償却資産として誤って申告された場 合に発生することが大部分である。

このようなケースにおいては、家屋と償却 資産の区分についての判断基準が一般に周 知されていないことが原因であるため、周 知の方法等を検討していく必要がある。

(意見)

また、間違えやすい事例を文書化して全 員で共有することが望ましいが、現在はマニュアルやチェックリストなどは存在せ ず、担当者の知識や経験などに頼るところ が多い。

適切なマニュアルの作成が必要である。 (意見)

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき 事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

1. 情報収集事務

償却資産担当班で共有されている償却資産課税業務に関するマニュアルがないため、各業務の進め方、事業者から提出を受ける書類、チェックの体制、得た情報の管

理等に関する包括的なマニュアルを作成する必要がある。

• 税務署調查

大分市外に本店登記がある場合は大分税務署の管轄ではないため、税務署を通じた 情報収集をすることができない。本店登記が大分市外であっても、大分市に営業所の 届出がされている場合については、市民税課の法人市民税のデータより新規対象者を 把握することができるが、市内営業所の届け出もされていない場合は、対象者の把握 の術がなく対応できていない。

今後、償却資産の申告の必要性について広く周知していくとともに、必要に応じて 現地調査を積極的に実施することが重要である。

税務署調査では、法人の新規開業のみを対象として調査をしており、個人開業が調査対象とされていない。今後、個人開業まで対象を拡げることが必要である。

税務署調査の過程で入手した固定資産台帳と償却資産申告書との間に不整合が見つかったが、納税者への問い合わせや現地調査を行っておらず、不整合のまま課税されていた。他にもこのような事例が生じている可能性は高く、固定資産台帳の有効活用について検討する必要がある。

• 保健所調査

大分市保健所のホームページ上の飲食店の新規食品営業許可施設の一覧は 3 か月分 が閲覧可能である。

新規食品営業許可施設一覧の出力・保管はしておらず、管理台帳として保管していく ことが、対象者の適切な把握上望ましい。

·太陽光発電設備設置者調査

経産省データの参照で増設等の確認はできるはずであるが、あくまで申告制である ため、既存事業者が増設等を申告しているかのチェックは行っていない。新規設置だ けでなく増設についても調査を実施すべきである。

2. 償却資產申告書発送事務

前年度に「資産無し」と回答した事業者に対しては、税務署調査等で償却資産の申告漏れの疑いがある場合には再度申告案内を送っているが、それ以外の事業者に対しては償却資産の増加等を問うハガキ等の送付は行っていない。網羅性の観点から、全ての事業者に対し、3年に1度は申告書等を送付するといった対応をすることが望ましい。

死亡者への申告書の発送の件数は多くはないものの、担当者の異動等を考えると、 班員全員で進捗状況の把握をするために管理台帳を作成することが望ましい。

4. 申告書の入力事務

償却資産担当班で入力を行った場合、入力を担当した者が入力からチェックまでを 行うため、入力を行った者以外のチェックを受けることが望ましい。

5. 未申告への対応

未申告者に対する申告の督促方法や対応については、公式のマニュアル等は存在しておらず、適切に行われているか疑問が残る。まずはマニュアルの整備が喫緊の課題と言える。

未申告者に対しては 2 回の督促状の送付を行っているが、新規義務者の未申告率が 高く、申告率を高める対処方法の検討が必要である。

在来申告書 187 / 12,087 件 = 1.5% 新規申告書 554 / 1,428 件 = 38.8%

資産なしの対象者の場合は、対象者より電話連絡を受けた際に資産がないことを確認し、統合税務システムへ入力を行っているが、資産の有無の判断基準や手続き方法を詳細に記したマニュアルがないため、作成することが望ましい。

リース資産(ファイナンスリース契約を除く)のみを保有している場合、資産なしである事の裏付けとなるような資料は、申告制であることに鑑み入手していない。保有する償却資産がなしであっても、申告書の提出は必要であり、可能な限り事業者に対しては固定資産台帳の提出を求め、資産の所有状況を把握していくことが必要である。

本来は法定免税点未満であっても償却資産を所有するものは、毎年の申告が必要と されており、法に基づき適切に申告を促すことが求められる。新規未申告者の 554 件は 依然として未申告であり、未申告のものには過料が課せられる可能性があることなど を周知し、未申告を無くしていくよう、更なる対応が必要と考えられる。

公有施設ではない公民館、集会所、公園、消防団詰所、児童育成クラブ施設等へは、 申告書の送付をしておらず、そもそも申告書の提出がない。土地や家屋の現地調査時に 償却資産の有無等については見ているものの、資産の状況の把握までには至っていな い。そのため、償却資産についての課税ができていない。未申告者に対して償却資産の 申告について周知するためにも申告書を送付することが望ましい。

7. 償却資産の廃棄

償却資産の廃棄手続きを行うに当たり、廃業日の記載がないもの、廃棄印もしくは 職権廃棄印のないものが見受けられた。マニュアル等は存在せず、ルールに則った職 務が遂行されていない可能性がある。そもそもルールが明文化されていないため、職 務の流れやチェック体制などを詳細に記したマニュアルの作成を行っていくことが望 ましい。

8. 償却資産税の非課税

非課税となる償却資産税の手続きを行うに当たり、どのような書類を提出してもら うのかを具体的に示したマニュアル等は存在しておらず、内部統制を図るためにも作 成していくことが望ましい。

非課税対象となる可能性のある組織に対して、その旨を伝えても、対象者の理解不 足等により非課税適用申告書が作成されない事例も存在しており、もっと具体的に広 く周知していくことが必要であると考えられる。

9. 償却資産税の減免

償却資産税の減免の実績に基づく事例集等は存在しておらず、担当者によって手法 等に違いが出る可能性があり、適切な事例集の作成が必要である。

10. 償却資産税の特例

償却資産税の特例の実績に基づく事例集等は存在しておらず、担当者によって手法 等に違いが出る可能性があり、適切な事例集の作成が必要である。

11. 簡易調査

簡易調査を行った50件のうち32件で更正があり、5年間分で1,722,300円の追徴と351,400円の還付があったことから、簡易調査の対象を増やすことで更なる税収が見込まれる。申告内容を十分に精査するため、簡易調査の対象や範囲を大幅に見直すことが望ましい。

簡易調査の実績に基づく事例集等は存在しておらず、担当者によって手法等に違い が出る可能性があり、適切な事例集の作成が必要である。

12. 更正手続事務

更正件数は非常に多く、また、長年にわたり多くの更正手続きが遡って行われていた。 多数の申告漏れ、申告ミスが懸念されるため、簡易調査の拡大、貸借対照表と固定資産 台帳の添付の周知に努めるなどの対策が必要である。

5年の時効成立以後まで遡って賦課替えを行っているケースが多数あり、それ以前の 税額については時効が成立している可能性が高い。

更正の内訳としては家屋評価対象資産を償却資産として誤って申告された場合に発生することが大部分であり、家屋と償却資産の区分についての判断基準が一般に周知されていないことが原因であるため、周知の方法等を検討していく必要がある。

間違えやすい事例を文書化して全員で共有することが望ましいが、現在はマニュアルやチェックリストなどは存在せず、担当者の知識や経験などに頼るところが多い。 適切なマニュアルの作成が必要である。

第6 収納に関する監査手続と結論

(1) 固定資産税の収納について

監査の要点 固定資産税の納付管理は適切に行われているか。

監査の要点

- ・固定資産税の納付管理に関する各種事務は関連法令に従い、公平かつ適切に実施されているか。
- ・固定資産税の納付状況の登録事務手続きは適切に行われているか。
- ・固定資産税の納付に関する根拠資料の保管は適切に行われているか。
- ・担当部局内の職務分掌は効果的かつ効率的に行われているか。
- ・関係部課、官公署等との連携は適切に行われているか。

定義

(1) 固定資産税の徴収義務

固定資産税の徴収について、市町村にて賦課した市町村税について徴収する手続きを 行う義務が存在している(地方税法第5条)。

(2) 徴税吏員

徴税吏員とは、道府県知事若しくはその委任を受けた道府県職員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員をいう。そのため、市町村長と同等の権限を持つことになり、決裁を受けることなく本人の判断で決定することも可能である(地方税法第1条、第353条)。

(3) 固定資産税の徴収方法

収納とは、市町村税が徴収される状態をいう。

固定資産税の徴収方法は、普通徴収の方法によって徴収する、と規程されており、納税者が自ら納付することとされている(地方税法第364条)。

普通徴収とは、徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう(地方税法第1条)。

申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう(地方税法第1条)。

(4) 納付又は納入の委託

収納の委託とは、歳入の徴収、及び、収納の事務を金融機関等に委託したことを指し、 市役所窓口での収納以外の納付方法を指している(地方税法第16条の2)。 内訳としては、金融機関窓口での納付、コンビニエンスストア収納、クレジットカード 収納、ペイジー (MPN) 収納、口座振替、スマホアプリ収納が整備されている。

還付とは、申告や課税課調査によって税額が更正された場合、また、二重納付(誤納)により過誤納が発生した際、納税者に対して返還される金銭のことをいう(地方税法第17条)。

(5) 充当

充当とは、過誤納により発生した還付金を、納期が到来している別の期別や税目に充て、未納額を解消(減少)させることをいう(地方税法第17条の2)。

(6) 過誤納金

過誤納金とは、二重納付や誤納、修正申告や更正による税額の減少、誤納により納税超過となった状態のことをいう。

(7) 固定資産税の納期限

固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定めている。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるとされている(地方税法第362条)。

(8) 徴収の緩和制度

徴収の緩和制度とは、納税者等の個別具体的な事情に応じて地方団体の徴収金の徴収を緩和する目的で取られる措置であり、地方税法上では、徴収猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予等の制度が定められている。(地方税法第15条)

根拠法

【地方税法】

第1条(用語)

第5条(市町村が課することができる税目)

第15条(徴収猶予の要件等)

第15条の2(徴収猶予の申請手続等)

第15条の2の2(徴収猶予の通知)

第15条の2の3(徴収猶予の効果)

第15条の3(徴収猶予の取消し)

第15条の4(修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収猶予)

第15条の5 (職権による換価の猶予の要件等)

第15条の5の2(職権による換価の猶予の手続等)

- 第15条の5の3(職権による換価の猶予の効果等)
- 第15条の6(申請による換価の猶予の要件等)
- 第15条の6の2(申請による換価の猶予の申請手続等)
- 第15条の6の3(申請による換価の猶予の効果等)
- 第15条の7 (滞納処分の停止の要件等)
- 第15条の8(滞納処分の停止の取消)
- 第15条の9(納税の猶予の場合の延滞金の免除)
- 第16条の2(納付又は納入の委託)
- 第17条(過誤納金の環付)
- 第17条の2(過誤納金の充当)
- 第17条の4(還付加算金)
- 第353条(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)
- 第362条(固定資産税の納期)
- 第364条(固定資産税の徴収方法)
- 第747条の5の2 (特定徴収金の収納の特例)

【地方自治法】

- 第231条(歳入の収入の方法)
- 第231条の2(証紙による収入の方法等)
- 第235条(金融機関の指定)
- 第243条(私人の公金取扱いの制限)

【地方自治法施行令】

- 第57条の5の3 (特定徴収金の収納の委託)
- 第155条(口座振替の方法による歳入の納付)
- 第157条の2(指定代理納付者による歳入の納付)
- 第158条 (歳入の徴収又は収納の委託)
- 第158条の2(歳入の徴収又は収納の委託)
- 第168条(指定金融機関等)

【大分市財務規則】

- 第42条(口座振替による納付)
- 第42条の2(電子的な方法による納付)

【大分市文書規程】

第38条の2(文書分類表)

担当部局

財務部 納税課

抽出元項目

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

対象	件数	抽出件数
任意の分割納付	1,142件	
申請による徴収の猶予	3 件	3件
申請による換価の猶予	13 件	3 件
職権による換価の猶予	11 件	3 件
特例猶予	321 件	30 件
納税義務者数	160, 965	
うち口座登録件数	79, 200	
うち新規登録件数 (土地・家屋)	3, 863	100 件
うち新規登録件数 (償却資産)	234	3件
口座振替の廃止	1, 020	30 件
振替方法 (期別・一括) の変更	94	2件
収納件数	641, 973	
(不足、二重納付等含む)	11 101	50 /th
うち収納に問題あり	11, 101	58件
うち自動で消込できない	7	2件
還付件数	974 件	
うち還付済み	920 件	34 件
うち還付未済	54 件	5件
充当件数	213 件	34 件

担当部局の分掌

納税課における職務分掌については、管理担当班、収税第1担当班、収税第2担当班、 滞納整理担当班に分かれている。

管理担当班は、主に収納業務を担っている。

収税第1担当班、収税第2担当班は同様の職務内容であり、主に収税業務を担っており、地区で班分けを行っている。

一方、滞納整理担当班は継続的な差押え案件を担当しており、催告、確定延滞金管理、 財産調査、執行停止、不納催告などの収税担当班が行う事務の調整的管理的な役割も担っ ている。整理担当班内の各業務においても主担当事務者と副担当事務者がお互いに兼任 されており、お互いにミスを見つけたり、補い合う補完関係が可能となっている。

なお、令和3年度の体制について、滞納整理担当班においては、差押後の配当・充当処理及び継続債権に関係する業務を収税第1・2担当班に移管し、業務分析にかける時間を増やすことで滞納整理班の提案力向上を図っている。収税第1・2担当班においては、上記差押後の配当・充当処理など滞納整理班の業務を移管してもらうことで自己完結型へ移行し、滞納整理の効率化を図っている。

手続きの流れ

納税者は、課税課が賦課した税額を、納税通知書同封の納付書や、口座振替等の手段で税を納める義務がある。

納税課は、賦課した税額について申請があった口座から正確に振替えされるように、口座情報新規登録・確認・変更手続きを行う。

納期限が到来し、税が過不足なく収納されているかを確認し、納期限を過ぎても納付がない場合は、20 日以内に督促状を送付して納付を促す。それでもなお、納付がない場合は催告や差し押さえなど滞納整理を行うことになる。

収納された税額に不足がある場合は督促を行うことになるが、過誤納となった場合は 遅滞なく還付し、または納入すべきこととなった徴収金があるときは、充当を行う必要が ある。

なお、納税課の職員は徴税吏員としても任命されている。徴税吏員とは、租税の徴収に 関する事務に従事する職員のうち、滞納整理に関する職務権限が与えられた者である(地 方税法第1条第1項第3号)。主たる職務は、納税交渉や滞納整理を通じて租税債権の確 実な実現を図ることであり、常に納税者の公平を旨とし、適正かつ的確な事務処理を行う ことである。

1. 口座振替手続き

口座振替手続きには、新規口座登録、登録口座の変更、口座振替データの作成などが含まれる。

固定資産税を含む市町村税は普通徴収が原則となっているものの、納付忘れや納付漏れを防ぐために、口座振替を推奨している。その結果、固定資産税の納税者約160,000人のうち、約半数の80,000人程度が口座振替を利用している。

大分市としても口座振替を継続して推奨しているが、その一方でクレジットカード納付やスマホアプリ収納なども進んできており、納付手段の多様化が進んできている。

・新規口座登録・登録口座の変更

口座振替依頼書が到着すると、封筒や依頼書に受付印等は押さないものの、入力担当者が口座振替依頼書をスキャンしてデータと原本の両方で保存する。スキャンした後に、随時、Excel データへ入力し、システムへの一括登録もしくは、統合税務システムへ手入力にて口座登録を行っていく。

口座振替依頼書において、通知書番号の記載がある場合は、通知書番号検索から納税者 を検索して、納税者の登録画面に口座情報を入力していく。

一方、通知書番号の記載が無い場合、氏名や住所から納税者の検索を行い、同じように 納税者の登録画面から口座情報を登録していく。

納税者が直接金融機関で口座振替依頼書を記入するケースなど、金融機関から口座振替依頼書が届く場合は印鑑相違等の書類をやり取りする必要がないため、引き落とし税目のミスや不明な点などの確認事項は電話連絡にて都度解決させていく。

一方、納税者から口座振替依頼書を直接納税課に送付または窓口にて依頼書を受け付けし、それを金融機関に照合依頼するケースでは、金融機関での口座登録できない事情(印鑑相違など)が生じると金融機関から納税課に不備項目が指摘された口座振替依頼書が返送されることになる。その際は、納税者に電話でその旨を伝えた後、納税課ではなく金融機関へ直接送付してもらう旨の文書を添付して、口座振替依頼書を申請者あてに送付する。そのため、口座振替手続きに時間を要することとなり、申込期限内に申請しても口座振替ができないことがある。

振替口座情報の登録については、金融機関での手続きが終わった口座振替依頼書をもとに、Excel データへ入力し、システムへの一括登録もしくは、統合税務システムへ手入力にて口座登録を行っていく。

入力後は統合税務システムの口座振替依頼書を模したチェックリストと口座振替依頼 書原本の照合を行うが、入力担当とチェック担当は別人にて行う。その際、照合のチェック証跡は存在するが、チェック印などは残していない。

入力に間違いがなければ、口座振替依頼書の原本に、登録済み印を押印する。

振替処理日の開始については、口座振替依頼書の記入年月日に応じて、翌月末に間に合うように引き落としの設定をする。

なお、口座の登録関係の手続きについての決裁は受けておらず、また、口座登録完了後は手続完了通知書を情報政策課が印刷し、ハガキ圧着後に納税課から発送することになるが、こちらについても決裁は受けていない。

・振替方法の変更、口座振替の停止・廃止 振替方法の変更、口座振替の停止、口座の廃止などについては、窓口での依頼や電話連 絡などを受けて統合税務システムに登録を行っていく。

振替方法の変更、口座振替の停止の手続きの際には、納税通知書番号、氏名、口座情報 から該当者の検索を行い、随時登録を行っていく。電話連絡などの口頭での手続きの場 合、滞納整理システムの経過記録に電話内容を入力しておく。

口座振替手続き廃止の場合については、口座廃止簿 (エクセル) を参考にシステム登録を行い、滞納整理システムに経過記録を入力し、必要に応じて納付書を発行する。

最後に入力担当者とは別のチェック担当者が、滞納整理システムの経過記録、口座廃止 簿、統合税務システムの口座登録画面、納付書の発行履歴の確認を行い、不一致や漏れな どの問題がなければ納付書を発送している。

・口座振替データの作成

振替日の8営業日前に統合税務システムの夜間バッチ処理にて口座振替データが作成される。作成されたデータはCD-Rに書き込み、会計課に持ち込む。持ち込んだ振替依頼データは会計課から各金融機関へ送られ、引き落としの手続きが行われる。

口座振替データ作成以降、納税者が窓口で納付をしてしまった場合、または口座を廃止して納付書を送付した場合、口座振替の停止登録を行う必要がある。その後、振替日の2営業日前に停止依頼書を発行し、担当者から課長までの決裁を経て、各金融機関に口座振替の停止依頼連絡をFAXで行う。

なお、死亡や振替口座廃止を原因とする口座振替停止は納税者からの依頼に基づき停止手続きを行うが、納付書での納付が口座振替前にあった場合など、二重納付になる可能性がある時は、口座振替停止の依頼が無くても納税課が停止をかけることがある。因みに、口座振替前に納付書での納付などが行われた場合、収納データを取込むことで、自動的に口座振替停止データに該当者の情報が転送されるため、二重納付はかなりの確率で防ぐことが出来る。

2. 収納手続

・収納の概要

収納とは、市町村税が徴収される状態をいう。

現在、大分市で採用している収納方法としては、以下の方法が整備されている。

- ①金融機関窓口での納付(地方自治法第235条、地方自治法施行令168条)
- ②コンビニエンスストア収納(地方自治法第 243 条、地方自治法施行令第 158 条の 2)
- ③クレジットカード収納(地方自治法第 231 条の 2、地方自治法施行令第 157 条の 2)
- ④ペイジー (MPN) 収納 (地方自治法第235条、地方自治法施行令第168条、大分市 財務規則第42条の2)

- ⑤口座振替(地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第155条)
- ⑥スマホアプリ収納(地方自治法施行令第158条の2)

窓口納付とは、市役所、支所、連絡所及び各金融機関の窓口にて行われる納付をいう。 窓口とは、納税課(国民健康保険税を除く市税)、国保年金課(国民健康保険税)、東部資 産税事務所(鶴崎市民行政センター内)、西部資産税事務所(稙田市民行政センター内)、 各支所(大南、大在、坂ノ市、佐賀関、野津原、明野)、各連絡所(本神崎、一尺屋、今 市)、大分市内に支店が存在する金融機関(一部を除く)が該当する。

コンビニエンスストア納付とは、全国のコンビニエンスストアで利用できる納付方法 で、金額に上限はあるものの、曜日や時間帯を気にすることなく納めることができる。

クレジットカード納付とは、パソコンやスマートフォンなどから大分市税納付サイトにアクセスし、納付書に記載された納付番号や決済するクレジットカード情報などを入力して行う納付方法で、24 時間 365 日、自宅など場所を選ばず納付することができる。この納付方法は、納付金額に応じてシステム利用料がかかる。

ペイジー納付とは、対応する納付書を利用して行う納付方法で、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付することができる。

口座振替による納付とは、納税者が予め大分市内に本店・支店のある金融機関(一部を除く)、ゆうちょ銀行の預貯金口座を振替用の口座として登録して行う納付方法で、大分市が各納期限の日に自動的に振り替えて納付するものである。

スマホアプリ収納とは、スマートフォンのアプリケーションを使用して納付する方法で、24 時間 365 日、自宅など場所を選ばず納付することができる。

なお、大分市では収納方法の多様化を積極的に進めており、他の市町村に先駆けてクレジットカード納税、スマホアプリ収納を開始している。

金融機関の窓口で納税者が納付を行う際、その日に受け込んだ税目ごとに収納金と領収済通知書が各金融機関から指定金融機関である大分銀行に集約され、それを納付書記載の情報(税目、課税年度、相当年度、通知書番号等)をもとに指定金融機関がデータ化をしている。そのため、このような納付の場合、事前に情報を金融機関にアップロードしておく必要はない。

一方、クレジットカード納付、ペイジー納付は納付書記載の情報が自動的に取り込まれ

ないため、事前に課税情報をあらかじめアップロードしておく必要がある。

・収納の確認

口座振替、金融機関やコンビニ、クレジットカードなどで納付された情報はデータ化して統合税務システムに取り込まれ、自動的に消込を行うことで、納付状況を確認していく。

日々の手続きとしては、会計課から毎日紙ベースで届く収納システムの日々の入金結果である収入報告票(全税目の合計)と、入金データを取り込んだ統合税務システムから 出力される日計表との一致を確認することになる。

口座振替による引き落とし結果については、税目ごとに作成される「口振結果集計リスト」を会計課から紙ベースで受け取り、振替結果を確認している。また、「口振結果集計リスト」に添付されている「振替不能一覧表」にて不能理由(振替停止、残高不足、口座無し、依頼者都合)の確認する。

その後、振替日から 2 営業日後の夜間に収納システムから統合税務システムへ入金データは取り込まれ、改めて不能理由の確認及び処理を行う。

また、コンビニ納付やクレジットカード納付、ペイジー納付などの場合、翌日の 15 時 くらいに届く速報データをダウンロードし、統合税務システムで夜間処理(消込処理)す ることで、速報データが統合税務システムに反映されることになる。

収納情報の消込みの際に、項目の一部が一致していない場合は「消込結果リスト(エラー分)」(令和2年度7件、消込が出来ないケース)、「消込結果リスト(ワーニング分)」(令和2年度11,101件、収納に問題があるケース)が自動で毎日作成される。

固定資産税においては、納付の消込み処理が出来ないケースとしては、通知書番号の桁数の異なる納付書(新システム稼働後の賦課替えで通知書番号の取得方法の都合上)で納付してしまった場合などに限定される。

消込エラーなどは日々確認され、エラーの原因を調査した上で、納税課で消込みを行っていく。その際には、統合税務システムでの手入力になるため、入力後は収納状況照会で調定情報との整合性を確認する。

なお、ここでワーニングリスト (消込結果リスト) について、収納はされたが調定と完全一致しなかった場合に自動的に、原因別に作成されるものである。これは、自動的に調定との不一致が出力される点において非常に優れていると言える。

何故なら、データの検索などによりミスを探すのは容易といったものが一般的であるが、手動で検索処理を行うとなると、処理のタイミングによっては網羅性に限界が出てし

まうからである。

一方で、自動的にイレギュラーが毎日出力されるワーニングリストだと、即座に漏れな くイレギュラーを発見できるため、効率性が下がる可能性はあるものの、有効性は非常に 高いと言える。

監査対象年度のワーニングリスト件数については以下の内訳となっている。

原因	件数	うち固定資産税	うち固定資産税
		(土地・家屋)	(償却資産)
不足	9, 285	8, 663	622
過納	745	690	55
遡り納付延滞金確認	3	3	0
差押	381	376	5
参加差押	15	15	0
分納誓約	409	382	27
交付要求	112	110	2
執行停止	40	40	0
延滞金免除	108	108	0
徴収猶予	3	2	1
計	11, 101	10, 389	712

因みに、過納の発生するケースとしては、以下の原因が考えられる。

- ①納付書を再発行したにもかかわらず、当初の納付書と再発行の納付書の両方で納付 した場合
- ②クレジットカード納付やスマホアプリ収納を行ったにもかかわらず、納付書でも納付した場合
- ③当初の納付書と督促状の納付書で二回納付した場合

これらの過納を防ぐには、納付を受け付ける金融機関や決済会社側のシステム変更が必要なため、市役所側での対策は困難であることが多い。

例えば、納付書を再発行した時点で当初の納付書が使えなくなるような設定は市役所側では可能であるが、金融機関や決済会社側は納税者が持参した納付書で納付を受けるだけであるので、過納を防ぐことは難しいからである。

3. 還付・充当事務手続き

還付とは、申告や課税課調査によって税額が更正された場合、また、多重納付により過 誤納が発生した際、納税者に対してその過誤納分の金銭を返還することをいう。 充当とは、過誤納により発生した還付金を、納期が到来している別の期別や税目に充て、未納額を解消(減少)させることをいう。

修正申告や更正による税額の減少、誤納により納税超過となった場合、原則として遅滞なく還付する手続きを行わなければならない(地方税法第17条)。

しかし、納期の到来している他の税がある場合は、それらの未納税額に充てなければならない(充当、地方税法第17条の2)。

また、納期限の到来している税が無い場合でも、納税者等から過誤納金をそれらの税に 充当する旨の申し出があった場合に限り、文書を提出してもらうことで充当することを 可能としている。

およそ月に 2 回のタイミングで過誤納となっている対象者を抽出し、内容を確認し、 還付・充当の処理を行っている。

まず、統合税務システムで自動作成される「過誤納リスト」を出力し、過誤納の原因や 税目などを分析して、「還付充当)充当候補者リスト」に転記していく。大半が本税の二 重納付であるが、延滞金の二重納付や税額更正なども散見される。

地方税法第17条の2によると、過誤納額を充当する場合は本税を優先し、余る場合は 延滞金へ充当することとなっている。実務的には、民法の弁済の充当の規定(民法第488 条から490条)に準じて、納期限の古いものから充当していく。

また、同じ税目に充当しなければならないような決まりはなく、納期限の古いものから 各税目(市民税や軽自動車税など)に関係なく充当していく。

但し、滞納となっている場合で財産を差押・換価した場合などは、地方税法第 14 条の 5 第 1 項及び第 2 項に従い、滞納処分費(督促手数料を含む)、本税、延滞金の順に充当していく。

また、時効が成立しそうな年度から充当していくなど、滞納時の充当は過誤納の場合の充当とは異なり、極力時効の成立を防止している。

過誤納リストにて過誤納の原因や内訳の確認が終わった後は、還付と充当とに分けて 処理を行っていく。

「還付充当)充当候補者リスト」では、地区ごとの担当者名が明記され、各人が過誤納額とその内訳をチェックし、充当するか還付するか、充当後に還付する残額があるかを確認していく。その際には、担当者とチェック者が複数で行っており、チェックの証跡として担当者が豆印を押印することになっている。

チェック後の充当処理は、統合税務システムで行うことになる。過誤納状態にある税額 のうち充当する金額を未納額の欄に手入力することで充当処理を行うことが出来る。手 入力のため、担当者が入力とチェックを分担して行う。

入力後は「過誤納還付金領収書、過誤納金還付(充当)通知書、過誤納還付金口座振込依頼書」(以下「還付通知等」とする)を出力して、「還付充当)充当候補者リスト」と照合しチェックを行う。なお、発送前日には納付確認を行い、納付があったものについては充当取消しをし、還付に切り替える。

また、還付については、夜間バッチの「過誤納一括処理」にて還付通知等が出力される。 その後、発送準備期間を経て、発送日に決裁用還付・充当リストを作成して、課長の決 裁を取り、還付通知等を発送する。

発送後の処理において、充当についてはデータを元に、月末の 1 営業目前に金融機関に納付書等を持ち込み充当処理を行う。また、還付については、還付済入力した後に、夜間バッチにて金融機関に振込依頼する為の還付データが作成されるので、会計課にデータを持ち込み、専用の端末で振込依頼を行う。

還付通知等を発送したものの、過誤納還付金口座振替依頼書の返送がなく、還付手続きができないことがある(還付未済)。

このような場合、半年後に通常の還付・充当処理と一緒に再通知を一回だけ行うがその 後の対応等は行っていない。

還付通知等が到達せずに返戻された場合、納税通知書等と同様に居所(居住地)の調査を行い、それでも不明の場合は最終的に公示送達などの処理に進むことになる。

返戻はないものの還付口座が不明な場合は、いつまでも還付できないままになってしまう。なぜなら、地方税法上、過誤納が生じた時点で税に滞納がある場合は還付税額を滞納分に充当しなければならないが、還付通知発送時点で滞納がない状態での充当は原則できないからである。

還付未済の件数や内訳については、以下のようになっているが、時効成立の 5 年が経過してしまうと、例え固定資産を保有し、毎年納税を行っていても、還付に対しては時効が成立してしまうことになる。

還付未済一覧(令和3年9月30日時点)

	固定資産税(土地・家屋)	固定資産税	(償却資産)
発生年度	発生年度分	過年度分	発生年度分	過年度分
R2	52	0	2	0
H31	35	0	1	0

H30	51	0	2	0
H29	78	2	3	3
H28	444 (※)	1	2	0
H27	84	3	0	0
合計	739	6	10	3

※地方税法上、納期限から 20 日以内に督促状を発送する義務があるが、2 期分について発送が遅れてしまった。そのため、督促発送前に徴収した督促手数料 50 円を還付する必要があったが、還付金 50 円の還付手続きをしないものが多々あり、還付未済の件数が多くなっている。

4. 徴収の緩和制度

徴収の緩和制度とは、納税者等の個別具体的な事情に応じて地方団体の徴収金の徴収を緩和する目的で取られる措置であり、地方税法上では、徴収猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予等の制度が定められている。

①徴収猶予は、一定の事由があると認められる場合に、納税者等からの申請に基づいて 行う徴収緩和制度をいう。

納付・納入できない金額を限度として、申請に基づき1年以内の納期に限り(やむを得ない理由があると認められるときは、既に猶予した期間とあわせて2年以内)徴収猶予することが出来る。

適用される要件としては、

- ア. 納税者等がその財産について、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は 盗難にあったとき
- イ. 納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した とき
- ウ. 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したとき
- エ. 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたとき
- オ. その他上記に類する事実があったとき

徴収猶予を受けるには、納税者等が納付・納入できない事情の詳細、猶予を受けようとする金額、その期間、その他条例で定める事項を記載した「申請書」に、該当する事実を証する書類、財産目録、担保に関するその他条例に定める書類を添付する。 担保とすることのできる財産としては、国債、地方債、保険付きの建物等、有価証券等である。

徴収猶予の効果としては、徴収の猶予の期間内は、猶予に関する徴収金について、新たに督促及び滞納処分を行うことが出来ない。また、差押え財産がある時は、申請により、その差押えを解除することが出来る。そして、延滞金は猶予期間中の2分の1に相当する金額又は全部が免除対象となる。

②職権による換価の猶予とは、一定の事由があると認められる場合に該当し、かつ、納税について誠実な意思を有すると認めたときは、職権で滞納処分による財産の換価を猶予することが出来る。

適用される要件としては、

- ア. 財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続または生活の維持を困難 にする恐れがあるとき
- イ. 財産の換価を猶予することが、直ちに換価するよりも、滞納にかかる地方団体 の徴収金を徴収する上で有利であるとき

職権による換価の猶予をする場合には、必要に応じて、財産目録、担保に関する書類等の書類の提出を求めることができる。

また、猶予の期間は1年を超えることが出来ず、その期間内において、財産等の状況 から見て、合理的妥当な額を分割して納付させるものとする。

職権による換価の猶予の効果としては、猶予期間中は、猶予に関する徴収金について、差押えている財産の換価をすることは出来ない。また、滞納者の事業の継続又は 生活の維持を困難にする恐れがある財産を差し押さえている場合、その差押えを解除することが出来る。そして、延滞金は猶予期間中の2分の1に相当する金額が免除対象となる。

- ③申請による換価の猶予とは、滞納者が徴収金を一時に納付・納入することにより事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあると認められ、誠実な意思を有すると認められる場合において、滞納者からの申請に基づき、その納付・納入すべき徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することが出来る(地方税法第15条の6)。適用される要件としては、
 - ア. 一時に納付することにより、その事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるとき
 - イ. 他の市税の滞納が無いこと

申請による換価の猶予をする場合には、申請書類に加えて、財産目録、担保に関する 書類等の書類の提出を求めることができる。

また、猶予の期間は1年を超えることが出来ず、その期間内において、財産等の状況 から見て、合理的妥当な額を分割して納付させるものとする。

申請による換価の猶予の効果としては、猶予の猶予期間中は、猶予に関する徴収金について、差押えている財産の換価をすることは出来ない。また、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある財産を差し押さえている場合、その差押えを解除することが出来る。そして、延滞金もその2分の1に相当する金額が免除対象となる。

徴収の緩和制度において、申請等による猶予の他に、特例による猶予が認められている。この特例による猶予(321件)とは、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い発令された「納税の猶予制度の特例」(特例猶予)に基づき認められるもので、申請による猶予に比べて条件がかなり緩和されている。

具体的な条件としては、以下のように定められている。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

一方、申請による猶予、特例による猶予以外の猶予で、実際は滞納状態での分割納付が認められる場合がある。地方税法の納税の緩和制度の趣旨や裁判例に基づいた任意の分割納付であり、その件数は1,142件である。

任意の分割納付の適用を受けるには、財産調査前の本人提出の財産や所得の状況に関する資料(預金口座の状況、給与明細、離職状態を証明するための離職票等、多額の医療費の実体を示す資料など)から一時納付が困難なことを確認し、一旦、任意の分割納付を認める。

その後、滞納処分の手続きに沿って財産の調査を行い、自己申告の財産や所得の状況であれば、差押えなどは行わず、任意の分割納付を継続させる。しかし、追加の財産が見つかった場合などは、直ちに財産を差押え、分割納付を取り消すことになる。

そのため、差押えをしない場合は納税しないまま徴収漏れが生じる危険性があるものの、逆に差押えをするよりも分割納付の方が収納が早いケースも多く、差押えを実施して換価するよりも手早くて済むこともある。

但し、滞納中であるため、督促状は法律上に基づいて送るが、催告書は納税者との約束 状況に応じて発送を控えるようにしている。

なお、納税の緩和制度効果は適用されていないため、延滞金の減免は認められない。

監査手続と結果

監査手続	監査手続の結果
1. 口座振替手続き	
・口座振替業務はマニュアルに沿って、適	・新規口座登録・登録口座の変更業務はマ
時適切に、漏れなく行われているか。	ニュアルに沿って、適時適切に行われてい
	ることを確認した。
	新規口座登録の手続きとして、新規口座

登録者数 3,863 件のうち 100 件(土地・家屋)、234 件のうち 3 件(償却資産)をサンプルとして抽出し、登録内容の正確性とチェック体制を確認した。

その結果、重大な問題点は発見されなかった。

対象	件数	抽出件数
口座登録件数	79, 200	
新規登録件数 (土地・家屋)	3, 863	100
新規登録件数 (償却資産)	234	3

ここで、固定資産税の年間の納税義務者は160,000人を超え、うち約半数の80,000人が口座振替を行っているものの、納税者の死亡や登記簿の変更に伴い減少する一方で、新規の振替依頼もあるため、登録者数は80,000人程度で推移している。

市職員の人的な負担などを考慮すると、 書面での口座振替申込よりも、WEBでの 口座振替申込を進めるべきである。 (意見)

・口座振替方法の変更、口座振替の停止・ 廃止業務はマニュアルに沿って、適時適切 に行われていることを確認した。

口座振替方法の変更、口座振替の停止・ 廃止業務等がマニュアルに沿って適切に行 なわれているかの確認手続きを行う。

口座振替の廃止として1,020件のうち30件、振替方法の変更として94件のうち2件をサンプルとして抽出し、登録内容の正確性とチェック体制を確認した。

また、口座廃止簿8月分と経過記録(滞納整理システム画面)、口座廃止簿を照合した結果、不一致などは見られず、適切に処理されていることを確認した。

また、抽出した内容につき、口座振替の 停止依頼と実際の口座振替結果との一致を 確認した結果、依頼通りに口座振替の停止 手続きは行われていた。

その結果、重大な問題点は発見されなかった。

対象	件数	抽出件数
口座登録件数	79, 200	
振替口座の廃止	1,020	30 件
振替方法 (期別・ 一括) の変更	94	2件

・口座振替依頼データの作成

口座振替依頼データの作成と振替、口座 振替停止の金融機関への依頼についてはマ ニュアルに沿って、適時適切に行われてい ることを確認した。

納付書での納付が口座振替前にあった場合など、二重納付になる可能性がある時は、 口座振替停止の依頼が無くても納税課が停止をかけることがある。

令和2年7月29日振替停止依頼分のうち、口座振替前に納付書での納付が確認された28件について、適切に金融機関に振替停止依頼を行っていることを確認した。

大分市文書規程、及び、文書分類表によると、口座振替依頼書の保存期間は5年と

なっており、保存期間に応じた期間、適切 に保管されていることを確認した。

2. 収納手続

収納状況は適切に統合税務システムに 反映され、管理されているか。

・収納の確認

口座振替収納状況の確認について、口座 担当業務マニュアルに沿って、適時適切に 行われていることを確認した。

振替不能一覧表にて不能理由(振替停止、 残高不足、口座無し、依頼者都合)の確認が 適切に行われていることを確認した。

また、収納システムの日々の入金結果で ある収入報告票と、入金データを取り込ん だ統合税務システムの残高から出力される 日計表との一致を確認している。

収納状況の消込の際に何かしらの項目が 一致していない場合に自動作成される「消 込結果リスト (エラー分)」をもとに統合税 務システム上での消込みを行っていく。そ の際、手入力になるため、入力後は収納状況 照会で調定情報との整合性を確認する。

下記について、消込時に発生したエラー について、エラーリストとその対応がマニ ュアルに沿って、適時適切に行われている ことを確認した。

対象	件数	抽出件数
収納件数	641, 973	
(不足、過納等含む)		
うち収納に	11, 101	58 件
問題あり		98 1十
うち消込で	7	9 <i>ll</i> +
きない	1	2 件

3. 還付・充当事務手続き

・過誤納となった対象者に対する還付の手順はマニュアルに沿って、適時適切に、漏れなく行われているか。

・過誤納となった対象者に対する還付の手 続きはマニュアルに沿って、適時適切に行 われていることを確認した。

2021 年 1 月 25 日に発送した過誤納金還付(充当)通知書について、手順に従い、以下の書類の整合性・網羅性・適時性・チェック証跡などについて確認を行った。

- ・消込結果リスト (ワーニング分)
- 過誤納リスト
- ・還付充当) 充当候補者リスト
- ・明細書 (滞納整理システムから発行)
- ・R2 年度 過誤納金の還付(充当)について (1月25日発送分)
- (管理) 過誤納金環付経伺簿
- ・充当決裁用リスト
- ・還付リスト

上記について、担当者とチェック者のチェック証跡、押印は確認している。

また、決裁を必要とする書類については、 担当者から課長までの閲覧と決裁が適切に 行われていた。

以上より、過誤納の還付手続き、充当の手 続きについては、全件についてチェック証 跡は見受けられる。

しかし、チェック日や担当印などは見られず、複数人で二重チェックを行っているのであれば、明確な証跡を残すことが望ましい。

(意見)

対象	件数 抽出件数	
還付件数	974 件	
うち還付済み	920 件	34 件

うち還付未済	54 件	5件
充当件数	213 件	34 件

還付未済について、半年後に通常の還付・ 充当手続きと一緒に再通知を一回だけ行っ ている。(年1回還付未済のもの全て)、返戻 があった場合は、公示送達の手続きを行っ ている。

時効成立の 5 年が経過してしまうと、例 え固定資産を保有し、毎年納税を行ってい ても、還付に対しては時効が成立してしま

特に、平成28年度は納期限から20日以 内に督促状を発送する義務があるものの、2 期分について発送が遅れてしまった。その 結果、督促手数料 50 円が多数の納税者に生 じてしまった。

督促状の発送遅延により、督促状発送前 に徴収した督促手数料50円を還付する必要 があったものの、還付金50円の還付手続き をしないものが多々あり、「還付未済一覧 (令和3年9月30日時点)」、に記載の通り 還付未済の件数が多くなっている。

(監査の結果)

今後は通常の還付・充当処理と一緒に再 通知を、少なくとも毎年 1 回以上行うべき である。

(意見)

4. 徴収の緩和制度

- ・猶予期間の設定に当たり、マニュアルに 沿って、徴収猶予等の許可等の起案を行 い、必要書類を適切に保管しているか。
- ・徴収の猶予期間の設定に当たり、必要書類 はマニュアルに沿って、適切に作成・徴求さ れ、保管されていることを確認した。
- ・徴収の猶予制度について、法の趣旨と条 ◆徴収の猶予制度における要件についてマ

件に基づき、適時・適切に実施されている か。 ニュアルの有無とその実施状況を確認した ところ、滞納整理の手引きに基づき、先に記述の条件で適切に実施されていた。

その場合の条件は適切であると判断で き、恣意性の介入する余地が無いと判断で きる。

ここで、徴税吏員は質問、検査又は捜索を 行うときには常に徴税吏員証を携帯・呈示 する義務がある。その管理については特段 の規定は存在しない。徴税吏員証の管理は 各職員に任せられているが、現地の立会や 捜索、差押えの際には提示義務が求められ ており、その管理は適切に行なわれている と判断できる。

一方、徴税吏員にはあらかじめ市長から 差押えや捜索などの権限をあらかじめ与え られている中、差押えは処分であるため事 務決裁規定に基づき決裁を行っている。

滞納整理システムは納税課の職員であれば誰でもその内容を見れるようになっており、恣意性の排除は適切に行われていると判断できる。

・特例の猶予の条件に従って、適切に実施されているかについては申請書にて確認を行っている。

令和2年度の申請書を30件確認したところ条件はすべて満たしており、問題は認められなかった。

最初の納期限までに申請を受け、法の趣旨に従い、速やかに承認手続が行われていた。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、以下の指摘 事項を除き、指摘すべき事項はなかった。

(監査の結果)

3. 還付・充当事務手続き

平成28年度は納期限から20日以内に督促状を発送する義務があるものの、2期分について発送が遅れてしまった。その結果、督促手数料50円が多数の納税者に生じてしまった。

督促状の発送遅延により、督促状発送前に徴収した督促手数料 50 円を還付する必要があったものの、還付金 50 円の還付手続きをしないものが多々あり、還付未済の件数が多くなっている。

還付未済一覧(令和3年9月30日時点)

	固定資産税(土地・家屋)		固定資産税(土地・家屋) 固定資産税(償却資		(償却資産)
発生年度	発生年度分	過年度分	発生年度分	過年度分	
R2	52	0	2	0	
H31	35	0	1	0	
H30	51	0	2	0	
H29	78	2	3	3	
H28	444 (※)	1	2	0	
H27	84	3	0	0	
合計	739	6	10	3	

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

1. 口座振替手続き

固定資産税の年間の納税義務者は160,000人を超え、うち約半数の80,000人が口座 振替を行っているものの、納税者の死亡や登記簿の変更に伴い減少する一方で、新規の 振替依頼もあるため、登録者数は80,000人程度で推移している。

市職員の人的な負担などを考慮すると、書面での口座振替申込よりも、WEBでの口座振替申込を進めるべきである。

3. 還付・充当事務手続き

過誤納リストにて、過誤納の原因や内訳を分析して、還付充当)充当候補者リストに 転記していく。全件についてチェック証跡は見受けられるが、チェック日や担当印など は見られず、複数人で二重チェックを行っているのであれば、明確な証跡を残すことが

望ましい。

還付未済について、半年後に通常の還付・充当手続きと一緒に再通知を一回だけ行っている。時効成立の5年が経過してしまうと、例え固定資産を保有し、毎年納税を行っていても、還付に対しては時効が成立してしまう。

通常の還付・充当処理と一緒に再通知を、少なくとも毎年1回以上行うべきである。

第7 滞納整理事務に関する監査手続と結論

(1) 固定資産税の滞納整理事務について

監査の要点 固定資産税の滞納整理事務は適切に行われているか。

監査の要点

- ・固定資産税の滞納整理事務は関連法令に従い、公平かつ適切に実施されているか。
- ・固定資産税の督促状等の発送手続きは関連法令に従い、適切に実施されているか。
- ・固定資産税の滞納整理に関する実情の把握 (財産調査) は公平かつ適切に行われているか。
- ・固定資産税の滞納処分、滞納処分の停止、および不納欠損処分は、公平かつ適切に行われているか。
- ・固定資産税の滞納整理に関する根拠資料の保管は適切に行われているか。
- ・担当部局内の職務分掌、および確認手続きは効果的かつ効率的に行われているか。

定義

(1) 固定資産税の滞納整理

固定資産税の滞納整理事務とは、督促、催告、差押、徴収等の猶予、執行停止などの事 務の総称をいう。

滞納とは、納税者が納期までに納付せずに納期限を経過した状態をいう。

督促とは、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに固定資産税に係る徴収金を完納 しない場合においては、市町村の徴税吏員は納期限後20日以内に、督促状を発しなけれ ばならない法令上の義務が課せられている(地方税法第371条)。

催告とは、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに固定資産税に係る徴収金を完納 しない場合において、督促状の代わりに発送するもので、法令に基づかないものをいう。

財産の調査とは、滞納者の納付能力の判定や滞納処分の執行のために滞納者の財産の 有無やその財産についての権利関係、換価価値などについて調査することをいう。

滞納処分とは、財産の差押え、交付要求・参加差押、財産の換価、換価代金等の配当を 指している(地方税法第373条第1項、第373条第4項第5項、国税徴収法第89条、第 94条、第67条)。 財産の差押とは、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税を完納しないとき、滞納者の財産を差し押えなければならないとされており、滞納者の財産処分を制限し換価できる状態に置く強制処分を行うことであり、債権、不動産、動産・有価証券、無体財産権等の資産の差押えをいう(国税徴収法第 62条、第 56条、第 56条、第 72条)。

交付要求とは、滞納者の財産に対して強制換価手続が行われている場合において、滞納税への交付(配当)を求める手続である(地方税法第373条第4項)。

参加差押とは、交付要求の一つとして行われるものであり、先行の差押えにより換価がされた場合の配当を受ける効力や時効の完成猶予の効力は交付要求と同様である(地方税法第 373 条第 5 項)。

財産の換価とは、差押えに係る固定資産税を徴収するために、債権者である市町村が、 差し押さえた財産を強制的に金銭に換えることをいう。差押え財産以外にも、債権、有価 証券、無体財産権等の金銭による取立ても含まれる(国税徴収法第89条、第89条の2)。

換価代金等の配当とは、差押財産の売却代金、債権等の差押えにより第三債務者等から 給付を受けた金銭など滞納処分に基づいて得た金銭を、滞納処分費及び滞納した固定資 産税に充当するとともに他の債権者に配分し、残余金があれば滞納者に交付する手続の ことをいう(国税徴収法第128条、第129条)。

滞納処分の執行停止とは、滞納処分を執行すると滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合、滞納処分の実益がない場合及び滞納処分の対象となる財産がない場合等において職権で強制徴収の手続きを停止することをいう(国税徴収法第153条)。

不納欠損処分とは、滞納処分を執行した場合において、地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、納付・納入義務を直ちに消滅させることができる制度をいう(地方税法第 15 条の 7 第 5 項)。

根拠法

【国税徴収法】

第47条 (差押の要件)

第56条(差押の手続及び効力発生時期等)

第62条 (差押えの手続及び効力発生時期)

- 第67条(差し押えた債権の取立)
- 第68条(不動産の差押の手続及び効力発生時期)
- 第70条(船舶又は航空機の差押え)
- 第71条(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)
- 第72条(特許権等の差押えの手続及び効力発生時期)
- 第73条 (電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)
- 第89条(換価する財産の範囲等)
- 第89条の2(参加差押えをした税務署長による換価)
- 第89条の3(換価執行決定の取消し)
- 第94条(公売)
- 第128条(配当すべき金銭)
- 第129条(配当の原則)
- 第136条 (滞納処分費の範囲)
- 第141条(質問及び検査)
- 第142条(捜索の権限及び方法)
- 第153条 (滞納処分の停止の要件等)

【地方税法】

- 第15条(徴収猶予の要件等)
- 第15条の7 (滞納処分の停止の要件等)
- 第18条(地方税の消滅時効)
- 第18条の2 (時効の完成猶予及び更新)
- 第20条の11(事業者等への協力要請)
- 第298条(徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権)
- 第329条(市町村民税に係る督促)
- 第331条(市町村民税に係る滞納処分)
- 第353条(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)
- 第354条(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)
- 第373条(固定資産税に係る滞納処分)
- ※事務取扱要領などは存在しないが、執行停止事務マニュアル及び滞納整理事務の手引き((公社) 東京税務協会)・業務指示書に沿って事務手続き、滞納管理などを行っている。

担当部局

財務部 納税課

抽出元項目

令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)

対象	件数	抽出件数
督促状発送 (国保税以外)	129, 882 件	65 件
催告	51,633 件	65 件
財産調査	293, 675 件	65 件
		50 件
滞納処分	2,235件	(執行停止、不納欠損に
		て抽出された件数除く)
滞納処分の執行停止(新規適用)	668 件	36 件
①1 号 差押え可能財産なし	①546 件	①21 件
②2号 生活保護	②107件	②10件
③3 号 差押え可能財産不明	③15件	③1件
不納欠損処分	541 人	43 人
①即時	①154 人	①18 人
②3 年	②305 人	②15 人
③5 年	③ 82 人	③10 人

手続きの流れ

納税者が納期限までに固定資産税を納付しない場合、滞納の発生となる。その場合、以下のような流れで滞納整理事務が行われる。

- ①滞納の発生の把握
- ②督促状の発送による納税の催告
- ③催告書の発送による納税の催告
- ④財産の調査
- ⑤滞納処分(財産の差押え、交付要求・参加差押、財産の換価、換価代金等の配当要 求等)
- ⑥滞納処分の執行停止
- ⑦不納欠損処分

1. 滞納の発生

滞納の発生とは、納期までに納付せずに納期限を経過した状態をいう。

従って、納税者本人が納付を失念していたり、失踪したり死亡したりした場合、家族が 第三者納税としてその納税を拒絶した場合なども、滞納の発生となる。

滞納が発生した場合、統合税務システムから抽出した納付情報を滞納整理システムに

取り込むことにより、滞納情報を把握・管理することになる。なお、納付情報が反映されている統合税務システムと滞納整理システムは連動している。

滞納の発生の実際の把握は、統合税務システムでの未納状況が滞納整理システムに自動的に反映されることにより行われる。

そのため、納期の翌日には自動的に滞納となるため、網羅性の問題や、恣意性が介入することは無い。

2. 督促状の発送

督促状の発送とは、納期限までに納付が行われなかった場合に納付を促す書類で、法令にて発送義務が定められている(地方税法第371条等)。

具体的には、納税者または特別徴収義務者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならない。

督促状の発送に際しては、納税者一人一人に対して決裁を受けるのではなく、一括の決裁を得ることとなっている。

実際の督促状の発送は、統合税務システムより抽出したデータを滞納整理システムに 取り込み、未納情報(納税者名、住所、納付税額、通知書番号など)を作成委託業者に渡 して督促状を作成してもらう。この際、未納情報から特定の個人などを外すことなどのデ ータの加工は出来ないため、未納情報からは漏れなく督促状が作成される。

作成委託業者に渡された未納情報のデータの加工は作成委託業者でもできないため、 督促状は漏れなく作成される。また、未納者の情報は USB メモリを介して作成委託業者 に渡されるが、そのデータは適切に管理されており、督促状の作成後は返還されることに なっている。

督促状の発送について、滞納者情報を集約する日(締め日)は督促状発送日前日から数えて4営業日前としている。これは、集約日後から発送日までの期間をなるべく短くすることで、督促状発送後に発生することが予想される「納付したが督促状が届いた」という市民からの問い合わせを最小限に抑えるためである。

督促状の作成委託業者からの納品日は督促状発送日前日から数えて 1 営業日前、発送日は 20 日(土日祝祭日は 20 日より前に発送)としている。

督促状は滞納者に対し発送しており、令和 2 年度は住民税・軽自動車税を含めて、129,882 件を発送している(固定資産税のみは57,314件)。

実際の発送にあたり、発送日、発送先件数、未納税額などについて決裁権限者の決裁が 行われている。 また、督促状の発付は、納税の後. 通及び差し押さえの要件という2つの側面を有している。そのため、滞納処分に移行する際には督促状の返戻がないことや公示送達の手続きがなされているかについて確認が行われることになる。

また、発送前日までに納付が行われる可能性も考えられるため、集約日後から督促状の納品日までの納付を確認し、未発送リストを作成して発送を差し止めるようにしている。 発送の際には未発送リスト分について、郵便発送者の他に他の職員が未発送の件数について二重にチェックを行うことで、未発送を適切に管理している。

なお、未発送、つまり間引きした督促状については保管や管理などは行っていないものの、未発送リストに基づいて件数などの把握は出来ている。

3. 催告の手続き

催告の手続きとは、督促状の納期限までに納付が行われない場合に納付を促す書類で、 法令にて発送義務は定められていない。

そのため、他の市町村が年に数回程度行う場合が多いのに対し、大分市では毎月催告状を送付することで収納率を高めている。

なお、催告は法令上の義務となっていないことから内部の稟議・決裁は行われていない。

実際の催告状の発送は、毎月6日頃(休日等により変更有)までに納期経過分の納付が 無い場合に、未納情報を作成委託業者に渡して催告状を作成してもらう。

なお、催告書作成の際は督促状と同様に、未納情報から特定の個人などを外すことなど のデータの加工は出来ないため、未納情報からは漏れなく催告書が作成されることにな る。

17 日頃に納品される催告状のうち、納品日以降から 18 日頃までに納付された分、または、納付の確約が得られた分の発送を止め、19 日頃に一斉発送を行うこととなっている。 催告書は滞納者に対し発送しており、令和 2 年度は 51,633 件を発送している。ただし、

発送前日までに納付確認がとれた場合、または近日納付約束中、差押予定、分納中などの対象者などに該当する場合は未発送としているが、その件数については把握していない。

4. 財産の調査

財産の調査とは、滞納整理を進める過程において滞納者の納付能力の判定や執行のために滞納者の財産の有無やその財産についての権利関係、換価価値などについて調査することをいう(国税徴収法第141条、地方税法第298条、地方税法第353条)。

調査対象は、官公署、金融機関、勤務先、取引先、滞納者の財産を占有する第三者に対して財産調査を行い、対象とする財産は給与、預貯金、生命保険積立金、不動産、動産、

自動車、売掛金などすべての財産が該当する。

しかし、金融資産などを換価性のある資産として認識しているため、預金や生命保険積立金などの金融資産の調査が主となっている。

具体的な財産調査の方法については、県内に本支店がある地方銀行・都市銀行、国内の 生命保険会社などの金融機関等に文書で調査を依頼することになる。

実際の預金残高の調査手続きにあたっては、まず地場の金融機関に一人一人文書で照会している。通常は紙で提出するが、大分銀行のみは USB メモリでのデータで一覧を渡すことになっている。

なお、各金融機関には紙ベースで照会を行い、紙ベースで結果報告を受けているため、 多くの時間と手間がかかっている。

また、不動産の調査については、大分市内に所在する物件については、滞納整理システム財産の内容を閲覧できる。

一方、大分市外に所在する固定資産についての調査については、関係市町村に実態調査を行っている。その際には、名前と住所で他の市町村に照会をかけることになるが、やみくもに照会をかけるのではなく、過去の住所地の市町村など絞りながら行っている。ここでの調査ではマニュアルなどは存在しないものの、班内のモニタリングを通じて、段取りや手法などを共有して成果を高めている。

因みに、預貯金や生命保険金などの債権の差押えでほとんどを回収できており、不動産の調査と差し押さえの件数は少ない。

次に、実態調査にて入手した情報は、大分市内に保有する固定資産を除き、滞納整理システムへ手入力をおこなっていく。入力の際には入力担当者の入力後に、別担当者が紙の資料と入力画面を確認して、入力漏れや入力ミスを確認している。

なお、大分市内に保有する固定資産は統合税務システムから滞納整理システムへ自動 的に取り込めるため、転送のチェックなどは行っていない。

財産調査の結果は、納税者ごとに滞納整理システムや紙ベースで、担当者が管理している。調査結果の財産額や調査内容などについては、担当職員には徴税吏員としての調査権限(地方税法第 298 条第 1 項)が法律上付与されていることや、財産調査自体が処分行為には当たらないため、財産調査に係る内部の稟議・決裁手続きは行われていない。

5. 滯納処分

滞納処分とは、財産の差押え(地方税法第331条第1項)、交付要求・参加差押(地方税法第373条第4項、第5項)、財産の換価(国税徴収法第89条、第94条、第67条)、換価代金等の配当をさす。

滞納処分の行政目的(公益性)は、「国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保すること」とされている。

徴税吏員は、自力執行権によって滞納処分を行い、強制的に滞納税を徴収することができるとされている(国税徴収法第47条、地方税法第331条、第373条)。

・財産の差押え

財産の差押えとは、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないと義務付けられている。

具体的には、滞納者の財産処分を制限し換価できる状態に置く強制処分を行うことであり、債権(国税徴収法第62条)、不動産(国税徴収法第68条)、動産・有価証券(国税徴収法第56条)、無体財産権(国税徴収法第72条)等の資産の差押えをいう。

財産の差押えは、財産を強制的に換価して租税債権の回収を実現するために、あらか じめ財産を保全することを目的として行われる。従って、差押えの結果の効力として、 財産の処分が制限され、時効の成立までの期間が延長されるまでため、財産の保全、換 価が行いやすくなる。

差押えに際しては、原則として督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以 後でなければならない。

債権の差押えとは、国税徴収法上の債権について、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権をいい、売掛金、銀行預金、賃貸料、敷金、給料などの債権を差押えることをいう。

不動産の差押えとは、国税徴収法上の不動産について次のものを差し押えることをいう。民法に規定する不動産(土地及びその定着物)、不動産を目的とする物権(地上権および永小作権)、不動産とみなされる財産(立木法による立木、工場財団、鉱業財団等)、不動産に関する規定の準用がある財産(鉱業権、漁業権等)、不動産として取り扱う財産(鉄道財団、軌道財団及び運河財団)などが該当する。

動産の差押えとは、国税徴収法上の動産について次のものを差し押えることをいう。 金銭、外国通貨及び金券(郵便切手、収入印紙等)、未完成の建物(登記ができない程度のもの)、未分離の果実(動産として取り引きされるもの)、登記できない船舶(総トン数20トン未満の船舶等)、登録のない航空機(グライダー等)、登録のない自動車、登記のない建設機械、従物である動産(民法第87条)などが該当する。

無体財産権の差押えとは、国税徴収法上の無体財産権を差し押さえることをいう。無体財産権とは、動産又は有価証券の差押え、債権の差押え及び不動産等の差押えに関する規定の適用を受けない財産をいう。具体的には、電話加入権、特許権、ゴルフ会員権、

振替社債等(国税徴収法第72条第1項)などを差し押さえることが多い。

差押えの手順については、以下のような流れになっている。

①差押え財産の選択

差押え対象となる財産のうち、どの財産を選択するかは差押えを執行する徴税 吏員の裁量にゆだねられているものの、第三者の権利を害することが少ない財産、 換価が容易な財産、滞納者の生活の維持または事業継続に与える影響が少ない財 産、が選択されることが多い。

②差押調書の作成

差押調書とは、差押の事績を記録証明するもので、財産を差し押さえたときに作成される。差押調書には、滞納者の氏名及び住所、差押えに係る租税の年度・税目・期別・納期限及び金額、差押え財産の名称・数量などが記載される。

③債権差押通知書・差押調書謄本の交付

差し押さえた財産が不動産の場合は債権差押通知書、現金や預金・有価証券・その他の動産などの場合は差押調書謄本を滞納者に特定記録郵便で送付する。

なお、債権を差し押さえるときは、その債権の額が徴収すべき額を超える場合で あっても、債権の全額を差し押さえる。

実際の差押えの際には、差し押さえる財産の種類より手法が異なる。

現金や有価証券・自動車などの動産の場合は実際に徴税吏員が占有(事実上の支配下に置くことで持ち帰ることを意味する)する。

預金などの債権の場合は、第三債務者に債権差押通知書を特定記録郵便で送達 することで行う。滞納者に対しては差押調書謄本を交付して、債権の取立て、その 他の処分を禁止する。

不動産を差し押さえる場合は、差押調書謄本を滞納者へ送達することによって 行う。その場合、第三者への対抗要件を備えるために、差押登記を関係機関に嘱託 する。

財産の差押前は、差押決議書兼差押通知決議書(明細書添付)を作成し、部長の決裁 が行われる。上記の決議書には滞納税額と差押可能財産が記載される。

・交付要求・参加差押

交付要求とは、滞納者の財産に対して強制換価手続が行われている場合において、滞納税への交付(配当)を求める手続である(地方税法第373条第4項)。

なお、交付要求は、滞納処分の一種であるが、自ら強制的に滞納国税の徴収を実現させるものではなく、この点において差押え、換価及び配当と異なる。

参加差押えとは、交付要求の一つとして行われるものであり、先行の差押えにより換

価がされた場合の配当を受ける効力や時効の完成猶予の効力は交付要求(狭義)と同様である(地方税法第373条第5項)。

しかし、交付要求(狭義)の場合は、先行の差押えが解除されたときにはその効力を 失うこととなるのに対し、参加差押えの場合は、先行の差押えが解除されたときは、参 加差押えをした時に遡って差押えの効力が生じ、その後はその差押えに基づきその財 産の換価処分ができることとなる(国税庁事務運用指針第4章)。

交付要求の方法としては、強制換価手続の執行機関に交付要求書を交付することによって行う。交付要求をした場合には滞納者に対し、交付要求通知書により通知を行う。

参加差押の手続きとしては、参加差押調書を作成し、参加差押書を滞納処分による差押えをした行政機関等に交付することによって行う。参加差押えをした場合には、滞納者および質権者等の利害関係人に対し、参加差押通知書により、その旨を通知する。

交付要求および参加差押えにより配当を受けた際は、換価代金の配当等の手続きに 従って手続きを行う。

・財産の換価

滞納処分による財産の換価とは、差押えに係る国税を徴収するために、債権者である 国が、差し押さえた財産を強制的に金銭に換えることをいう。通常、換価といえば差押 財産を売却することを指すが、広義の換価には、債権、有価証券、無体財産権等の金銭 による取立ても含まれる。

差押え又は特定参加差押え(国税徴収法第89条の3第1項第1号に規定する特定参加差押えをいう。以下同じ。)をした滞納者の財産を売却し、その売却代金をもって滞納国税を早期かつ確実に徴収することを最終の目的として実施するものであり、国税債権の確保に向け、法令の規定に基づいて着実に進めていく一連の滞納処分の締めくくりとしての性格を有している。

差押財産等の換価は、その売却代金をもって滞納国税を徴収するために行うものであり、滞納者の意思にかかわらず売却する以上は、可能な限り高価有利に売却するよう努めなければならないとされている。

従って、換価に当たっては、公売広報の充実及び買受希望者の利便性の向上を図ることにより、可能な限り多くの人が公売に参加できる環境を整備し、公売市場の拡充に努める必要がある(国税庁事務運用指針第1章)。

換価の方法としては、原則として自由競争により売却する公売によって行われるが、 公売が不適当とする場合に限り特定の者に売却する随意契約が行われる。

公売の手続きは以下の流れで行われる。

- ①公売に当たっては、滞納者に対し公売の予告通知を行うことで(公売予告通知書を送付)、自主的納付を促すとともに、公売実施に伴って生じやすい紛争を未然に防止する。
- ②差押手続きに必要な書類の準備と保管が必要である。
- ③差押財産を公売するに当たり、広い範囲で高く買受けをしてもらう必要があるため、公告をする必要がある。公告をした時は、滞納者等に通知する必要がある。
- ④公売をしようとする際は、見積価額を決定しなければならない。この場合は、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考にすることが出来る。不動産などの公売においては、見積価額の公告が必要となる。
- ⑤公売の方法は、入札またはせり売りの方法によることになる。
- ⑥公売後、買受人から納付期限までに現金もしくは銀行振り込みで納付を受ける 必要があり、納付後に換価財産の所有権が買受人に移転することになる。

上記の手続きを経て換価された財産額の限度において滞納者から換価に係る租税を 徴収したものとみなすことになる。

・ 換価代金等の配当

換価した財産の配当とは、差押財産の売却代金、債権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭など滞納処分に基づいて得た金銭を、滞納処分費及び滞納国税に充当するとともに他の債権者に配分し、残余金があれば滞納者に交付する手続のことをいう(国税徴収法第5章)。

配当すべき金銭は、次のとおりである(国税徴収法第128条)。

- ①差押財産の売却代金
- ②差し押さえた有価証券、債権等の取立てにより第三債務者等から給付を受けた金 銭
- ③差し押さえた金銭
- ④交付要求により交付を受けた金銭

ここで、滞納処分費とは、国税の滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価、修理に関する費用及び債権等の取立費用並びに配当に関する費用をいい、通信費は含まれない(国税徴収法第136条)。

配当についての手続きについては、差し押さえた財産を換価した結果を示した配当 計算書を作成する。配当計算書は換価した財産とその金額、日時などが財産別に記載さ れている。

また、その換価金額のうち滞納額に充当した金額を充当決議書、財産の換価額を充当してもなお余った場合に納税者に還付する金額まで記載される配当充当金の内訳書などが作成され、決裁を受ける。

6. 滯納処分の執行停止

滞納処分の執行停止とは、滞納処分を執行すると滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合、滞納処分の実益がない場合及び滞納処分の対象となる財産がない場合等において職権で強制徴収の手続きを停止するものをいう(地方税法第 15 条の 7、執行停止事務マニュアル(執行停止要領)、大分市事務決裁規程別表第 2 財務部納税課に関する事項の項第 5 号及び同市民部国保年金課に関する事項の項第 8 号に規定する滞納処分の執行停止基準)。

実際に滞納処分の執行停止を行う際には、「差押え可能な財産無し」または「財産皆無」とする必要がある。

財産皆無とは、滞納処分の執行停止をするかどうかを判定する時において、既に差し押さえた財産及び差し押さえの対象となり得る財産の処分予定価額が、滞納処分費(判定事後のものに限る)又は法の規定により徴収金に優先する債権額を超える見込みがない場合をいう(大分市事務決裁規程別表第2財務部納税課に関する事項の項第5号及び同表市民部国保年金課に関する事項の項第8号に規定する滞納処分の執行停止基準第2条)。

なお、国税徴収法第 153 条第 1 項は、「税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。」と規定している。

1号 差押え可能財産無し

予め決められた財産調査を行った上で、差押え可能な財産が無い場合に該当 し、滞納処分の執行停止が行われる。

2号 生活保護

生活保護世帯に該当することにより滞納処分の執行停止が行われる

3号 差押え可能財産不明

予め決められた財産調査を行ったものの、居所不明、職業・勤務先不明、財産不明などの場合に該当し、滞納処分の執行停止が行われる。

具体的な手続きとしては、以下のとおりである。

財産調査の過程で差押えが可能な財産が無いことが判明した場合においては、滞納 処分の執行停止を法令に基づき行っている。

滞納処分の執行停止 2 号の条件が生活保護に該当するため、滞納処分の執行停止に 該当するかを確認する目的で情報の照会をかけている。生活保護世帯に該当した後も、 差押可能財産の発見や資力が回復した場合は、執行停止を解除することが可能である。

財産調査後に、居所、職業・勤務先などが不明になった場合、統合税務システムや滞納整理システムにて居所・職業や勤務先の調査を行っている。

7. 不納欠損処分

不納欠損処分とは、滞納処分を執行した場合において、地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、納付納入義務を直ちに消滅させることができる制度をいう。(地方税法第 15 条の 7 第 5 項)

具体的な条件としては、執行停止マニュアルの執行停止要領に定められている。

- 即時欠損
 - 1号の執行停止で財産皆無の場合かつ以下に該当する場合
 - ①相続人が不在の場合又はすべての相続人が相続を放棄した場合
 - ②解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みが全くない法人について、滞納処分の執行をする財産がないとき、又はその所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産がともに不明である時
 - ③外国人が出国した時(出入国在留管理通知により転入通知未処理、住民記録消除)
 - ④その他

軽自動車税のうち、すでに廃止済みであることが確認できるもの 日本人で国外に転出し、日本への帰国の見込みがないと推測されるとき (原則 即時欠損にはしないが要協議)

即時欠損処分を行う場合、差押え可能な財産が無い、または財産皆無と認定される必要がある。

なお、財産皆無が前提の条件となっているが、換価価値が低い場合も即時欠損となるケースも認められる。

次に、時効期間が満了した場合は、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することもできない。

滞納者が時効の消滅を主張しなくても絶対的に徴収権は消滅し、また、時効の利益を放棄することはできない。(地方税法第18条)

内容としては、以下の通りとなる。

• 不納欠損

死亡者などに課税することは出来ないため、対象となる財産の相続人に賦課替えを行うが、相続人が不明な場合などには賦課替えも出来ないため(現法律では 所有者課税であり、使用者課税は取り入れられていない)、不納欠損処理を行う ことになる。

- 時効欠損
- ・3 年時効(地方税法第15条の7第4項)と5年時効(地方税法第18条(地方税の消滅時効)がある。

不納欠損処分の発生状況

年度	地方税法第 第4 (3 年で		第:	515条の7 5項 こ消滅)	地方税法 (5 年消	
	件	千円	件	千円	件	千円
平成 30 年度	621	10, 825	446	22, 885	140	1, 235
令和元年度	434	8, 845	549	11,828	83	634
令和2年度	353	2, 848	481	5, 681	91	2, 544

・時効の中断

以下の事由が起こった場合は、時効が中断し、その中断事由が終了した日の翌日から 改めて時効が進行する。(地方税法第 18 条の 2)

- ①納付納入に関する告知
- ②督促(発した日から起算して10日を経過した日まで中断)
- ③交付要求
- ④差押え
- ⑤承認

8. 利害関係管理・情報管理

• 利害関係管理

利害関係(身内や知り合い)の把握については、滞納整理の地区担当替えの際に、新たな担当者の居住地(生活圏)と滞納整理の担当地区が重ならないよう話を聞きとりながら対応を行っている。利害関係がある場合は、替わりの職員が対応するなど、その状況に合わせた方法で対応している。

また、職員が差押物件の買手になることは法令で禁止されており、国税徴収法第92条で買受人の制限が行われている。

•情報管理

滞納整理システムにて滞納者、滞納金額、納付・納入状況、折衝記録などの全てを管理しているが、滞納者への画面へのログインは職員であれば誰でも可能であり、急な対応などができるようになっている。

ログイン後は、最初にログインした担当のみが入力可能であり、それ以降に滞納者へログインした場合は閲覧のみが可能である。

また、システムへのログインは各人のパスワード、ID カード、指紋認証が可能であることから、担当職員のなりすましは出来ないようになっている。

滞納整理システムへの入力は全てログが残される仕組みになっており、閲覧履歴につ

いてもログが残されている。滞納整理システムへのログインは一定時間が経過すると自動的にログアウトとなる。

また、机上へ資料などを出したままにすることは内部ルールで禁止されており、また夜間は自動的にパソコンがシャットアウトされることで情報管理・情報漏洩対策を行っている。

監査手続と結果

監査手続

血且于於

1. 滯納の発生

・滞納の発生が適切に把握され、管理できるよう、基準は適切に定められているか。 また、適切に管理体制が設けられ、実行されているか。

監査手続の結果

・納付情報が反映されている統合税務システムと滞納整理システムは連動しており、統合税務システムから抽出した納付情報を滞納整理システムに取り込むため、滞納情報は適切に把握・管理されている。

令和2年固定資産税、第1期(4月30日) 納期限の滞納の発生について、統合税務システムと滞納整理システムの未納情報を確認 したところ、件数と金額は一致しており、適 切に取込みが行われていることを確認した。

2. 督促状の発送

- ・督促状の発送が適時、適切に行われるよ う、基準が適切に定められているか。
- ・督促状の発送は基準に従い、適切に行われているか。
- ・督促状の作成は、納付状況を反映した統合 税務システム上の未納情報を自動的に取り 込んだ滞納整理システムのデータをから作 成される。そのため、督促状は適切に作成さ れると判断できる。
- ・督促状の発送について、作成された督促状のうち、発送当日の午前中まで納付が行われた分については発送を行わないため、未発送リストを作成し、手作業で抜き取りを行う。 その際には、郵便発送者の他に他の職員が未発送件数について二重チェックを行うため、抜き取りミスによる発送漏れは生じないと判断できる。

3. 催告の手続き

- ・催告の手続きが適時、適切に行われるよう、基準が適切に定められているか。
- ・催告の手続き(文書、電話、訪問)は基準に従い適切に行われているか。
- ・催告状の発送が全件金額ミスなく発送されるかについては、督促状の発送と同様の手続きが行われている。
- ・催告状の発送が全件漏れなく発送されるかについては、未発送件数の把握が行われていないが、その後の納付状況からは問題なく発送が行われていると判断できる。

なお、催告状の発送は法令に基づくものではないものの、催告状で納付が促進されれば 滞納処分を行わずに済むため、毎月の催告状 の発送を継続することが望ましい。

発送前に納付が行われた納税者には催告 状を発送しない件については法的には問題 は認められない。

一方、他の未発送の条件は、近日納付約束、 差押予定、分納中などとなっており、明確な 定義や条件は決まっているものの、催告書の 発送の適否については原則、滞納者の状況を 把握している徴税吏員が判断している。

なお、常習滞納者に対しては、過去の経緯、 財産調査の結果等を踏まえて催告書を発送 せずに差押を執行する場合がある。

4. 財産の調査

- ・財産の調査が適切に行われるよう、基準 は適切に定められているか。
- ・財産の調査は基準に従い、適切に行われているか(質問、検査、捜索)。

・滞納整理システムを閲覧した結果、財産の 調査は基準に従い、適切に行われていると判 断できる。

納税課職員は市長より滞納処分に関する職務権限を与えられていることから財産調査の結果についての上司への報告義務や共有する義務は無く、調査の結果を滞納整理システムに入力することで報告に代替して

いる。

・財産調査については、差押着手の遅れ防止や納付相談時の適切な判断の棄損となる最も重要な滞納整理業務の1つである。上司への報告義務は無く、尚且つ、担当班内で相互にモニターされているものの、ミスや恣意性を排除するための統制環境の構築は必要であると考えている。

実際の調査の手続きにあたり、各金融機関に紙ベースで申請を行い、紙ベースで結果報告を受けているため、多くの時間と手間がかかっている。

特に金融機関(銀行)への照会は年間400,000 件の申請を超えており、デジタル化を進めることで時間や手間を減らせ、情報収集・入力を自動化することが出来るため、大きな成果が見込まれる。

今後はデジタル化を積極的に進めることが必要であり、業務の効率化が図れる RPA の活用や預貯金照会の電子化、預金の一斉差押の拡大について民間スキームの導入を検討することが望ましい。

(意見)

大分市内に所在しない不動産等の財産調査については、情報の収集手段が乏しく、調査が困難な状況にある。

市外の財産については関係市町村や関係 する税務署等とより連携を強める必要があ る。

(意見)

5. 滞納処分

- ・財産の差押え、財産の換価、換価代金等 の配当が適時、適切に行われるよう、基準 は適切に定められているか。
- ・財産の差押え、財産の換価、換価代金等 の配当は基準に従い、適切に行われている か。

・財産の差押え

差押えに際しては、原則として督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日より後でなければならないが、抽出して検討した案件すべてにおいて、12 日以上が経過していた。

差押の手順について、差し押さえ対象となる財産の選択は徴税吏員である担当者に委ねられている。通常は最も効果的かつ効率的に差押が可能な金融機関への預金が最優先される。

大半は預金の差押えが実施され、預金以外 では給料や債権、保険等が差し押さえられ る。

滞納者の生活等の維持に影響を与えるような財産は選択されていなかった。

差押えにあたり作成する差押決議書兼差 押通知決議書は適切に作成、保管されてい る。

差押調書(謄本)の交付に当たっては、特定記録郵便にて適切に送達している旨、或いは宛先不明で到着していないため公示送達の手段が取られていることを確認した。

預金などの債権を差し押さえるための債権差押通知は、第三債務者に到着した旨の特定記録郵便が適切に保管されていた。

また、不動産を差し押さえる際の差押登記 手続きは適切に嘱託され、実際に登記が行わ れていることを確認した。

財産差押前は差押決議書兼差押通知決議 書が適切に作成され、決裁を受けていること を確認した。

・交付要求・参加差押交付要求は強制換価手続の執行機関に交

付要求書を交付することによって行われる が、滞納者に対し、交付要求通知書による通 知は適切に行なわれていた。

参加差押の手続きとして、参加差押決議書 兼参加差押通知決議書、参加差押書、参加差 押通知書は適切に作成・交付されていた。

・財産の換価

換価の方法としては、原則として自由競争により売却する公売によって行われるが、公売手続きに必要な書面は適切に作成・交付・保管されていること確認した(公売予告通知書、差押に関する一見書類、公告の通知)。

公売における公告については、適切に掲示 されていることを確認した。

公売後の買受人からの換価代金の納付は 全て適切に行なわれていた。

・ 換価代金等の配当

差し押さえた財産を換価した際に作成される配当計算書は適切に作成されていることを確認した。

また、その換価金額のうち滞納額に充当した金額を充当決議書、財産の換価額を充当してもなお余った場合に納税者に還付する金額まで記載される配当充当金の内訳書は適切に作成され、決裁を受けていることを確認した。

6. 滯納処分の執行停止

- ・滞納処分の執行停止が適時、適切に行われるよう、基準は適切に定められているか。
- ・滞納処分の執行停止は基準に従い、適切に行われているか。
- ・滞納処分の執行停止基準は適切に定められ、執行停止は適時・適切に実施されている。 但し、滞納処分の執行停止の判定において、不動産の処分予定価額及び滞納処分費の 算定が行われておらず、不動産の年税額が判 断基準とされている事例が多く見られた。

・基準となっている執行停止マニュアル (執行停止要領)等には金額等の詳細な基準や不動産の処分予定価額の算定方法等は定められておらず、恣意性の介入可能性がある。

不動産等の処分予定価額の算定方法等、金額基準や条件基準などの客観的な基準を設けることが必要と考える。

また、財産調査後に生活保護世帯に該当することになった場合、適切に執行停止手続きは行われていた。

しかし、生活保護世帯に該当することとなった日付は滞納処分時となっており、滞納処分までの時間が長期にわたることで、新たに生活保護世帯に該当することもある。

財産調査後に、居所、職業・勤務先などが 不明になった場合、統合税務システムや滞納 整理システムにて居所・職業や勤務先の調査 が適切に行なわれていた。

しかし、差押え可能な財産が差押え前に売 却されてしまった場合などは、差押手続きの 妨害として、他の財産の差押えを検討はして いるものの、他に財産が無い場合は不納欠損 処理を行わざるを得なかった。

このような場合、法人に限定されるが、法人の取締役は通常であれば会社と連帯して債務を負うことはないが、会社財産への詐害行為、競業避止義務違反、利益相反取引など、一定の要件を満たせば債権者が取締役個人への責任追及をすることが可能である。実際の適用は容易ではないかもしれないが、租税の公平性を確保する観点から滞納税の納付に誠実に対応しない経営者に対しては、適用の可能性があれば活用していくことが望まれる。

- ・取締役に対する第 3 者責任追及の可能性 (会社法第 429 条)
- ・競業避止義務(会社法第356条第1項)
- ·利益相反取引(会社法第356条)

7. 不納欠損処分

- ・不納欠損処分が適時、適切に行われるよ う、基準は適切に定められているか。
- ・不納欠損処分は基準に従い、適切に行われているか。

・不納欠損処分に関する基準は適切に定められ、実際の不納欠損処分は基準に従い、適時、 適切に行われていることを確認した。

即時欠損処分を行う場合、差押え可能な財産が無い、または財産皆無と認定される必要がある。

即時欠損の判定において、不動産の処分予 定価額及び滞納処分費の算定が行われてお らず、不動産の年税額等が判断基準とされて いる事例が多く見られた。

・不納欠損処分の基準として執行停止マニュアル (執行停止要領) が用いられており、基準となっている執行停止マニュアル (執行停止要領) 等には、不動産の処分予定価額の算定方法や金額等の詳細な基準は定められておらず、恣意性の介入可能性がある。

不動産の処分予定価額の算定方法や金額 基準や条件基準などの客観的な基準を設け ることが必要と考える。

(意見)

滞納整理事務に係る書類については、決議 書は保管しているが、その他の書類(戸籍謄 本や財産調査結果等)は、完納になるまでは 保管するが、以後、廃棄している。

滞納整理事務にかかる判断に関わる重要な資料であるため決議書と同様に保管する 方が望ましい。

(意見)

8. 利害関係管理・情報管理

・滞納処分や差し押さえなど、恣意性の入る余地が高い手続きが存在している。

· 利害関係管理

利害関係の範囲等について定めや規程は 整備されていない。

利害関係について、具体的に明確な規定を することが望ましい。

(意見)

また、利害関係のチェックについて文書が 残されていないためどのような確認を行っ たか不明である。

利害関係チェックに係る文書を残すこと が望ましい。

(意見)

なお、参考として、税務職員の場合は以下 のように規定されている。

国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となった財産を直接であると間接であるとを問わず買い受けることができないこと(国税徴収法第92条後段)。

(注)上記の国税に関する事務に従事する 職員とは、国税庁、国税局、税務署又は税関 に所属する全ての職員をいうものとして取 り扱うことに留意する(徴基通第 92 条関係 3)

•情報管理

滞納整理システムにおける情報の管理は 適切にルール化されており、適切と判断でき る。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき 事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

4. 財産の調査

財産の調査の手続きにあたり、各金融機関に紙ベースで申請を行い、紙ベースで結果報告を受けているため、多くの時間と手間がかかっている。特に金融機関(銀行)への照会は年間 400,000 件の申請を超えており、デジタル化を進めることで時間や手間を減らせ、情報収集・入力を自動化することが出来るため、大きな成果が見込まれる。

今後はデジタル化を積極的に進めることが必要であり、業務の効率化が図れる RPA の 活用や預貯金照会の電子化、預金の一斉差押の拡大について民間スキームの導入を検 討することが望ましい。

大分市内に所在しない不動産等の財産調査については、情報の収集手段が乏しく、調査が困難な状況にある。市外の財産については関係市町村や関係する税務署等とより連携を強める必要がある。

7. 不納欠損処分

不納欠損処分の基準として執行停止マニュアル(執行停止要領)が用いられており、 基準となっている執行停止マニュアル(執行停止要領)等には、不動産の処分予定価額 の算定方法や金額等の詳細な基準は定められておらず、恣意性の介入可能性がある。

不動産の処分予定価額の算定方法や金額基準や条件基準などの客観的な基準を設けることが必要と考える。

滞納整理事務に係る書類については、決議書は保管しているが、その他の書類(戸籍 謄本や財産調査結果等)は、完納になるまでは保管するが、以後、廃棄している。

滞納整理事務にかかる判断に関わる重要な資料であるため決議書と同様に保管する 方が望ましい。

8. 利害関係管理・情報管理

利害関係の範囲等について定めや規程は整備されていない。利害関係について、具体的に明確な規定をすることが望ましい。

利害関係のチェックについて文書が残されていないためどのような確認を行ったか

不明である。利害関係チェックに係る文書を残すことが望ましい。

第8 減免に関する監査手続と結論

(1) 固定資産税の減免の申請手続きについて

監査の要点 | 固定資産税の減免の申請手続きは適切に行われているか。

監査の要点

- ・固定資産税の減免の各種事務は関連法令に従い、公平かつ適切に実施されているか。
- ・固定資産税の減免の理由の判定は明確かつ適切に行われているか。
- ・固定資産税の減免の実情の把握(実地調査)は適切に行われているか。
- ・固定資産税の減免に関する根拠資料の保管は適切に行われているか。
- ・担当部局内の職務分掌、および確認手続きは効果的かつ効率的に行われているか。

定義

(1) 減免

減免とは、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除される制度であり、貧困による減免、公益による減免及び災害による減免が存在している(地方税法第367条)。

貧困による減免とは、生活保護世帯に認定された場合、あるいは、生活保護受給基準以下 の収入(私的援助)であることを調査し認定された場合に行われる。

貧困による減免の対象となる資産とは、公私の扶助を受ける者の所有する固定資産すべて が該当する。

公益減免とは、公益上の理由から公益のため直接専用する固定資産に対して、固定資産税を減免することができる制度である。

公益減免の対象となる資産とは、土地の場合は公益性の高い私道など、家屋の場合は公益性の高い、公民館、公衆浴場、消防団詰所、防災倉庫など、償却資産の場合は医師会所有の資産、商店街所有のアーケードなどが該当する(地方税法第367条、大分市税条例第60条第1項、同条例施行規則第6条)。

根拠法

【地方税法】

第367条(固定資産税の減免)

【大分市税条例】

第60条(固定資産税の減免)

【大分市税条例施行規則】

第6条(固定資産税の減免)

【大分市固定資産税減免取扱要領】

第3条(固定資産税の減免)

担当部局

財務部 資産税課 管理担当班・土地担当班・家屋担当班・償却資産担当班

抽出元項目

令和2年度中申請分(R2.4.1~R3.3.31)

担当課·担当班	新規・継続	件数	抽出件数
管理担当班	令和2年度	286 件	40 件
(貧困による減免)	継続	237 件	40 件
	令和2年度	135 筆	
土地担当班	7444件及	(69件)	(20件)
(公益減免)	継続	4,837 筆	継続申請が必要な
	州	4,007 丰	件数 (3 件)
家屋担当班	令和2年度	23 件	(12件)
	《公益減免》 継続		継続申請が必要な
(五重吸丸)	州	980 件	件数 (8件)
償却資産担当班	令和2年度	9件	9件
(公益減免)	継続	7件	7 件

手続きの流れ

・貧困による減免について

貧困による減免とは、生活保護世帯に認定された場合、あるいは、生活保護受給基準以下 の収入(私的援助)であることを調査し認定された場合に行われる。

内訳としては、令和2年度申請分では、284件(うち新規47件)が生活保護受給を事由 としている。残り2件が私的援助である。

生活保護世帯の減免の手続きについては、固定資産税の減免申請書と生活保護世帯であることの証明が必要である。そのため、生活福祉課から生活保護世帯に認定された旨の証明書を添付して提出されることで決定している。

毎年、1月上旬に生活福祉課へ前年度の固定資産税減免申請一覧を提出し、継続して減免申請が必要であれば、ケースワーカーが生活保護受給者に固定資産税の減免申請書を記入してもらい、2月上旬を目途に取りまとめた後、資産税課へ提出している。

一方、私的援助を理由に減免を受ける場合、経済状態を確認する財産調査が必要となる。 そのため、固定資産税の減免申請書に加えて、財産の状況を証明するための資産申告書、収入申告書、世帯状況申告書、調査同意書、預貯金通帳コピー、身分証明書コピー、照会先一覧が必要となる。

財産調査の結果、「生活費基準額(生活保護基準額と同等)」が「預貯金」を下回る場合に 私的援助に基づく減免対象となり、減免決定決裁後に統合税務システムにその旨を入力した 後、更正決定決裁をとる。

公益による減免について

公益減免とは、公益上の理由から公益のため直接専用する固定資産に対して、固定資産税 を減免することができる制度である。一旦課税することになるが、大分市税条例により減免 としているものを言う。

減免の対象となる資産は、地方税法第367条に基づき、大分市税条例第60条第1項、同条例施行規則第6条に規定されており、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除される。

土地における公益減免では、公益性の高い私道などが該当する。

家屋における公益減免では、公益性の高い、公民館、公衆浴場、消防団詰所、防災倉庫などが該当する。

償却資産における公益減免では、医師会所有の資産、商店街所有のアーケードなどが該当する。

具体的には、大分市固定資産税減免取扱要領第3条の別表のとおりである。

	分類	用途
		公民館、集会所、防災・文化財保管倉庫等
	自治会又はその他これに類	公園及びスポーツ広場 (別途定める基準によるもの)
	するものが所有又は管理	消防団車庫・詰所・倉庫及び防火水槽
1	し、専ら公共的施設として	地区ごみ集積施設
	直接本来の事業の用に供す	地区給排水施設、汚水処理施設
	る固定資産	地区墓地管理事務所
		児童育成クラブ施設
	宗教法人に属するものでは	
	なく、不特定多数の人の信	祠、地蔵堂、観音堂、記念碑等
2	仰対象や顕彰対象となって	(ただし、個人の庭等に設けられ、かつ、専ら当該個人
	いるもの、及びその用に供	等特定人の信仰の対象となっているものを除く)
	している固定資産	
3	公共施設に準ずる施設とし	土地評価事務取扱要領に基づいて認定された「私道」の

	て使用するものにおいて直	用に供するもの
	接その用に供する固定資産	地方税法第 348 条第 1 項に掲げるものが取得した後、
		やむを得ない理由により賦課期日までに所有権移転の
		登記がされていないもので、概ね 3 月末までに登記が
		完了するもの
		賦課期日後に地方税法第 348 条第 2 項第 9 号から第 10
		号の 10 までに該当することとなった固定資産で、開設
		までの間に目的外使用で収益をあげていないもの
		(当該固定資産を所有するものが、賦課期日以後引き
		続き所有する物件)
		一般社団法人大分県医師会、一般社団法人大分県歯科
		医師会が所有し、かつ、医療又は学術の用に供されてい
		るもの
		大分県信用保証協会が所有し、かつ、本来の用に供され
		ているもの
		大分県弁護士会が所有し、かつ、公益の用に供されてい
		るもの
		公益財団法人大分県地域保健支援センターが所有し、
		住民健診事業に使用されているもの
	上記の外、公益のため直接	公益財団法人大分県産業創造機構が所有し、県産業創
4	専用する固定資産	造支援事業の用に供しているもの
	寺川りる回足貝座	一般財団法人大分県教育会館が所有する固定資産のう
		ち公共の用に供されているもの
		公益社団法人若しくは公益財団法人が公益目的事業の
		ため所有し、かつ、公共の用に供されているもの
		商店組合等が共同設置した公道上のアーケード及びこ
		れに附属する設備
		学校教育等の実習の用に供されているもの(田畑等)
		物価統制令第 4 条の規定に基づき大分県知事が入浴料
		金を定める公衆浴場の用に供するもの(軽減割合は、総
		務省取扱通知による)

新たに公益による減免を受けようとする者は固定資産税の減免申請書(納期限前 7 日まで)を提出する。

また申請書の他に、必要に応じて、①物件の所在図、②物件の字図、③物件の地積図、④物件の平面図、⑤使用状況を証するもの、を添付して提出する。

担当者は申請書等を確認し、現況調査を実施して、公益のため直接専用されているなどの 公益性の有無について判断する。なお、実務上は申請前の時点で現地調査によって状況は確 認済みであるため、減免申請後の聞き取り等により変更がある場合にのみ再調査を行う。

固定資産税の減免申請書を受領した後、公益性に問題がないと判断した場合に、担当者が 「固定資産税の減免について(伺い)」を作成し、必要書類(名寄せ帳、写真等)を添付の うえ、資産税課課長の決裁を受ける。

決裁後、固定資産GISまたは統合税務システムに該当する固定資産について減免コードを入力することで減免処理を行う。減免申請決裁後に減免決定通知を納税義務者へ送付する。

入力後の名寄帳を出力し一連の書面と併せて、土地の場合は、併用決裁用紙(電子承認&紙でも**√**マークで承認)で承認決裁を受ける。土地の場合は、土地担当班全員、資産税課の参事と課長の承認が必要である。

一方、家屋の場合は決裁用紙で決裁を受けており、家屋、土地及び償却資産の担当者、参 事補、参事、課長の承認が必要である。

前年度から公益による減免を受けており、当年度も引き続き公益による減免を申請する場合、固定資産税の減免申請書を新規の申請の場合と同様、納期限の7日前までに提出する必要がある。

必要に応じて各種資料を添付し、「固定資産税の減免について(伺い)」を作成し、一連の 資料と併せて承認を受ける。

減免の継続の適切性については現地調査を実施し、公益のため直接専用されているかについて変更がないかを確認する。確認後は固定資産GISまたは統合税務システムに登録し、減免申請決裁後に減免決定通知を納税義務者へ送付する。

なお、変更がない場合でも減免対象・減免対象外の区分を把握し、固定資産税の減免箇所 の確認をする。

監査手続と結果

監査手続	監査手続の結果
1. 減免の理由について	
・減免の理由は明確で合理的なものか。	・貧困による減免について
	生活保護世帯の減免については、法的に生
	活保護世帯として認定されている場合に限
	られるため、減免の理由としては明確であり
	問題は認められない。
	私的援助による減免については、貧困によ

る減免と同等の基準、審査に基づいて認められる場合に限られる。そのため、減免の理由 としては明確であり問題は認められなかった。

・貧困による減免について、令和 2 年度の申 請件数は 286 件であり、うち 237 件は前年度 からの継続であった。

それらのうち、40件について減免の要件を 正確に満たしているかを確認したところ、全 件について生活保護世帯として認定されて おり、問題は認められなかった。

新規·継続	件数	抽出件数
令和2年度新規	286 件	40 件
継続	237 件	40 件

公益による減免について

公益による減免については、法令に基づく 条件を満たすものに限られ、減免の理由とし ては明確であり問題は認められなかった。

公益による減免について、令和2年度の申 請件数と抽出件数はそれぞれ以下の通りで あった。

【土地】

新規·継続	件数	抽出件数
令和2年度	135 筆	(20 件)
新規	(69件)	(20 1十)
継続	4,837 筆	(3件)
継続申請が必要な件数		

【家屋】

新規・継続	件数	抽出件数
令和2年度 新規	23 件	(12件)
継続	980 件	(8件)

【償却資産】

新規·継続	件数	抽出件数
令和2年度 新規	9 件	9件
継続	7件	7件

これらついて減免の要件を正確に満たしているかを確認したところ、全件について公益減免申請書類は完備され、現地調査も適切に行われており、問題は認められなかった。

なお、固定資産税の減免で「有料で使用するものは除く。」は、非課税の「有料で借り受けたものがこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。」の取扱いと同様である。

よって、賃貸借等により有料で借り受けた場合などの固定資産については、減免の対象外となる。

公民館の使用料は"有料で使用する"と は異なり、公民館の利用は専ら公共の用に 供しており、使用料については、通常の維 持費にあたる実費程度の少額であるため、

「大分市税条例」第60条の(有料で使用するものを除く。)には、該当しないものとして取り扱い、その取扱いについて、「大分市固定資産税減免取扱要領」第3条に明文化している。

2. 減免の申請

・減免の申請書・添付書類は適切に作成され、決裁を受け、保管されているか。

・貧困・公益による減免の申請書は適切に作 成され、決裁を受け、保管されていることを 確認した。 ・減免が複数年に渡る場合、申請の理由は毎年確認しているか。

なお、申請書に固定資産の評価額を記入する箇所があるが、申請時は、年度当初で納税 通知書が届いていないこともあり、評価額の 記入が出来ないため、大分市の担当者が記入 する場合もある。

公益による減免申請の添付書類のうち使用状況を証する資料について、申請内容によって不十分であると思われるものがあった。 担当者以外の誰が見ても判断できるような証拠書面を添付するべきである。

(意見)

・貧困・公益による減免において、毎年継続 的に確認する必要がある申請について、過年 度についても同様に減免の申請が適切にさ れていることを確認した。

新規の減免申請については、現行の名寄せ を手書し、決裁の上、決定している。

決裁後の修正入力については、ダブルチェックを行い、入力漏れがないように行っているが、令和2年度で1件の入力漏れがあったため、入力漏れ等がないようチェック機能を強化することが望まれる。

(意見)

3. 減免の手続きにおける実態調査

- ・減免の手続きにおける実態調査の項目、調査方法は合理的か。
- ・減免の手続きにおける実態調査は適切に行われているか(減免の理由、対象資産)。

・土地・家屋の実態調査の際、公益減免に該 当する箇所については、納税義務者に減免申 請するよう通知をしている。

なお、公益による減免申請があった案件について、実態調査後に資産の使用状況が変わった場合は見受けられず、申請後に新たに実態調査を実施した事例は令和2年度においては該当するものは認められなかった。

・公益による減免における継続適用の届出が 必要な施設においては、毎年度実態調査を実 施している。

上記の実態調査は、基本的には昨年度から 使用区分等の変更がないかの有無を確認す る。

なお、確認の手続を実施したことが確認できる書面等が漏れている案件が認められた (書面だけでは私道に該当するのか判断できないものがあった。)。

(意見)

・公益による減免における継続適用の届出が必要な施設のうち、弁護士会館について、減免対象の公益性の確認については、聞き取りした調査内容等の書類が不足しており、全てに公益性があると判断できるだけの書類が具備されていない。

(監査の結果)

4. 減免の取消し

- ・減免の取消しとなる基準は適切か
- ・減免の取消しとなる原因の確認は適切に 行われているか
- ・減免の取消しとなる事象はもれなく確認しているか
- ・減免の取消しに関する書類は適切に作成され、決裁を受け、保管されているか。

公益による減免の取消は以下の通りである。

・土地の減免の取消しについて、令和2年度で1件減免の取消があった。

内容を確認したところ、減免の要件を満た していないにもかかわらず、減免の手続が継 続されていた。

具体的には、保育園敷地の有償での貸付を 減免の取扱としていた。これは無償で貸して いることを口頭でのみ確認をし、無償賃借に 関する契約書や覚書等の書面を確認をせず に減免の対象として取り扱っていたことが 原因である。このため、適切な管理運営がさ れていれば起こりえなかったものである。

(監査の結果)

- ・減免の取消に関する書類は、更正請求において適切に作成・決裁及び保管されている。
- ・取消の網羅性については、現地調査で該当 の有無を確認することで対応できている。
- ・家屋の減免の取消しについて、令和 2 年度 では該当するものは認められなかった。
- ・なお、貧困による減免の取消は事前に財産 調査を行っていることから、そのような案件 は認められなかった。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、以下の指摘 事項を除き、指摘すべき事項はなかった。

(監査の結果)

- 3. 減免の手続きにおける実態調査
 - ・弁護士会館の公益性について

弁護士会館は、大分県弁護士会の組織や建物の活用状況から、減免対象の公益性について確認する必要性がある。

弁護士会館について、減免対象の公益性の確認については、聞き取りした調査内容等の書類が不足しており、全てに公益性があると判断できるだけの書類が具備されていない。

また、減免の対象となる資産について公益の用に供している旨の文言の記載及び施設の責任者(大分県弁護士会の会長)の署名を求めることが望まれる。

・「公財)森林ネットおおいた」と「公財)大分県自治人材育成センター」の建屋に ついて

上記建屋については、「公益社団法人若しくは公益財団法人が公益目的事業のため 所有し、かつ、公共の用に供されているもの」に該当するものとして、減免の取扱と している。しかしながら、使用状況に関する調査資料等が添付されていなかったこと から、減免として取り扱った減免対象が公益目的事業のための資産でかつ公共の用に 供されているのか判断できない。

減免の申請をする際は法人の責任者に公益目的事業のための資産で公共の用に供している旨の記載および署名を求めるべきである。

また、公共の用に供している資産というのは、一般公衆の共同使用に供されている 資産であると思われることから、上記の要件を適用させるのであれば減免対象の該当 資産を確認することが必要である。

なお、政策目的上、減免することが必要な施設等については大分市固定資産税減免 取扱要領第3条の別表に別途限定列挙することが望ましい。

4. 減免の取消し

保育園敷地の有償での貸付を減免の取扱としていた。これは無償で貸していることを口頭でのみ確認をし、無償賃借に関する契約書や覚書等の書面を確認をせずに減免の対象として取り扱っていたことが原因である。このため、適切な管理運営がされていれば起こりえなかったものである。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

2. 減免の申請

公益による減免申請の添付書類のうち使用状況を証する資料について、申請内容によって不十分であると思われるものがあった。担当者以外の誰が見ても判断できるような証拠書面を添付するべきである。

新規の減免申請について、決裁後の修正入力については、ダブルチェックを行い、入力漏れがないように行っているが、令和2年度で1件の入力漏れがあったため、入力漏れ等がないようチェック機能を強化することが望まれる。

3. 減免の手続きにおける実態調査

公益による減免における継続適用の届出が必要な施設においては、毎年度実態調査 を実施しているが、確認の手続を実施したことが確認できる書面等が漏れている案件 が認められた。

第4部 全体に共通する監査結果及び意見(総合意見)

第1. 固定資産税の課税に関する事務の執行について

1. IT化の促進について

監査対象となった固定資産税の課税に関する事務の執行において、IT化が十分でない、あるいは、よりIT化を進めることで業務の効率化を図れるものが認められる。

(1) 償却資産税に関する事務手続きにおいて、eLTAXによる償却資産税の電子申告データの統合税務システムへの手入力が行われている。

償却資産税は申告制度であり、納税者は自ら償却資産に関する申告書を提出し、それに基づいて償却資産税を課税することになる。

その場合、例えその申告書の提出が e L T A X を使った電子申告であっても、一旦、 紙面に印刷し、その申告内容を統合税務システムに手入力をしており、効率性の観点からも、ミスをする可能性からも望ましいとは言えない。

システムの見直しなどにより、電子申告データを直接データのまま統合税務システムに取り込むなど、人間が介在する余地を極力少なくすることが効率化とミスを防止する観点から必要と考えている。

(2) 土地・家屋の評価に必須である現地調査を行う際に、参考となる地図や図面などを紙面に印刷して調査を行っている。

土地や家屋の現地調査は法律によって定められた行為であり、また、土地や家屋といった固定資産は一つ一つの置かれている状況が異なることから、現地調査は適正な固定資産課税を行うに当たり非常に重要な手続きである。

にもかかわらず、必要と思われる資料を事前に紙面に印刷して持参しており、資料不足が現地で発覚した場合は後日確認するなどして対処せざるを得ない上、重要書類を紙面に印刷して持ち歩く行為は効率性の観点、個人情報保護の観点からも問題があると言わざるを得ない。

従って、土地や家屋に関するデータベースへ外部からタブレット端末でアクセスできるようにすることでペーパーレス化と個人情報保護を図れるとともに、資料不足の際に後日再確認を行うなどの非効率を改善することができる。

(3) 土地や家屋の古い資料の中には紙面で保管されており、膨大な保管場所の確保と、資料を探す時間の確保が難しくなってきている。

土地や家屋の古い資料の中にはデータベース化されず、未だに紙面で保管されているものが多数存在している。それらは大分市役所、東部資産税事務所、西部資産税事

務所の書庫に保管されているものの、保管場所は既にいっぱいになってきており、これ以上の保管は難しくなってきている。

また、紙面での保管は虫食いや湿気、欠落などとの戦いであり、その保管量から実際に紙面の書類を探す時間と併せて、膨大な手間と時間がかかっていると言える。

紙面の資料に関しては、早急にデータベース化を行い、保管場所の縮小や、保管状態の改善、データベースの検索機能を使った探す時間の短縮をすることが必要と考える。

(4) 土地や家屋、償却資産の情報収集として法務局、税務署から資料を入手する際、紙面で受け取り、土地や家屋の評価システム、統合税務システムへ手入力を行っている。

土地や家屋の登記情報や税務署から入手する償却資産の情報は必須であるものの、 未だに紙面でのやり取りを行っており、個人情報保護や情報管理の観点から問題があると言える。

また、受け取った紙面を土地や家屋の評価システム、統合税務システムへ手入力を 行うことはミスが発生する可能性が認められると共に、効率性の観点からも問題があ ると言える。

従って、外部から入手する情報も電子データで受け取り、システムへ直接取り込みができるよう、システムの見直しが必要と考えている。

2. 業務マニュアルの整備

固定資産税への課税は地方税法を中心に様々な法律で規定されているものの、その運営は各市町村に任されており、市町村に応じてその手続内容には大きな差が生じている。 そのため、適正かつ公平で、効率的な業務が行えるような統一したマニュアルの作成は 必須である。

(1) 償却資産税に関する事務手続きにおいては、統一したマニュアルが十分に整備されて おらず、担当者の経験や知識によって、適正な課税に差が出てしまう可能性がある。

具体的には、償却資産税の申告書と法人税等の申告書に添付される固定資産台帳とのズレの指摘まで行き届かない場合などがある。

ある程度の知識や経験値を持っている職員であれば疑問を持つこともあろうが、そうでない職員ではその疑問や問題に気付かないことも考えられるため、誰もが適正かつ公平で、効率的な事務手続きが行えるよう、不足しているマニュアルを整備すべきである。

3. 償却資産税に関する課税の強化

土地や家屋に対する固定資産税の課税については、登記事項であるというその資産の 性質からミスや漏れは生じにくいが、償却資産のような登記の必要でない、ある意味流動 的な資産に対する課税はミスや漏れが生じやすい現実が存在する。

(1) 固定資産台帳の提出の推進

償却資産税の申告に当たり、法人税や所得税申告書に必要な固定資産台帳の提出を任 意としている。

その結果、最も正確であろう固定資産台帳と大きく乖離した、言わば償却資産税を意図 的に減らすような申告書の提出も数多く見受けられる。

償却資産税が法人税や所得税の申告とは別個であるとしても、法律に基づいた重要な 税の申告であることは変わりなく、固定資産台帳の提出を強力に推進するべきである。

また、償却資産税は土地や家屋のように現地調査を行わないことがほとんどであり、正確な財産の状態を把握することが難しいことからも、固定資産台帳の提出は強力に推進するべきである。

(2) 償却資産申告書と固定資産台帳との乖離に対する行政指導等の権限強化

償却資産税は申告制度であり、申告書そのものを正として扱うのは当然であるが、疑わ しい申告内容や、意図的に償却資産税を減らすような申告内容を放置するのは問題であ ると言える。

償却資産の申告書と、偶然に入手した法人税申告における固定資産台帳との乖離をそのままにしておくような事例も見つかっており、償却資産税の申告内容を疑わないまでも、正確に確認作業を行い、意図的な間違いやミスなどは正しく行政指導を行うべきである。

また、そのような行政指導をする権限や人員が必要であれば、正確かつ公平な課税の観点から、権限の付与や人員の確保を行うべきである。

4. 死亡者課税に関する賦課替え事務の強化

税の基本的な概念から、死亡者に対する課税は出来ないことになっている。しかし、固定資産の所有者が死亡した場合、全てが適切に相続され、登記が行われないこともあり、結果として所有者不明で課税が出来なくなったり、滞納が発生し、結果的に時効が成立してしまうことも存在する。

所有者が不明となっている固定資産が数多く存在し、今後、団塊の世代の死亡に伴い発生する膨大な相続案件に対処するためにも、今から準備しても決して遅くないと考えている。

(1) 納税義務者が死亡した場合、賦課替えという手続きを行うことで、相続人等に発生し

た固定資産税の付け替えを行うことができる。

しかし、実際には相続人の調査やその手続きには膨大な手間と時間がかかるため、遅々 として進まないことも多い。

また、実際の手続きは相続人を探すための戸籍謄本の取り寄せから始まり、相続人との連絡を行うなど、様々な法的な手続きも求められるため、法的な知識や長年の経験が必要と言える。

従って、現在の職員に対する研修や人員の確保を行いつつ、大分市の税金に関わる部署のOBをはじめ、法的な手続きに長けた人員の採用も検討すべきである。

5. 滞納している税金の時効成立について

税の公平性の観点から、全ての滞納している税金について時効が成立しないように手続きを進めることは必要だが、実際は数多くの時効成立も発生している。

(1) 滞納している税金の不納欠損処理のマニュアル化

固定資産税等の延滞は毎年数多く発生しており、納税課にてその追跡と管理、回収を 日々行っており、滞納している税金の追跡と管理、回収には多大な人員と手間、コストが かかっている。

しかし、滞納税額よりもコストをかけて徴収を行うことは行政コストの観点から問題が存在するが、税の公平性の観点から考えると、コスト重視で滞納している税金の回収を 諦めることは妥当ではない。

従って、滞納税額よりも回収コストがかかる場合は、滞納者の資力を加味しつつ、公平 性の基準を明確にしながら、不納欠損処理を進めることも必要であると考える。

6. 固定資産税の減免の条件の厳格化

固定資産税の減免における、公益による減免において、減免の条件自体が曖昧、あるいは、その減免の認定のための調査が曖昧なものが見られている。

(1) 公益減免における減免条件の厳格化

固定資産税の減免には、公益による減免が認められており、所有者の性格に応じた減免 (例:自治会や公益法人等が保有する資産)と、所有者の経済状態に応じた減免(貧困による減免、例:生活保護世帯)とに分かれている。

その公益減免における減免条件が曖昧なものが存在している。

公益法人や公益性の高い法人が保有する、あるいは、公益性の高い使用方法をするというだけで全てが減免になるという、税の公平性を超越した特例的性格である事を考慮すると、免除対象者や対象資産は厳格に選定されるべきであり、慣例的、恒常的、あるいは、画一的な判断だけでは不足していると考える。

(2) 公益減免における減免調査の厳格化

公益による減免において、対象となる固定資産が本当に公益の為に使用されているか の調査を行うことになるが、その調査の段階において、現地確認を詳細に行わなかったり、 書面で済ませていたりする事案が見受けられている。

税の公平性の観点において、公益性の高さから減免を受けるのは特例的性格を有する ことから、その適用は厳格に行われるべきであると考える。

第2. 今後の行政の事務手続きにおける内部牽制制度の確立について

固定資産税の課税に関する事務手続きを監査する過程で、事務手続きにおける内部牽制 制度の確立について、意見を持ったので以下に記載している。

納税者の管理、土地や家屋の評価や登録や修正、納税通知書の発送、申告書の入力や更正、減免の申請、滞納状況の変更(差押えや不納欠損処理)、賦課替えなどが行われた場合など、あらゆる場面において、入力ミスや不正入力の予防と発見が重要になる。

例として、以下のような手法の予防策が考えられる。

- (1) 担当者、確認者、決裁者のチェックが無いと変更を確定させられず、未確定の案件 は未確定BOXに自動的に表示され、一定期間が経過すると決裁者に自動的に連絡 が行くようにする。
- (2) 一度入力をして確定させると権限者の許可が無い限り入力出来なくなる。

次に、ミスや不正を発見する手法については、以下のような手法が考えられる。

- (1) 毎月の入力や更正の一覧を自動的に出力させ、決裁記録のない入力や更正を探すことで発見が可能となる。
- (2) 変更内容などは履歴として各個人のデータに時系列に沿って全て表示させる。

以上のように、ミスや不正入力の予防と発見を重視した仕組みを改善、強化していくこと が重要である。

但し、これらの制度により業務が滞ることも考えられるため、時間と経費の費用対効果を 注視しつつ、職員の適正な責任と権限の範囲内で、繁忙期対策を予め織り込みながら取り組 むことが必要である。

また、関連する情報処理システムへの入力を極力減らすことでミスを防止、スピードアップにつながるため、電子申告データの自動取込みを行えるようにしたり、情報処理システム間を極力連携させることで人間が介在することを減らすことも重要であると考える。

以 上

参考

滞納整理事務の手引 公益財団法人 東京税務協会

平成 26 年度 高松市 包括外部監査結果報告書

平成 29 年度 新潟市 包括外部監査結果報告書

平成22年度 奈良市 包括外部監査の結果報告書

平成29年度 八尾市 包括外部監査の結果報告書(概要版)

平成 24 年度 神戸市 包括外部監査結果に基づき講じた措置等